官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法　律〕
○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（三五）　二
○株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律（三六）　八
〔政　令〕
○内閣府本府組織令の一部を改正する政令（一九二）　九
〔省　令〕
○地方自治法施行規則及び市町村の合併の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令（総務五〇）　九
〔規　則〕
○警察における重要経済安保情報に係る業務の適正の確保に関する規則（国家公安委六）　一〇
○国家公安委員会における特定秘密の保護に関する規則の一部を改正する規則（同七）　一二
○国家公安委員会における重要経済安保情報の保護に関する規則（同八）　一三
○国家公安委員会行政文書管理規則の一部を改正する規則（同九）　一五
〔法規的告示〕
○平成二十七年総務省告示第三百十四号（個人番号カード等に関する技術的基準）の一部を改正する件（デジタル庁・総務一二）　一九
○補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定めた件の一部を改正する件（国土交通三八六）　二三
〔その他告示〕
○特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件（農林水産七三〇）　三三
○国土交通省所管の補助金等の交付に関する事務の一部を地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）及び沖縄総合事務局長に委任した件の一部を改正する件（国土交通三八七）　三七
〔公　告〕
諸事項
官庁
公示送達関係　三六
裁判所
破産、免責、再生関係　三六
特殊法人等
地方公務員共済組合連合会関係　三六
地方公共団体
教育職員免許状取上げ処分、行旅死亡人関係　三七
会社その他
会社決算公告　四四

本号で公布された法令のあらまし

◇地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律

（法律第三五号）（内閣府本府）

1　昨年一二月に閣議決定した対応方針に基づき、地方が自らの発想でそれぞれの地域に合った行政を行うことができるようにするため、地方公共団体に対する義務付けの緩和等を行うこととし、関係法律の改正を行うこととした。

2　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して三月を経過した日から施行することとした。

◇株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律

（法律第三六号）（財務省）

1　特定投資業務による資金供給の対象となる事業者及び当該資金供給の内容の決定の期限を令和八年三月三一日から令和一三年三月三一日まで延長することとした。（附則第二条の一二関係）

2　特定投資業務の適確な実施のために政府が株式会社日本政策投資銀行（以下「会社」という。）に出資することができる期限を令和八年三月三一日から令和一三年三月三一日まで延長することとした。（附則第二条の一四関係）

3　特定投資業務を完了するよう努めなければならない期限を令和一三年三月三一日から令和二三年三月三一日まで延長することとした。（附則第二条の二〇関係）

4　検討

(一)　政府は、この法律の施行後適当な時期において、一般の金融機関が行う金融及び民間の投資の状況、会社による特定投資業務の実施状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、我が国経済の持続的な成長に資する長期資金その他の資金の供給の一層の促進を図る観点から、会社による特定投資業務の在り方及びこれを踏まえた会社に対する国の関与の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとした。（改正法附則第二項関係）

(二)　政府は、(一)の検討を行うに当たっては、一般の金融機関を代表する者その他の関係者の意見を聴かなければならないこととした。（改正法附則第三項関係）

5　この法律は、公布の日から施行することとした。

◇内閣府本府組織令の一部を改正する政令

（政令第一九二号）（内閣府本府）

1　重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和六年法律第二七号）の施行に伴い、独立公文書管理監の職務に重要経済安保情報の指定等の適正を確保するための措置に係る総合調整に関する事務を追加することとした。（本則関係）

2　この政令は、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律の施行の日（令和七年五月一六日）から施行することとした。

法律

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律をここに公布する。

御名御璽

令和七年五月十六日

内閣総理大臣　石破　茂

法律第三十五号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律

目次

第一章　デジタル庁関係（第一条）
第二章　総務省関係（第二条―第五条）
第三章　厚生労働省関係（第六条）
第四章　経済産業省関係（第七条）
第五章　国土交通省関係（第八条）
附則

第一章　デジタル庁関係

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正）

第一条　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

別表二十三の五の項の次に次のように加える。

二十三の六	都道府県知事	家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）による家畜人工授精師の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの

第二章　総務省関係

（地方自治法の一部改正）

第二条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第十六条第四項中「署名」の下に「（総務省令で定める署名に代わる措置を含む。）」を加える。

別表第一建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）の項中「、第十六条及び第七十七条の六十三」を「及び第十六条」に改める。

（住民基本台帳法の一部改正）

第三条　住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二十四の項中「の届出」を「、第十六条第一項若しくは第三項若しくは第十七条第二項の届出」に改め、「交付」の下に「、同法第七十三条の二第一項から第三項までの届出」を加え、同表の三十の項の次に次のように加える。

三十の二	法務省	恩赦法（昭和二十二年法律第二十号）による恩赦に関する事務であつて総務省令で定めるもの
三十の三	法務省	更生保護法（平成十九年法律第八十八号）による同法第二十五条第一項若しくは第三十六条第一項（同法第三十九条第五項、第四十二条及び第四十七条の三において準用する場合を含む。）の調査、同法第三十八条第一項の申出、同法第三章の保護観察の実施、同法第八十二条第一項の生活環境の調整の実施、同条第三項の調査、同法第八十三条若しくは第八十五条の二第一項の生活環境の調整の実施、同法第八十五条の更生緊急保護の実施、同法第八十八条の措置又は同法第八十八条の二若しくは第八十八条の三の援助に関する事務であつて総務省令で定めるもの
三十の四	法務省	心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第百十号）による同法第三十八条（同法第五十三条、第五十八条及び第六十三条において準用する場合を含む。）の調査又は同法第百六条の精神保健観察の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第一の三十一の項中「の作成」を「若しくは同条第四項の地図に準ずる図面の備付け」に改め、同表の三十九の項の次に次のように加える。

三十九の二	法務省	法務局における遺言書の保管等に関する法律（平成三十年法律第七十三号）による遺言書の保管又は情報の管理に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第一の四十四の二の項中「この欄」の下に「及び四十五の項」を加え、同表の四十五の項中「許可」の下に「又は同法、国税通則法その他の国税に関する法律若しくは地方税法による関税、国税若しくは貨物割の徴収若しくは調査（犯則事件の調査を含む。）」を加え、同項の次に次のように加える。

四十五の二	財務省	とん税法（昭和三十二年法律第三十七号）による同法第六条第三項の規定により国税徴収の例によるものとされるとん税の徴収又は特別とん税法（昭和三十二年法律第三十八号）による同法第六条の規定において準用する同項の規定により国税徴収の例によるものとされる特別とん税の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第一の八十の項中「第百九十条第一項の許可」の下に「、同条第二項の更新」を、「第二百条第一項」の下に「（同法第二百四十条の十一において準用する場合を含む。）」を加え、「同条第七項」を「同法第二百条第七項（同法第二百四十条の十一において準用する場合を含む。）」に改め、「第二百四十条の二第一項の登録」の下に「、同条第二項の更新、同法第二百四十条の六第一項の届出」を加え、「届出又は」を「届出」に改め、「第三百四十二条第一項の許可」の下に「又は同法第三百四十九条第一項の届出」を加え、同表中百一の三の項を百一の九の項とし、同項の次に次のように加える。

百一の十	国土交通省	河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）による同法第七十五条第一項の命令又は同法第七十七条第一項の指示に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第一中百一の二の項を百一の八の項とし、百一の項の次に次のように加える。

百一の二	国土交通省、独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社	土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）による土地区画整理事業の施行に関する事務であつて総務省令で定めるもの
百一の三	地方住宅供給公社	新住宅市街地開発法（昭和三十八年法律第百三十四号）による新住宅市街地開発事業の施行に関する事務であつて総務省令で定めるもの
百一の四	独立行政法人都市再生機構	流通業務市街地の整備に関する法律（昭和四十一年法律第百十号）による流通業務団地造成事業の施行に関する事務であつて総務省令で定めるもの

百一の五　独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社	都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）による市街地再開発事業の施行に関する事務であつて総務省令で定めるもの
百一の六　独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）による住宅街区整備事業の施行に関する事務であつて総務省令で定めるもの
百一の七　独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）による防災街区整備事業の施行に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第一の百八の項中「第七十七条の六十　（」を「第七十七条の六十一　（」に、「第七十七条の六十一」を「第七十七条の六十二」に改め、同表の百十二の項の次に次のように加える。

百十二の二　国土交通省	道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）による同法第三十八条第一項若しくは第二項又は第四十三条第八項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第一の百十三の項中「交付」の下に「、同法第七十八条第一項の認証、同法第九十三条の認証の取消し」を加え、同表の百十四の項中「又は」を「若しくは」に改め、「塡補」の下に「、同項第三号の補償又は同法第七十六条第三項の返還の請求」を加え、同表中百十七の三の項を百十七の四の項とし、百十七の二の項の次に次のように加える。

百十七の三　国土交通省	船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）による同法第五十五条第一項の許可、同法第六十条第二項の更新又は同法第六十一条第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第一の百十八の二の項の次に次のように加える。

百十八の三　国土交通省	海難審判法（昭和二十二年法律第百三十五号）による同法第二十九条の通告、同法第五章の審判、同法第四十九条若しくは第五十条の取上げ又は同条の還付に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第二中一の十の項を一の十一の項とし、一の九の項の次に次のように加える。

一の十　市町村長	地方自治法による同法第二百三十一条の三第一項の督促、同条第二項の徴収、同条第三項の処分若しくは同法第二百四十条第二項の督促若しくは強制執行又は同法に基づく条例による歳入（地方税を除く。）の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第二の四の二の項の次に次のように加える。

四の三　指定都市の長	難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）による同法第五条第一項の特定医療費の支給、同法第六条第一項の指定医の指定又は同法第二十八条第二項の指定難病要支援者証明事業の実施に関する事務のうち、同法第四十条第一項の規定により指定都市の長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第二の五の六の項中「小児慢性特定疾病医療費の支給」の下に「、同法第十九条の三第一項の指定医の指定、同法第十九条の二十二第四項の小児慢性特定疾病要支援者証明事業の実施」を加え、同表の五の二十九の項中「別表第三の七の十六の項」を「別表第三の七の十七の項」に改め、同表の五の三十八の項中「による」の下に「同法第七条第三項ただし書の探索、」を加え、同表中六の三の項を六の四の項とし、六の二の項を六の三の項とし、六の項の次に次のように加える。

六の二　保健所を設置する市又は特別区の長	使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）による同法第四十条第一項の更新、同法第四十六条第一項の登録、同法第二項の更新、同法第五十七条第一項の届出、同法第六十条第一項の許可、同条第二項の更新、同法第六十三条第一項の届出、同法第六十七条第一項の許可又は同法第七十一条第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第二の七の二の項の次に次のように加える。

七の三　市町村長	土地区画整理法による土地区画整理事業の施行に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七の四　市町村長	首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律（昭和三十三年法律第九十八号）による工業団地造成事業の施行に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七の五　市町村長	新住宅市街地開発法による新住宅市街地開発事業の施行に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七の六　市町村長	近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律（昭和三十九年法律第百四十五号）による工業団地造成事業の施行に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七の七　市町村長	流通業務市街地の整備に関する法律による流通業務団地造成事業の施行に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七の八　市町村長	都市再開発法による市街地再開発事業の施行に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七の九　市町村長	新都市基盤整備法（昭和四十七年法律第八十六号）による新都市基盤整備事業の施行に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七の十　市町村長	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法による住宅街区整備事業の施行に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七の十一　市町村長	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律による防災街区整備事業の施行に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七の十二　河川法第九条第五項の一級河川を管理する指定都市の長若しくは同法第十条第二項の二級河川を管理する指定都市の長又は同法第百条第一項の準用する河川を管理する市町村長	河川法による同法第七十五条第一項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の命令又は同法第七十七条第一項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の指示に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第二の九の二の項の次に次のように加える。

九の三　土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六十四条の政令で定める市（特別区を含む。以下この項及び別表第四の八の三の項において同じ。）の長	土壌汚染対策法による同法第三条第三項の通知、同法第四条第三項若しくは第五条第一項の命令又は同法第七条第一項の指示に関する事務のうち、同法第六十四条の規定により同条の政令で定められたものの実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第三中四の三の項を四の四の項とし、四の二の項を四の三の項とし、四の項の次に次のように加える。

四の二　都道府県知事	地方自治法による同法第二百三十一条の三第一項の督促、同条第二項の徴収、同条第三項の処分若しくは同法第二百四十条第二項の督促若しくは強制執行又は同法に基づく条例による歳入（地方税を除く。）の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第三の五の十の項中「（平成二十六年法律第五十号）」を削り、同表中七の二十四の項を七の二十五の項とし、同項の次に次のように加える。

七の二十六　都道府県知事	畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和三年法律第三十四号）による同法第三条第一項若しくは第四条第一項の認定、同法第九条第二項の届出又は同法第十条第一項から第三項までの認可に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第三中七の二十三の項を七の二十四の項とし、七の十の項から七の二十二の項までを一項ずつ繰り下げ、七の九の項の次に次のように加える。

七の十　都道府県知事	社会福祉士及び介護福祉士法による同法第四十八条の三第一項の登録、同法附則第十一条第一項の交付又は同条第二項の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第三の八の項の次に次のように加える。

八の二　都道府県知事	家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）による同法第十六条第一項の免許又は同法第二十四条の許可に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第三の九の項の次に次のように加える。

九の二　都道府県知事	遊漁船業の適正化に関する法律（昭和六十三年法律第九十九号）による同法第三条第一項の登録、同条第二項の更新又は同法第七条第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第三の十一の項の次に次のように加える。

十一の二　都道府県知事	採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）による同法第三十二条の登録又は同法第三十二条の七第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
十一の三　都道府県知事	砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）による同法第三条の登録又は同法第九条第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
十一の四　都道府県知事	使用済自動車の再資源化等に関する法律による同法第四十二条第一項の届出、同法第五十三条第一項の登録、同条第二項の更新、同法第四十六条第一項の届出、同法第五十七条第一項の許可、同条第二項の更新、同法第六十三条第一項の届出、同法第六十七条第一項の許可又は同法第七十一条第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第三の二十二の二の項の次に次のように加える。

二十二の三　都道府県知事	土地区画整理法による土地区画整理事業の施行に関する事務であつて総務省令で定めるもの
二十二の四　都県知事	首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律による工業団地造成事業の施行に関する事務であつて総務省令で定めるもの
二十二の五　都道府県知事	新住宅市街地開発法による新住宅市街地開発事業の施行に関する事務であつて総務省令で定めるもの
二十二の六　府県知事	近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律による工業団地造成事業の施行に関する事務であつて総務省令で定めるもの
二十二の七　都道府県知事	流通業務市街地の整備に関する法律による流通業務団地造成事業の施行に関する事務であつて総務省令で定めるもの
二十二の八　都道府県知事	都市再開発法による市街地再開発事業の施行に関する事務であつて総務省令で定めるもの
二十二の九　都道府県知事	新都市基盤整備法による新都市基盤整備事業の施行に関する事務であつて総務省令で定めるもの
二十二の十　都府県知事	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法による住宅街区整備事業の施行に関する事務であつて総務省令で定めるもの
二十二の十一　都道府県知事	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律による防災街区整備事業の施行に関する事務であつて総務省令で定めるもの
二十二の十二　河川法第九条第二項の一級河川を管理する都道府県知事又は同法第十条第一項の二級河川を管理する都道府県知事	河川法による同法第七十五条第一項の命令又は同法第七十七条第一項の指示に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第三中二十五の項を削り、二十四の項を二十五の項とし、二十三の三の項を二十四の項とし、二十六の項の次に次のように加える。

二十六の二　都道府県知事	土壌汚染対策法による同法第三条第三項の通知、同法第四条第三項若しくは第五条第一項の命令又は同法第七条第一項の指示に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第四中一の十一の項を一の十二の項とし、一の十の項を一の十一の項とし、一の九の項の次に次のように加える。

一の十　市町村長	地方自治法による同法第二百三十一条の三第一項の督促、同条第二項の徴収、同条第三項の処分若しくは同法第二百四十条第二項の督促若しくは強制執行又は同法に基づく条例による歳入（地方税を除く。）の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第四の三の二の項の次に次のように加える。

三の三　指定都市の長	難病の患者に対する医療等に関する法律による同法第五条第一項の特定医療費の支給、同法第六条第一項の指定医の指定又は同法第二十八条第二項の指定難病要支援者証明事業の実施に関する事務のうち、同法第四十条の規定により指定都市の長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第四の四の六の項中「小児慢性特定疾病医療費の支給」の下に「、同法第十九条の三第一項の指定医の指定、同法第十九条の二十二第四項の小児慢性特定疾病要支援者証明事業の実施」を加え、同表の四の三十八の項中「による」の下に「同法第七条第三項ただし書の探索、」を加え、同表中五の三の項を五の四の項とし、五の二の項を五の三の項とし、五の項の次に次のように加える。

五の二　保健所を設置する市又は特別区の長	使用済自動車の再資源化等に関する法律による同法第四十二条第一項の登録、同条第二項の更新、同法第四十六条第一項の届出、同法第五十三条第一項の登録、同条第二項の更新、同法第五十七条第一項の届出、同法第六十条第一項の許可、同条第二項の更新、同法第六十三条第一項の届出、同法第六十七条第一項の許可、同条第二項の更新、同法第七十条第一項の届出、同法第七十一条第一項の許可又は同法第七十一条第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第四の六の二の項の次に次のように加える。

六の三　市町村長	土地区画整理法による土地区画整理事業の施行に関する事務であつて総務省令で定めるもの
六の四　市町村長	首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律による工業団地造成事業の施行に関する事務であつて総務省令で定めるもの
六の五　市町村長	新住宅市街地開発法による新住宅市街地開発事業の施行に関する事務であつて総務省令で定めるもの
六の六　市町村長	近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律による工業団地造成事業の施行に関する事務であつて総務省令で定めるもの
六の七　市町村長	流通業務市街地の整備に関する法律による流通業務団地造成事業の施行に関する事務であつて総務省令で定めるもの
六の八　市町村長	都市再開発法による市街地再開発事業の施行に関する事務であつて総務省令で定めるもの
六の九　市町村長	新都市基盤整備法による新都市基盤整備事業の施行に関する事務であつて総務省令で定めるもの
六の十　市町村長	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法による住宅街区整備事業の施行に関する事務であつて総務省令で定めるもの
六の十一　市町村長	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律による防災街区整備事業の施行に関する事務であつて総務省令で定めるもの
六の十二　河川法第九条第五項の一級河川を管理する指定都市の長若しくは同法第十条第二項の二級河川を管理する指定都市の長又は同法第百条第一項の準用河川を管理する市町村長	河川法による同法第七十五条第一項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の命令又は同法第七十七条第一項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の指示に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第四の八の二の項の次に次のように加える。

八の三　土壌汚染対策法第六十四条の政令で定める市の長	土壌汚染対策法による同法第三条第三項の通知、同法第四条第三項若しくは第五条第一項の命令又は同法第七条第一項の指示に関する事務のうち、同法第六十四条の政令で定める市の長が行うこととされたものの実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第五中第四号の三を第四号の四とし、第四号の二を第四号の三とし、第四号の次に次の一号を加える。

四の二　地方自治法による同法第二百三十一条の三第一項の督促、同条第二項の徴収、同条第三項の処分若しくは同法第二百四十条第二項の督促若しくは強制執行又は同法に基づく条例による歳入（地方税を除く。）の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第五中第九号の八を第九号の九とし、第九号の七を第九号の八とし、第九号の六を第九号の七とし、第九号の五の次に次の一号を加える。

九の六　社会福祉士及び介護福祉士法による同法第四十八条の三第一項の登録、同法附則第十一条第一項の交付又は同条第二項の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第五第十号の十二の次に次の一号を加える。

十の十三　畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律による同法第三条第一項若しくは第四条第一項の認定、同法第九条第二項の届出又は同法第十条第一項から第三項までの認可に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第五第十一号の次に次の一号を加える。

十一の二　家畜改良増殖法による同法第十六条第一項の免許又は同法第二十四条の許可に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第五第十三号の次に次の一号を加える。

十三の二　遊漁船業の適正化に関する法律による同法第三条第一項の登録、同条第二項の更新又は同法第七条第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第五第十五号の次に次の三号を加える。

十五の二　採石法による同法第三十二条の登録又は同法第三十二条の七第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの

十五の三　砂利採取法による同法第三条の登録又は同法第九条第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの

十五の四　使用済自動車の再資源化等に関する法律による同法第四十二条第一項の登録、同条第二項の更新、同法第四十六条第一項の届出、同法第五十三条第一項の登録、同条第二項の更新、同法第五十七条第一項の届出、同法第六十条第一項の許可、同条第二項の更新、同法第六十三条第一項の届出、同法第六十七条第一項の許可、同条第二項の更新、同法第七十条第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第五第二十七号の二の次に次の十号を加える。

二十七の三　土地区画整理法による土地区画整理事業の施行に関する事務であつて総務省令で定めるもの	
二十七の四　首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律による工業団地造成事業の施行に関する事務であつて総務省令で定めるもの	
二十七の五　新住宅市街地開発法による新住宅市街地開発事業の施行に関する事務であつて総務省令で定めるもの	
二十七の六　近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律による工業団地造成事業の施行に関する事務であつて総務省令で定めるもの	
二十七の七　流通業務市街地の整備に関する法律による流通業務団地造成事業の施行に関する事務であつて総務省令で定めるもの	
二十七の八　都市再開発法による市街地再開発事業の施行に関する事務であつて総務省令で定めるもの	
二十七の九　新都市基盤整備法による新都市基盤整備事業の施行に関する事務であつて総務省令で定めるもの	
二十七の十　大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法による住宅街区整備事業の施行に関する事務であつて総務省令で定めるもの	
二十七の十一　密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律による防災街区整備事業の施行に関する事務であつて総務省令で定めるもの	
二十七の十二　河川法による同法第七十五条第一項の命令又は同法第七十七条第一項の指示に関する事務であつて総務省令で定めるもの	
一の二　監査委員	地方自治法による同法第二百四十二条第一項の措置の請求に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第五中第三十号を削り、第二十九号を第三十号とし、第二十八号の三を第二十九号とし、第三十一号の次に次の一号を加える。

三十一の二　土壌汚染対策法による同法第三条第三項の通知、同法第四条第三項若しくは第五条第一項の命令又は同法第七条第一項の指示に関する事務であつて総務省令で定めるもの	

別表第六の一の項の次に次のように加える。

（地方独立行政法人法の一部改正）	

第四条　地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第二号を次のように改める。

二　大学又は大学及び高等専門学校（以下この号において「大学等」という。）の設置及び管理を行うこと並びに次に掲げる出資又は援助を行うこと。

イ　当該大学等を設置する地方独立行政法人から委託を受けて、当該地方独立行政法人が保有する教育研究に係る施設、設備又は知的基盤（科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第二十四条の四に規定する知的基盤をいう。）の管理及び当該施設、設備又は知的基盤の他の大学、研究機関その他の者による利用の促進に係る事業を実施する者に対して行う出資

ロ　当該大学等における研究の成果を活用する事業（当該大学等における技術に関する研究の成果の提供を受けて商品を開発し、若しくは生産し、又は役務を開発し、若しくは提供する事業を除く。）であつて政令で定めるものを実施する者に対して行う出資

ハ　当該大学等における技術に関する研究の成果の活用を促進する事業であつて政令で定めるものを実施する者に対して行う出資（ニに該当するものを除く。）

ニ　産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十一条の規定による出資並びに人的及び技術的援助

（地方公共団体情報システム機構法の一部改正）

第五条　地方公共団体情報システム機構法（平成二十五年法律第二十九号）の一部を次のように改正する。

附則第九条の二第一項中「令和八年三月三十一日」を「令和十三年三月三十一日」に改める。

第三章　厚生労働省関係

（生活保護法の一部改正）

第六条　生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第五十四条の二第三項中「前項」を「第一項の規定により指定を受けた介護機関であつて別表第二の第二欄に掲げる指定又は許可を受けたもの（前項本文」に、「別表第二の第一欄に掲げる介護機関に係る同項」を「ものを含む。以下この項、次項及び第七項において「別表第二指定介護機関」という。）に係る第一項」に、「当該介護機関」を「当該別表第二指定介護機関」に改め、同条第四項中「第二項の規定により第一項の指定を受けたものとみなされた別表第二の第一欄に掲げる介護機関に係る同項の指定は、当該介護機関が同表」を「別表第二指定介護機関に係る第一項の指定は、当該別表第二指定介護機関が別表第二」に改め、同条に次の一項を加える。

7　別表第二指定介護機関について、別表第二の第五欄に掲げる届出があつたときは、当該届出に係る事由のうち第五項において準用する第五十条の二の規定による届出をすべき事由に相当するものに基づく届出があつたものとみなす。

別表第二中

「同法第七十七条第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定による同法第四十一条第一項本文の指定の全部又は一部の効力の停止があつたとき。	同法第七十七条第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定による同法第四十一条第一項本文の指定の全部又は一部の効力の停止があつたとき。
同法第七十七条第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定による同法第四十一条第一項本文の指定の全部又は一部の効力の停止があつたとき。	同法第七十七条第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定による同法第四十一条第一項本文の指定の全部又は一部の効力の停止があつたとき。
同法第七十七条第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定による同法第四十一条第一項本文の指定の全部又は一部の効力の停止があつたとき。	同法第七十七条第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定による同法第四十一条第一項本文の指定の全部又は一部の効力の停止があつたとき。
同法第七十八条の十の規定による同法第四十二条の二第一項本文の指定の全部又は一部の効力の停止があつたとき。	同法第七十八条の十の規定による同法第四十二条の二第一項本文の指定の全部又は一部の効力の停止があつたとき。
同法第七十八条の十の規定により読み替えて適用する同法第七十八条の十の規定による同法第四十二条の二第一項本文の指定の全部又は一部の効力の停止があつたとき。	同法第七十八条の十の規定により読み替えて適用する同法第七十八条の十の規定による同法第四十二条の二第一項本文の指定の全部又は一部の効力の停止があつたとき。
同法第七十八条の十の規定による同法第四十二条の二第一項本文の指定の全部又は一部の効力の停止があつたとき。	同法第七十八条の十の規定による同法第四十二条の二第一項本文の指定の全部又は一部の効力の停止があつたとき。
同法第七十八条の十の規定による同法第四十二条の二第一項本文の指定の全部又は一部の効力の停止があつたとき。	同法第七十八条の十の規定による同法第四十二条の二第一項本文の指定の全部又は一部の効力の停止があつたとき。
同法第八十四条第一項の規定による同法第四十六条第一項の指定の全部又は一部の効力の停止があつたとき。	同法第八十四条第一項の規定による同法第四十六条第一項の指定の全部又は一部の効力の停止があつたとき。

を

「同法第七十七条第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定による同法第四十一条第一項本文の指定の全部又は一部の効力	同法第七十七条第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定による同法第四十一条第一項本文の指定の全部又は一部の効力
同法第七十七条第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定による同法第四十一条第一項本文の指定の全部又は一部の効力	同法第七十七条第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定による同法第四十一条第一項本文の指定の全部又は一部の効力
同法第七十八条の十の規定による同法第四十二条の二第一項本文の指定の	同法第七十八条の十の規定による同法第四十二条の二第一項本文の指定の
同法第七十八条の十の規定により読み替えて適用する同法第七十八条の十の規定による同法第四十二条の二第一項本文の指定の全部又は一部の効力	同法第七十八条の十の規定により読み替えて適用する同法第七十八条の十の規定による同法第四十二条の二第一項本文の指定の全部又は一部の効力
同法第七十八条の十の規定による同法第四十二条の二第一項本文の指定の	同法第七十八条の十の規定による同法第四十二条の二第一項本文の指定の
同法第七十八条の十の規定による同法第四十二条の二第一項本文の指定の	同法第七十八条の十の規定による同法第四十二条の二第一項本文の指定の
同法第八十四条第一項の規定による同法第四十六条第一項の指定の全部又は	同法第八十四条第一項の規定による同法第四十六条第一項の指定の全部又は

同法第九十二条第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定による同法第四十八条第一項第一号の指定の全部又は一部の効力の停止があつたとき。	同法第七十五条第一項の規定による変更若しくは再開の届出又は同条第二項の規定による廃止若しくは休止の届出
同法第百四条第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定による同法第九十四条第一項の許可の全部又は一部の効力の停止があつたとき。	同法第七十五条第一項の規定による変更若しくは再開の届出又は同条第二項の規定による廃止若しくは休止の届出
同法第百十四条の六第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定による同法第百七条第一項の許可の全部又は一部の効力の停止があつたとき。	同法第七十五条第一項の規定による変更若しくは再開の届出又は同条第二項の規定による廃止若しくは休止の届出
同法第百十五条の九第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定による同法第五十三条第一項本文の指定

第四章　経済産業省関係

（産業競争力強化法の一部改正）

第七条　産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第九項中「国立大学法人等（」を削り、「第二条第五項に規定する国立大学法人等をいう。第二十一条において同じ」を「第二条第一項に規定する国立大学法人、同条第三項に規定する大学共同利用機関法人又は地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人（以下この項及び第二十一条において「国立大学法人等」という」に改める。

第五章　国土交通省関係

（建築基準法の一部改正）

第八条　建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）の一部を次のように改正する。

第十八条の三第一項中「第七十七条の六十二第二項第三号」を「第七十七条の六十三第二項第三号」に改める。

第七十七条の十九第六号及び第七十七条の三十五の三第六号中「第七十七条の六十二第二項」を「第七十七条の六十三第二項」に改める。

第七十七条の五十九第三号中「第七十七条の六十二第一項第四号」を「第七十七条の六十三第一項第四号」に改め、同条第四号中「第七十七条の六十二第二項第三号」を「第七十七条の六十三第二項第三号」に改める。

第七十七条の六十三を削り、第七十七条の六十二を第七十七条の六十三とし、第七十七条の六十一を第七十七条の六十二とする。

第七十七条の六十中「第七十七条の六十二第二項」を「第七十七条の六十三第二項」に改め、同条を第七十七条の六十一とし、第七十七条の五十九の二を第七十七条の六十とする。

第七十七条の六十六第二項中「第七十七条の五十九の二、第七十七条の六十二第一項」を「第七十七条の六十、第七十七条の六十三第一項」に、「第七十七条の六十三から前条まで」を「前二条」に、「第七十七条の六十、第七十七条の六十一並びに第七十七条の六十二第二項」を「第七十七条の六十一、第七十七条の六十二並びに第七十七条の六十三第二項」に、「第七十七条の五十九の二、第七十七条の六十一第三号及び第七十七条の六十二第二項第五号」を「第七十七条の六十、第七十七条の六十二第三号及び第七十七条の六十三第二項第五号」に改める。

第九十七条の五第一項中「、第十六条及び第七十七条の六十三」を「及び第十六条」に改める。

第九十九条第一項第十四号中「第七十七条の六十二第二項」を「第七十七条の六十三第二項」に改める。

第百六条第一項第二号中「第七十七条の六十一」を「第七十七条の六十二」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第二条（地方自治法第十六条第四項の改正規定に限る。）及び第五条の規定並びに次項の規定　公布の日

二　第二条（前号に掲げる改正規定を除く。）、第三条（住民基本台帳法別表第一の百八の項の改正規定、同法別表第三の改正規定（同表中二十五の項を削り、二十四の項を二十五の項とし、二十三の三の項を二十四の項とする部分に限る。）及び同法別表第五の改正規定（同表中第三十号を削り、第二十九号を第三十号とし、第二十八号の三を第二十九号とする部分に限る。）に限る。）及び第八条の規定　令和七年十二月一日

三　第六条の規定及び附則第三項の規定　令和八年四月一日

（地方独立行政法人法の一部改正に伴う経過措置）

2　地方公共団体は、この法律の施行の日前においても、地方独立行政法人法第八十条の規定により読み替えられた同法第七条又は第八条第二項の規定により、その議決を経て、第四条の規定による改正後の地方独立行政法人法第二十一条第二号に掲げる業務のうち同号イ、ロ若しくはニに掲げる出資若しくは援助に関するものを規定した定款を定め、又は定款に当該業務を規定する変更を行い、総務大臣及び文部科学大臣又は都道府県知事の認可を受けることができる。この場合において、当該認可の効力は、同日から生ずるものとする。

（生活保護法の一部改正に伴う経過措置）

3　第六条の規定による改正後の生活保護法第五十四条の二第三項、第四項及び第七項並びに別表第二の規定は、同表の第一欄に掲げる介護機関であって、第六条の規定の施行の際現に生活保護法第五十四条の二第一項の指定を受けているもの（同条第二項本文の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされたもの及び生活保護法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第百四号）附則第六条第一項の規定により同法第一条の規定による改正後の生活保護法第五十四条の二第一項の指定を受けたものとみなされたものを含む。）についても適用する。

内閣総理大臣　石破　茂
総務大臣　村上誠一郎
文部科学大臣　阿部　俊子
厚生労働大臣　福岡　資麿
経済産業大臣　武藤　容治
国土交通大臣　中野　洋昌

株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年五月十六日

内閣総理大臣　石破　茂

法律第三十六号

株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律

株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二条の十二第二項及び第二条の十四第一項中「令和八年三月三十一日」を「令和十三年三月三十一日」に改める。

附則第二条の二十第一項中「令和十三年三月三十一日」を「令和二十三年三月三十一日」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。

（特定投資業務に関する検討）

2　政府は、この法律の施行後適当な時期において、一般の金融機関が行う金融及び民間の投資の状況、株式会社日本政策投資銀行（以下この項において「会社」という。）による特定投資業務（この法律による改正後の株式会社日本政策投資銀行法附則第二条の十二第二項に規定する特定投資業務をいう。以下この項において同じ。）の実施状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、我が国経済の持続的な成長に資する長期資金その他の資金の供給の一層の促進を図る観点から、会社による特定投資業務の在り方及びこれを踏まえた会社に対する国の関与の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

3　政府は、前項の検討を行うに当たっては、一般の金融機関を代表する者その他の関係者の意見を聴かなければならない。

財務大臣　加藤　勝信
内閣総理大臣　石破　茂

政　令

内閣府本府組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年五月十六日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第百九十二号

内閣府本府組織令の一部を改正する政令

内閣は、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第十七条第九項の規定に基づき、この政令を制定する。

内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第三条の二第一号を次のように改める。

一　内閣総理大臣を長とし、内閣府設置法第四条第一項に規定する事務を主たる事務とする内閣府が内閣官房を助けることがふさわしい内閣の重要政策について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて行う行政各部の施策の統一を図るために必要となる総合調整に関する事務のうち、次に掲げる措置に係るものに関すること。

イ　特定秘密の保護に関する法律（平成二十五年法律第百八号）附則第九条に規定する独立した公正な立場において行う、行政機関の長（同法第三条第一項本文に規定するものをいう。）による同項の規定による指定及び同法第四条第七項の規定による解除並びに当該指定を受けた情報を記録する行政文書（公文書等の管理に関する法律第二条第四項に規定するものをいう。ロにおいて同じ。）の管理の適正を確保するための検証、監察その他の措置

ロ　行政機関の長（重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律第二条第二項に規定するものをいう。）による同法第三条第一項の規定による指定及び同法第四条第七項の規定による解除並びに当該指定を受けた情報を記録する行政文書の管理の適正を確保するための検証、監察その他の措置

附　則

この政令は、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和六年法律第二十七号）の施行の日（令和七年五月十六日）から施行する。

内閣総理大臣　石破　茂

省　令

○総務省令第五十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第十六条第四項（市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第三十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、地方自治法施行規則及び市町村の合併の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年五月十六日

総務大臣　村上誠一郎

地方自治法施行規則及び市町村の合併の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令

（地方自治法施行規則の一部改正）

第一条　地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第一条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第十六条第四項の総務省令で定める措置は、総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）第二条第二項第一号イに規定する電子署名とする。	［新設］
第一条の二　［略］	**第一条**　［同上］
第三条　地方自治法第八十五条第一項、第二百六十二条第一項及び第二百九十一条の六第七項において準用する公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第五十条第四項及び第五項並びに地方自治法施行令第百六条、第百十四条、第百十七条、第百八十四条、第二百十三条の五第一項、第二百十四条の四及び第二百十五条の四において準用する公職選挙法施行令第四十一条第四項の規定による投票用封筒は、公職選挙法施行規則第八条の規定による様式に準じて調製しなければならない。	**第三条**　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十五条第一項、第二百六十二条第一項及び第二百九十一条の六第七項において準用する公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第五十条第四項及び第五項並びに地方自治法施行令第百六条、第百十四条、第百十七条、第百八十四条、第二百十三条の五第一項、第二百十四条の四及び第二百十五条の四において準用する公職選挙法施行令第四十一条第四項の規定による投票用封筒は、公職選挙法施行規則第八条の規定による様式に準じて調製しなければならない。
第十二条の二の二　地方自治法第百二十三条第三項の総務省令で定める措置は、総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第二条第二項第一号イに規定する電子署名とする。	**第十二条の二の二**　地方自治法第百二十三条第三項の総務省令で定める措置は、総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）第二条第二項第一号に規定する電子署名とする。
別　記 **投票用紙様式の一**（第一条の二関係） ［様式略］ **投票用紙様式の二**（第一条の二関係） ［様式略］	**別　記** **投票用紙様式の一**（第一条関係） ［同上］ **投票用紙様式の二**（第一条関係） ［同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（市町村の合併の特例に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　市町村の合併の特例に関する法律施行規則（平成十七年総務省令第四十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
（合併特例区規則の公布に係る署名に代わる措置） **第十三条の二**　地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号）第一条の規定は、法第三十五条第二項において準用する地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第十六条第四項の総務省令で定める措置について準用する。	［新設］
（合併特例区に係る決算の調製等の様式） **第十四条**　令第四十三条第三項に規定する決算の調製の様式及び同条第二項の規定による書類の様式は、地方自治法施行規則第十六条の規定による決算の調製の様式並びに同規則第十六条の二の規定による歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書の様式に準じるものでなければならない。	（合併特例区に係る決算の調製等の様式） **第十四条**　令第四十三条第三項に規定する決算の調製の様式及び同条第二項の規定による書類の様式は、地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号）第十六条の規定による決算の調製の様式並びに同規則第十六条の二の規定による歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書の様式に準じるものでなければならない。
（合併特例区に係る指定納付受託者に対する納付の委託の要件） **第十四条の二**　地方自治法施行規則第十二条の二の十一第一項の規定は、法第四十七条において準用する地方自治法第二百三十一条の二の二第一号に規定する総務省令で定めるものについて準用する。	（合併特例区に係る指定納付受託者に対する納付の委託の要件） **第十四条の二**　地方自治法施行規則第十二条の二の十一第一項の規定は、法第四十七条において準用する地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の二第一号に規定する総務省令で定めるものについて準用する。
2　［略］	2　［同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和七年法律第三十五号）の公布の日から施行する。

規　則

○国家公安委員会規則第六号

警察法施行令（昭和二十九年政令第百五十一号）第十三条第一項の規定に基づき、警察における重要経済安保情報に係る業務の適正の確保に関する規則を次のように定める。

令和七年五月十六日

国家公安委員会委員長　坂井　学

警察における重要経済安保情報に係る業務の適正の確保に関する規則

（目的）

第一条　この規則は、警察における重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和六年法律第二十七号。以下「法」という。）の適正な運用を確保するため、警察庁長官（以下「長官」という。）による重要経済安保情報（法第三条第一項の重要経済安保情報をいう。以下同じ。）の指定及び解除の状況の報告その他の必要な事項を定めることを目的とする。

（指定及び解除の状況の報告）

第二条　長官は、国家公安委員会に対し、毎年度少なくとも一回、警察庁における重要経済安保情報の指定及び解除の状況を報告するものとする。

（保護措置の実施の状況の報告）

第三条　長官は、国家公安委員会に対し、毎年度少なくとも一回、警察庁及び都道府県警察（次条第一項及び第五条第一項において「警察庁等」という。）における重要経済安保情報の保護措置の実施の状況を報告するものとする。

2　警視総監及び道府県警察本部長（次条及び第五条において「警察本部長」という。）は、それぞれ、都道府県公安委員会に対し、毎年度少なくとも一回、当該都道府県警察における重要経済安保情報の保護措置の実施の状況を報告するものとする。

（その他の措置の実施の状況の報告）

第四条　第二条及び前条第一項に定めるもののほか、長官は、国家公安委員会に対し、毎年度少なくとも一回、警察庁等における適性評価（法第十二条第一項に規定する適性評価をいう。次項及び次条において同じ。）その他法及び重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律施行令（令和七年政令第二十六号）（次項及び次条において「法令」という。）の規定により長官及び警察本部長が講ずることとされる措置の実施の状況を報告するものとする。

2　前条第二項に定めるもののほか、警察本部長は、それぞれ、都道府県公安委員会に対し、毎年度少なくとも一回、当該都道府県警察における適性評価その他法令の規定により警察本部長が講ずることとされる措置の実施の状況を報告するものとする。

（臨時の報告）

第五条　第二条、第三条第一項及び前条第一項に定めるもののほか、長官は、国家公安委員会から、警察庁における重要経済安保情報の指定及び解除の状況、警察庁等における重要経済安保情報の保護措置の実施の状況又は警察庁等における適性評価その他法令の規定により長官及び警察本部長が講ずることとされる措置の実施の状況について報告を求められたときは、速やかに、当該状況を報告するものとする。

2　第三条第二項及び前条第二項に定めるもののほか、警察本部長は、それぞれ、都道府県公安委員会から、当該都道府県警察における重要経済安保情報の保護措置の実施の状況又は適性評価その他法令の規定により警察本部長が講ずることとされる措置の実施の状況について報告を求められたときは、速やかに、当該状況を報告するものとする。

附　則

この規則は、法の施行の日（令和七年五月十六日）から施行する。

○国家公安委員会規則第七号

警察法施行令（昭和二十九年政令第百五十一号）第十三条第一項の規定に基づき、国家公安委員会における特定秘密の保護に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年五月十六日

国家公安委員会委員長　坂井　学

国家公安委員会における特定秘密の保護に関する規則の一部を改正する規則

国家公安委員会における特定秘密の保護に関する規則（平成二十六年国家公安委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（保全責任者等） **第三条**　［略］ 2　保全責任者は、特定秘密管理者の管理する特定秘密文書等（令第四条に規定する特定秘密文書等をいう。以下同じ。）の保管及びこれに伴う事務を行うほか、特定秘密を適切に保護するために必要な措置を講ずるものとする。 ［3・4　略］ （職員の範囲の制限） **第四条**　法第十一条の規定により特定秘密の取扱いの業務を行うことができることとされる者のうちからの特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員（国家公安委員会の委員長及び委員並びに会務官及び会務官に置かれる職員をいう。第二十九条第一項を除き、以下同じ。）の範囲の決定（法第六条第一項の規定により提供を受ける特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員の範囲の決定を含む。）は、係単位又は官職単位で行う方法その他その取扱いの業務の実情に応じた方法により行い、その範囲は当該特定秘密を知得させる必要性を考慮して必要最小限にとどめるものとする。 2　［略］ （通知の方法） **第九条**　法第三条第二項第二号の規定による通知（令第十六条第一号に規定する法第三条第二項第二号に掲げる措置を含む。）は、国家公安委員会が、指定の有効期間が満了する年月日及び指定に係る特定秘密の概要を記載した別記様式第三号の書面により行うものとする。 2　［略］ （指定の有効期間の延長に伴う通知等） **第十二条**　令第八条第一号の規定による通知（令第十六条第三号の通知を含む。）は、国家公安委員会が、当該指定の有効期間が延長された旨及び延長後の当該指定の有効期間が満了する年月日を記載した別記様式第六号の書面により行うものとする。 ［2・3　略］ （特定秘密表示の抹消） **第十五条**　令第七条第一項第一号及び第十条第一項第一号の規定による特定秘密表示の抹消（令第十六条第二号イ及び第四号イに規定する特定秘密表示の抹消を含む。）は、保全責任者が、次の各号に掲げる特定秘密文書等の区分に応じ、当該各号に定める方法によりするものとする。 ［一～三　略］ 2　前項に規定する特定秘密表示の抹消を行う場合において、同項第一号に掲げる文書又は図画が第八条第二項の規定による記載をしたものであり、引き続き当該記載をすることを要しなくなったときは、同号の規定の例により、当該記載を抹消するものとする。 （指定の有効期間の満了に伴う措置） **第十六条**　［1・2　略］ 3　令第七条第一項第二号の規定による通知（令第十六条第二号ロの通知を含む。）は、国家公安委員会が、当該指定の有効期間が満了した旨を記載した別記様式第十号の書面により行うものとする。 ［4・5　略］	（保全責任者等） **第三条**　［同上］ 2　保全責任者は、特定秘密管理者の管理する特定秘密文書等（令第四条に規定する特定秘密文書等をいう。以下同じ。）の登録及び保管並びにこれらに伴う事務を行うほか、特定秘密を適切に保護するために必要な措置を講ずるものとする。 ［3・4　同上］ （職員の範囲の制限） **第四条**　法第十一条の規定により特定秘密の取扱いの業務を行うことができることとされる者のうちからの特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員（国家公安委員会の委員長及び委員並びに会務官及び会務官に置かれる職員をいう。以下同じ。）の範囲の決定（法第六条第一項の規定により提供を受ける特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員の範囲の決定を含む。）は、係単位又は官職単位で行う方法その他その取扱いの業務の実情に応じた方法により行い、その範囲は当該特定秘密を知得させる必要性を考慮して必要最小限にとどめるものとする。 2　［同上］ （通知の方法） **第九条**　法第三条第二項第二号に規定する通知（令第十六条第一号に規定する法第三条第二項第二号に掲げる措置を含む。）は、国家公安委員会が、指定の有効期間が満了する年月日及び指定に係る特定秘密の概要を記載した別記様式第三号の書面により行うものとする。 2　［同上］ （指定の有効期間の延長に伴う通知等） **第十二条**　令第八条第一号の規定による通知（令第十六条第三号の規定によるものを含む。）は、国家公安委員会が、当該指定の有効期間が延長された旨及び延長後の当該指定の有効期間が満了する年月日を記載した別記様式第六号の書面により行うものとする。 ［2・3　同上］ （特定秘密表示の抹消） **第十五条**　令第七条第一項第一号及び第十一条第一項第一号の規定による特定秘密表示の抹消（令第十六条第二号イ及び第四号イの規定によるものを含む。）は、保全責任者が、次の各号に掲げる特定秘密文書等の区分に応じ、当該各号に定める方法によりするものとする。 ［一～三　同上］ 2　前項に規定する特定秘密表示の抹消を行う場合において、同項第一号に掲げる文書又は図画が第八条第二項の規定による記載をしたものであるときは、同号の規定の例により、当該記載を抹消するものとする。 （指定の有効期間の満了に伴う措置） **第十六条**　［1・2　同上］ 3　令第七条第一項第二号の規定による通知（令第十六条第二号ロの規定によるものを含む。）は、国家公安委員会が、当該指定の有効期間が満了した旨を記載した別記様式第十号の書面により行うものとする。 ［4・5　同上］

（指定の解除に伴う措置）

第十七条　［略］

2　令第十条第一項第二号の規定による通知（令第十六条第四号ロの通知を含む。）は、国家公安委員会が、当該指定が解除された旨及びその年月日を記載した別記様式第十二号の書面により行うものとする。

［３・４　略］

（特定秘密文書等の保管容器等）

第二十一条　［略］

2　特定秘密文書等（文書又は図画に限る。）が他の行政文書（公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号。以下「公文書管理法」という。）第二条第四項に規定する行政文書（文書又は図画に限り、重要経済安保情報文書等（重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律施行令（令和七年政令第二十六号）第四条に規定するものをいう。）を除く。）をいう。以下この項において同じ。）と同一の行政文書ファイル（公文書管理法第五条第二項に規定する行政文書ファイルをいう。）にまとめられている場合には、当該特定秘密文書等を他の行政文書とは別のファイリング用具に格納した上で、前項の規定により保管するものとする。

［３・４　略］

（特定秘密を取り扱うために使用する電子計算機の使用の制限等）

第二十三条　［１・２　略］

3　前二項に規定するもののほか、特定秘密の取扱いの業務を行う職員は、特定秘密である情報を記録する電磁的記録を取り扱う場合には、最新の情報の機密性、完全性及び可用性の確保に関する基準であって特定秘密管理者が定めるものを厳格に適用するとともに、最新の政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準に定める情報の取扱いに関する遵守事項に即した適切な対応をとるものとする。

4　［略］

（指定の解除に伴う措置）

第十七条　［同上］

2　令第十条第一項第二号の規定による通知（令第十六条第四号ロの規定によるものを含む。）は、国家公安委員会が、当該指定が解除された旨及びその年月日を記載した別記様式第十二号の書面により行うものとする。

［３・４　同上］

（特定秘密文書等の保管容器等）

第二十一条　［同上］

2　特定秘密文書等（文書又は図画に限る。）が他の行政文書と同一の行政文書ファイルにまとめられている場合には、当該特定秘密文書等を他の行政文書とは別のファイリング用具に格納した上で、前項の規定により保管するものとする。

［３・４　同上］

（特定秘密を取り扱うために使用する電子計算機の使用の制限等）

第二十三条　［１・２　同上］

3　前二項に規定するもののほか、特定秘密の取扱いの業務を行う職員は、特定秘密である情報を記録する電磁的記録を取り扱う場合には、最新の情報の機密性、完全性及び可用性の確保に関する基準であって特定秘密管理者が定めるものを厳格に適用するとともに、最新の政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準に定める情報の取扱いに関する遵守事項に即した適切な対応をとるものとする。

4　［同上］

（特定秘密文書等管理簿）

第二十四条　特定秘密管理者は、特定秘密文書等の作成（翻訳、複製並びに電磁的記録の記憶媒体への記録及び印刷を含む。第四項、第三十五条第二項及び第三十八条第四項を除き、以下同じ。）、交付その他の取扱いの状況を管理するための簿冊（以下「特定秘密文書等管理簿」という。）を備えるものとする。

2　保全責任者は、特定秘密文書等について、指定の整理番号、特定秘密文書等の件名、登録番号（特定秘密文書等ごとに付する一連番号をいう。以下同じ。）、作成又は受領の年月日及び交付先その他の事項を特定秘密文書等管理簿に記載し、又は記録するものとする。

［３・４　略］

（交付の方法）

第二十九条　特定秘密文書等を交付するときは、受領書又は特定秘密文書等管理簿に、当該交付の対象者又はその指名した職員（法第十一条の規定により特定秘密の取扱いの業務を行うことができることとされる者に限る。）から記名を得るなど交付の記録を残すものとする。

［２・３　略］

（文書等の接受）

第三十三条　封かんされている特定秘密文書等は、名宛人又はその指名した職員（法第十一条の規定により特定秘密の取扱いの業務を行うことができることとされる者に限る。第三十七条及び第三十九条第三項において同じ。）でなければ開封してはならない。

（廃棄）

第三十七条　特定秘密文書等（物件を除く。）の廃棄は、公文書管理法第八条第二項に規定する内閣総理大臣の同意を得た上で、保全責任者又はその指名する職員の立会いの

（特定秘密文書等管理簿）

第二十四条　特定秘密管理者は、特定秘密文書等の作成（翻訳、複製並びに電磁的記録の記憶媒体への記録及び印刷を含む。以下この条及び次条において同じ。）、交付その他の取扱いの状況を管理するための簿冊（以下「特定秘密文書等管理簿」という。）を備えるものとする。

2　保全責任者は、特定秘密文書等について、指定の整理番号、特定秘密文書等の件名、登録番号（特定秘密文書等ごとに付する一連番号をいう。第二十六条及び第三十五条において同じ。）、作成又は受領の年月日及び交付先その他の事項を特定秘密文書等管理簿に記載し、又は記録するものとする。

［３・４　同上］

（交付の方法）

第二十九条　特定秘密文書等を交付するときは、受領書又は特定秘密文書等管理簿に、当該交付の対象者又はその指名した職員（法第十一条の規定により特定秘密の取扱いの業務を行うことができることとされる者に限る。第三十三条、第三十七条及び第三十九条第三項において同じ。）から記名を得るなど交付の記録を残すものとする。

［２・３　同上］

（文書等の接受）

第三十三条　封かんされている特定秘密文書等は、名宛人又はその指名した職員でなければ開封してはならない。

（廃棄）

第三十七条　特定秘密文書等（物件を除く。）の廃棄は、公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号。以下「公文書管理法」という。）第八条第二項に規定する

下に、焼却、粉砕、細断、溶解、破壊その他の当該特定秘密文書等を復元できないようにするための方法により確実に行うものとする。

2　［略］

第三十九条　［1～3　略］

4　第一項及び第二項の検査においては、特定秘密文書等管理簿及び特定秘密文書等保管管理簿の記載又は記録と特定秘密文書等の保管の状況の照合のほか、この規則に規定された措置が確実に講じられているか否かの確認を中心に行うものとする。

（他の行政機関に対する特定秘密の提供）

第四十二条　法第六条第一項の規定による他の行政機関に対する特定秘密の提供は、第三章第三節の規定に従い、特定秘密文書等を交付し、又は特定秘密を伝達することにより行うものとする。

（公益上の必要による特定秘密の提供の手続）

第四十五条　法第十条第一項の規定により特定秘密を提供する場合における特定秘密文書等の交付についての第二十九条第一項の規定の適用については、同項中「職員（法第十一条の規定により特定秘密の取扱いの業務を行うことができることとされる者に限る。）」とあるのは、「者」とする。

（指定前の取扱い）

第四十七条　指定が予想される情報又は当該情報に係る文書、図画、電磁的記録若しくは物件については、法、令、運用基準及びこの規則に定める措置に準じた措置を講ずるよう努めるものとする。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この規則は、令和七年五月十六日から施行する。

内閣総理大臣の同意を得た上で、保全責任者又はその指名する職員の立会いの下に、焼却、粉砕、細断、溶解、破壊その他の当該特定秘密文書等を復元できないようにするための方法により確実に行うものとする。

2　［同上］

第三十九条　［1～3　同上］

4　第一項及び第二項の検査においては、特定秘密文書等管理簿及び特定秘密文書等保管管理簿の記載及び記録と特定秘密文書等の保管の状況の照合のほか、この規則に規定された措置が確実に講じられているか否かの確認を中心に行うものとする。

（他の行政機関に対する特定秘密の提供）

第四十二条　法第六条第一項に規定する他の行政機関に対する特定秘密の提供は、第三章第三節の規定に従い、特定秘密文書等を交付し、又は特定秘密を伝達することにより行うものとする。

（公益上の必要による特定秘密の提供の手続）

第四十五条　法第十条第一項の規定により特定秘密を提供する場合における特定秘密文書等の交付について第二十九条第一項の規定を適用する場合には、同条中「職員（法第十一条の規定により特定秘密の取扱いの業務を行うことができることとされる者に限る。第三十三条、第三十七条及び第三十九条第三項において同じ。）」とあるのは「者」と読み替えるものとする。

（指定前の取扱い）

第四十七条　指定が予想される情報又は当該情報に係る文書、図画、電磁的記録又は物件については、法、令、運用基準及びこの規則に定める措置に準じた措置を講ずるよう努めるものとする。

○国家公安委員会規則第八号

警察法施行令（昭和二十九年政令第百五十一号）第十三条第一項の規定に基づき、国家公安委員会における重要経済安保情報の保護に関する規則を次のように定める。

令和七年五月十六日

国家公安委員会委員長　坂井　学

国家公安委員会における重要経済安保情報の保護に関する規則

目次

第一章　総則（第一条―第五条）
第二章　重要経済安保情報の指定等（第六条―第十七条）
第三章　重要経済安保情報の取扱いの業務
第一節　重要経済安保情報の保護のための環境整備（第十八条―第二十四条）
第二節　重要経済安保情報文書等の作成等（第二十五条・第二十六条）
第三節　重要経済安保情報文書等の交付、伝達、運搬等（第二十七条―第三十四条）
第四節　重要経済安保情報文書等の保管等（第三十五条―第三十八条）
第五節　検査（第三十九条）
第六節　紛失時等の措置（第四十条）
第四章　指定等が法等に従っていないと認めたときの措置（第四十一条）
第五章　他の行政機関等に対する重要経済安保情報の提供（第四十二条―第四十五条）
第六章　通報窓口（第四十六条）
第七章　雑則（第四十七条―第五十条）
附則

第一章　総則

（趣旨）

第一条　この規則は、国家公安委員会において重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和六年法律第二十七号。以下「法」という。）第三条第一項の規定により指定された重要経済安保情報（以下単に「重要経済安保情報」という。）を適切に保護するために必要な事項を定めるものとする。

2　国家公安委員会における重要経済安保情報の保護に関しては、法、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律施行令（令和七年政令第二十六号。以下「令」という。）及び法第十八条第一項に規定する基準（以下「運用基準」という。）のほか、法律及びこれに基づく命令の規定により特別の定めがある場合を除き、この規則の定めるところによるものとする。

（重要経済安保情報管理者）

第二条　国家公安委員会における令第十一条第一項第一号に規定する重要経済安保情報の保護に関する業務を管理する者（以下「重要経済安保情報管理者」という。）は、警察庁長官官房国家公安委員会会務官（第四条第一項及び第四十六条において「会務官」という。）とする。

（保全責任者等）

第三条　重要経済安保情報管理者は、重要経済安保情報の保護に関する業務を補助させる者として保全責任者を指名するものとする。

2　保全責任者は、重要経済安保情報管理者の管理する重要経済安保情報文書等（令第四条に規定する重要経済安保情報文書等をいう。以下同じ。）の保管及びこれに伴う事務を行うほか、重要経済安保情報を適切に保護するために必要な措置を講ずるものとする。

3　重要経済安保情報管理者は、保全責任者が不在であることその他の理由によりその職務を行うことができないときは、臨時にその職務を代行する職員（次項において「臨時代行職員」という。）を指名することができる。

4　保全責任者及び臨時代行職員は、法第十一条第一項又は第二項の規定により重要経済安保情報の取扱いの業務を行うことができることとされる者でなければならない。

（職員の範囲の制限）

第四条　法第十一条第一項又は第二項の規定により重要経済安保情報の取扱いの業務を行うことができることとされる者のうちからの重要経済安保情報の取扱いの業務を行わせる職員（国家公安委員会の委員長及び委員並びに会務官及び会務官に置かれる職員をいう。第二十九条第一項を除き、以下同じ。）の範囲の決定（法第六条第一項の規定により提供を受ける重要経済安保情報の取扱いの業務を行わせる職員の範囲の決定を含む。）は、係単位又は官職単位で行う方法その他その取扱いの業務の実情に応じた方法により行い、その範囲は当該重要経済安保情報を知得させる必要性を考慮して必要最小限にとどめるものとする。

2　重要経済安保情報管理者は、前項の重要経済安保情報の取扱いの業務を行わせる職員の範囲を、書面（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下同じ。）を含む。第九条第二項、第十条第二項、第十二条第二項及び第三項後段、第十六条第四項及び第五項後段、第十七条第三項及び第四項後段並びに第四十八条を除き、以下同じ。）に記載しておくものとする。

（保全教育）

第五条　重要経済安保情報管理者は、職員に対し、重要経済安保情報を適切に保護するために必要な知識の習得及び意識の高揚を図るための教育を実施するものとする。

2　前項の教育は、重要経済安保情報の取扱いの業務を行う職員（国家公安委員会の委員長及び委員を除く。）が少なくとも年一回受講することができるように実施するものとする。ただし、必要な場合は、当該教育を臨時に実施するものとする。

3　重要経済安保情報管理者は、新たに重要経済安保情報の取扱いの業務を行うこととされる職員に対して、その取扱いの業務を行う前に、第一項の教育を実施するよう努めるものとする。

第二章　重要経済安保情報の指定等

（重要経済安保情報の指定）

第六条　法第三条第一項の規定による重要経済安保情報の指定（以下単に「指定」という。）は、別記様式第一号の書面により行うものとする。

2　職員は、その職務において、指定をすべき情報があると認めた場合は、直ちに重要経済安保情報管理者に通報することその他の適切な措置を講ずるものとする。

（指定管理簿の様式等）

第七条　令第三条に規定する指定管理簿（以下この条において「指定管理簿」という。）は、重要経済安保情報管理者が管理するものとする。

2　指定管理簿の様式は、別記様式第二号のとおりとする。

3　重要経済安保情報管理者は、指定管理簿に指定及び解除に係る事項その他の必要な事項を記載し、又は記録するものとする。

4　重要経済安保情報管理者は、前項の規定により記載又は記録をしたときは、内閣府独立公文書管理監に対し、必要に応じ、指定管理簿の写しを提出するものとする。

（重要経済安保情報の表示の方法）

第八条　重要経済安保情報表示（令第四条に規定する重要経済安保情報表示をいい、令第十四条第一号に規定する法第三条第二項第一号に掲げる措置を含む。以下同じ。）は、保全責任者が、次の各号に掲げる重要経済安保情報文書等の区分に応じ、当該各号に定めるところによりするものとする。

一　重要経済安保情報である情報を記録する文書又は図画　その見やすい箇所に、印刷、押印その他これらに準ずる確実な方法により「重要経済安保情報」の文字及び枠を赤色（やむを得ない場合には、赤色以外の色。以下同じ。）で付すること。この場合において、当該文書又は図画のうち当該情報を記録する部分を容易に区分することができるときは、当該部分を明らかにした上で、当該表示は、当該部分にすること。

二　重要経済安保情報である情報を記録する電磁的記録　当該電磁的記録のうち当該情報を記録する部分を電子計算機の映像面上において視覚により認識することができる状態にしたときに、「重要経済安保情報」の文字及び枠を赤色で共に認識することができるようにすること。

三　重要経済安保情報である情報を記録し、又は化体する物件　その見やすい箇所（見やすい箇所がないときは、その保管に用いる容器又は包装の外部）に、刻印、ラベルの貼付けその他これらに準ずる確実な方法により「重要経済安保情報」の文字及び枠を赤色で付すること。この場合において、当該物件のうち当該情報を記録し、又は化体する部分を容易に区分することができるときは、当該表示は、当該部分にすること。

2　重要経済安保情報表示を重要経済安保情報を記録する文書又は図画に付する場合において、当該文書又は図画が冊子の一部であるときは、当該冊子の表紙に「重要経済安保情報文書」の文字を赤色で記載するものとする。ただし、当該表紙に重要経済安保情報表示がある場合は、この限りでない。

3　重要経済安保情報文書等を重要経済安保情報表示を含めて複製することにより作成したときは、重要経済安保情報表示をすることを要しない。前項の規定による記載を含めて複製することにより作成した場合も、同様とする。

4　第一項の場合において、重要経済安保情報文書等に記録されている重要経済安保情報が外国の政府又は国際機関（以下「外国の政府等」という。）との間の情報の保護に関する国際約束（以下単に「情報の保護に関する国際約束」という。）に基づき提供された情報であるときは、重要経済安保情報表示に加え、同項各号に定める方法と同様の方法で当該外国の政府等を示す表示をするものとする。ただし、重要経済安保情報である情報の性質上当該表示をすることが困難である場合は、この限りでない。

5　前項本文の規定にかかわらず、当該重要経済安保情報文書等に外国の政府等を示す表示が既にされているときは、同項本文の規定による表示をすることを要しない。

6　第一項第一号又は第三号に定めるところにより行う重要経済安保情報表示の寸法は、縦十二ミリメートル、横四十二ミリメートルを標準とする。ただし、他の寸法とすることに合理的な理由がある場合においては、この限りでない。

（通知の方法）

第九条　法第三条第二項第二号の規定による通知（令第十四条第一号に規定する法第三条第二項第二号に掲げる措置を含む。）は、国家公安委員会が、指定の有効期間が満了する年月日及び指定に係る重要経済安保情報の概要を記載した別記様式第三号の書面により行うものとする。

2　前項の通知を書面により行う場合には、当該通知は、当該重要経済安保情報である情報を取り扱う者に当該書面を供覧させることにより行うものとし、作成する当該書面の数は、必要最小限にとどめるものとする。

（周知の方法）

第十条　指定がされたときは、重要経済安保情報管理者は、当該指定がされた旨、指定の有効期間が満了する年月日及び指定に係る重要経済安保情報の概要を記載した別記様式第四号の書面により、当該指定に係る重要経済安保情報の取扱いの業務に従事する職員（前条第一項の通知を受けた者を除く。）に周知するものとする。

2　前項の周知を書面により行う場合には、当該周知は、当該指定に係る重要経済安保情報の取扱いの業務に従事する職員に当該書面を供覧させることにより行うものとし、作成する当該書面の数は、必要最小限にとどめるものとする。

（指定の有効期間の延長）

第十一条　法第四条第二項の規定による指定の有効期間の延長は、別記様式第五号の書面により行うものとする。

２　職員は、指定の有効期間が満了する時において、当該指定がされた情報が法第三条第一項に規定する要件を満たしていると認めたときは、重要経済安保情報管理者に直ちに通報することその他の重要経済安保情報を適切に保護するために必要な措置を講ずるものとする。

（指定の有効期間の延長に伴う通知等）

第十二条　令第八条第一号の規定による通知（令第十四条第三号の通知を含む。）は、国家公安委員会が、当該指定の有効期間が延長された旨及び延長後の当該指定の有効期間が満了する年月日を記載した別記様式第六号の書面により行うものとする。

２　第九条第二項の規定は、前項の通知を書面により行う場合について準用する。この場合において、第九条第二項中「当該重要経済安保情報である情報を取り扱う者」とあるのは、「令第七条第一項第二号イ及びロに掲げる者」と読み替えるものとする。

３　法第四条第二項の規定により指定の有効期間が延長されたときは、重要経済安保情報管理者は、当該指定の有効期間が延長された旨及び延長後の当該指定の有効期間が満了する年月日を別記様式第七号の書面により、当該指定に係る重要経済安保情報の取扱いの業務に従事する職員（第一項の通知を受けた者を除く。）に周知するものとする。この場合において、第十条第二項の規定は、当該周知を書面により行う場合について準用する。

（指定の理由の点検）

第十三条　重要経済安保情報管理者は、指定の理由の点検を年一回以上行うものとする。

２　前項の規定により指定の理由の点検を行ったときは、別記様式第八号の指定理由点検記録簿に記載し、又は記録しておくものとする。

（指定の解除）

第十四条　法第四条第七項の規定による指定の解除は、別記様式第九号の書面により行うものとする。

２　職員は、指定がされた情報が法第三条第一項に規定する要件を満たしていないと認めたときは、重要経済安保情報管理者に直ちに報告することその他の適切な措置を講ずるものとする。

（重要経済安保情報表示の抹消）

第十五条　令第七条第一項第一号及び第十条第一項第一号の規定による重要経済安保情報表示の抹消（令第十四条第二号イ及び第四号イに規定する重要経済安保情報表示の抹消を含む。）は、保全責任者が、次の各号に掲げる重要経済安保情報文書等の区分に応じ、当該各号に定める方法によりするものとする。

一　重要経済安保情報であった情報を記録する文書又は図画　重要経済安保情報表示に、赤色の二重線を付することその他これに準ずる確実な方法

二　重要経済安保情報であった情報を記録する電磁的記録　当該電磁的記録のうち当該情報を記録する部分を電子計算機の映像面上において視覚により認識することができる状態にしたときに、重要経済安保情報表示の「重要経済安保情報」の文字及び枠を認識することができないようにする方法

三　重要経済安保情報であった情報を記録し、又は化体する物件　刻印によって重要経済安保情報表示をしているときは当該表示に二重線を刻印すること、ラベルによって重要経済安保情報表示をしているときは当該表示に赤色の二重線を付することその他これらに準ずる確実な方法

２　前項に規定する重要経済安保情報表示の抹消を行う場合において、同項第一号に掲げる文書又は図画が第八条第二項の規定による記載をしたものであり、引き続き当該記載をすることを要しなくなったときは、同号の規定の例により、当該記載を抹消するものとする。

（指定の有効期間の満了に伴う措置）

第十六条　令第七条第二項に規定する指定有効期間満了表示は、保全責任者が、次の各号に掲げる旧重要経済安保情報文書等（同条第一項第一号に規定する旧重要経済安保情報文書等をいう。）の区分に応じ、当該各号に定めるところによりするものとする。

一　重要経済安保情報であった情報を記録する文書又は図画　抹消した重要経済安保情報表示の傍らの見やすい箇所に、印刷、押印その他これらに準ずる確実な方法により「重要経済安保情報指定有効期間満了」の文字及び枠を赤色で付すること。

二　重要経済安保情報であった情報を記録する電磁的記録　当該電磁的記録のうち当該情報を記録する部分を電子計算機の映像面上において視覚により認識することができる状態にしたときに、「重要経済安保情報指定有効期間満了」の文字及び枠を赤色で共に認識することができるようにすること。

三　重要経済安保情報であった情報を記録し、又は化体する物件　抹消した重要経済安保情報表示の傍らの見やすい箇所（見やすい箇所がないときは、その保管に用いる容器又は包装の外部）に、刻印、ラベルの貼付けその他これらに準ずる確実な方法により「重要経済安保情報指定有効期間満了」の文字及び枠を赤色で付すること。

２　前項第一号又は第三号に定めるところにより行う指定有効期間満了表示の寸法は、縦十八ミリメートル、横四十二ミリメートルを標準とする。ただし、他の寸法とすることに合理的な理由がある場合においては、この限りでない。

３　令第七条第一項第二号の規定による通知（令第十四条第二号ロの通知を含む。）は、国家公安委員会が、当該指定の有効期間が満了した旨を記載した別記様式第十号の書面により行うものとする。

４　第九条第二項の規定は、前項の通知を書面により行う場合について準用する。この場合において、第九条第二項中「当該重要経済安保情報である情報を取り扱う者」とあるのは、「令第七条第一項第二号イ及びロに掲げる者」と読み替えるものとする。

５　指定の有効期間が満了したときは、重要経済安保情報管理者は、当該指定の有効期間が満了した旨を記載した別記様式第十一号の書面により、当該指定に係る重要経済安保情報の取扱いの業務に従事する職員（第三項の通知を受けた者を除く。）に周知するものとする。この場合において、第十条第二項の規定は、当該周知を書面により行う場合について準用する。

（指定の解除に伴う措置）

第十七条　前条第一項及び第二項の規定は、令第十条第二項に規定する指定解除表示について準用する。この場合において、前条第一項中「重要経済安保情報指定有効期間満了」とあるのは、「重要経済安保情報指定解除」と読み替えるものとする。

２　令第十条第一項第二号の規定による通知（令第十四条第四号ロの通知を含む。）は、国家公安委員会が、当該指定が解除された旨及びその年月日を記載した別記様式第十二号の書面により行うものとする。

３　第九条第二項の規定は、前項の通知を書面により行う場合について準用する。この場合において、第九条第二項中「当該重要経済安保情報である情報を取り扱う者」とあるのは、「令第七条第一項第二号イ及びロに掲げる者」と読み替えるものとする。

４　法第四条第七項の規定により指定を解除したときは、重要経済安保情報管理者が、当該指定が解除された旨及びその年月日を記載した別記様式第十三号の書面により、当該指定に係る重要経済安保情報の取扱いの業務に従事する職員（第二項の通知を受けた者を除く。）に周知するものとする。この場合において、第十条第二項の規定は、当該周知を書面により行う場合について準用する。

第三章　重要経済安保情報の取扱いの業務

第一節　重要経済安保情報の保護のための環境整備

（重要経済安保情報へのアクセス管理）

第十八条　重要経済安保情報管理者は、重要経済安保情報を取り扱う執務室等について、当該重要経済安保情報の取扱いの業務を行う職員以外の者が重要経済安保情報にアクセスすることがないようにするため、当該執務室等の状況等に応じ、適切な物理的措置を講ずるものとする。

（立入制限）

第十九条　重要経済安保情報管理者は、重要経済安保情報が取り扱われる場所について、重要経済安保情報を適切に保護するために必要があると認めるときは、その場所への立入りを禁止するものとする。ただし、重要経済安保情報管理者の許可を受けた者は、この限りでない。

2　前項の規定により立入りを禁止した場合には、重要経済安保情報管理者は、その場所に立ち入ってはならない旨の掲示を行うとともに、立入りを防止するために必要な措置を講ずるものとする。

（機器持込制限）

第二十条　重要経済安保情報管理者は、次に掲げる場所その他必要と認める場所について、携帯型情報通信・記録機器（携帯電話、携帯情報端末、映像走査機、写真機、録音機、ビデオカメラその他の通話、情報通信、録音、録画等の機能を有する機器をいう。次項において同じ。）の持込み（以下この条において「機器持込み」という。）を禁止するものとする。

一　前条第一項の規定により立入りが禁止された場所

二　日常的に重要経済安保情報を取り扱う執務室（障壁等により物理的に隔離した区画においてのみ重要経済安保情報を取り扱う場合には当該区画に限る。）

三　重要経済安保情報を取り扱う会議を開催する会議室（当該会議の開催中に限る。）

四　重要経済安保情報文書等を保管する保管施設

2　職員は、前項の規定による禁止がされた場所に機器持込みをしてはならない。ただし、保全責任者の許可を受けた者が保全責任者の許可を受けた携帯型情報通信・記録機器を持ち込む場合については、この限りでない。

3　第一項の規定により機器持込みを禁止した場合には、重要経済安保情報管理者は、その場所に機器持込みをしてはならない旨の掲示を行うとともに、機器持込みを防ぐために必要な措置を講ずるものとする。

（重要経済安保情報文書等の保管容器等）

第二十一条　重要経済安保情報文書等（電磁的記録を除く。）は、三段式文字盤鍵を備えた金庫又は鋼鉄製の箱その他の施錠可能で十分な強度を有する保管庫に保管するものとする。

2　重要経済安保情報文書等（文書又は図画に限る。）が他の行政文書（公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号。以下「公文書管理法」という。）第二条第四項に規定する行政文書（文書又は図画に限り、特定秘密文書等（特定秘密の保護に関する法律施行令（平成二十六年政令第三百三十六号）第四条に規定する特定秘密文書等をいう。）を除く。）をいう。以下この項において同じ。）と同一の行政文書ファイル（公文書管理法第五条第二項に規定する行政文書ファイルをいう。）にまとめられている場合には、当該重要経済安保情報文書等を他の行政文書とは別のファイリング用具に格納した上で、前項の規定により保管するものとする。

3　重要経済安保情報である情報を記録する電磁的記録を記録する電子計算機及び可搬記憶媒体（電子計算機又はその周辺機器に挿入し、又は接続して情報を保存することができる媒体又は機器（第二十四条第一項において「記憶媒体」という。）のうち、可搬型のものをいう。第二十三条第二項及び第四項において同じ。）には、その盗難、紛失等を防止するため、電子計算機の端末をワイヤで固定することその他の必要な物理的措置を講ずるものとする。

4　第一項から前項までの規定によることができない場合における重要経済安保情報文書等の保管は、重要経済安保情報の保護のための施設設備）

第二十二条　重要経済安保情報管理者は、前条に定めるもののほか、重要経済安保情報文書等を保護するための施設設備について、間仕切りの設置、裁断機の設置その他の重要経済安保情報を適切に保護するために必要な措置を講ずるものとする。

（重要経済安保情報を取り扱うために使用する電子計算機の使用の制限等）

第二十三条　重要経済安保情報である情報を記録する電磁的記録は、インターネットに接続していない電子計算機であって、かつ、重要経済安保情報の取扱いの業務を行う職員以外の者が当該電磁的記録にアクセスすることを防止するために必要な措置が講じられたものとして重要経済安保情報管理者が認めたものにより取り扱うものとする。ただし、海外と我が国との間において情報を伝達するため特に緊急の必要がある場合であって、他に適当な手段がないと重要経済安保情報管理者が認めたときは、この限りでない。

2　重要経済安保情報管理者は、重要経済安保情報である情報を記録する電磁的記録を前項の電子計算機により取り扱う場合において、当該電磁的記録を可搬記憶媒体に記録したとき又は印刷したときは、可搬記憶媒体に記録したこと又は印刷したことの記録を保存するものとする。

3　前二項に規定するもののほか、重要経済安保情報の取扱いの業務を行う職員は、重要経済安保情報である情報を記録する電磁的記録を取り扱う場合には、最新の情報の機密性、完全性及び可用性の確保に関する基準であって重要経済安保情報管理者が定めるものを厳格に適用するとともに、最新の政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準に定める情報の取扱いに関する遵守事項に即した適切な対応をとるものとする。

4　重要経済安保情報の取扱いの業務を行う職員は、重要経済安保情報である情報を記録する電磁的記録を電子計算機又は可搬記憶媒体に記録するときは、暗証番号の設定、暗号化その他の保護措置を講ずるものとする。

（重要経済安保情報文書等管理簿）

第二十四条　重要経済安保情報管理者は、重要経済安保情報文書等の作成（翻訳、複製並びに電磁的記録の記憶媒体への記録及び印刷を含む。第四項、第三十五条第二項及び第三十八条第四項を除き、以下同じ。）、交付その他の取扱いの状況を管理するための簿冊（以下「重要経済安保情報文書等管理簿」という。）を備えるものとする。

2　保全責任者は、重要経済安保情報文書等について、指定の整理番号、重要経済安保情報文書等の件名、登録番号（重要経済安保情報文書等ごとに付する一連番号をいう。以下同じ。）、作成又は受領の年月日及び交付先その他の事項を重要経済安保情報文書等管理簿に記載し、又は記録するものとする。

3　重要経済安保情報文書等管理簿の様式は、別記様式第十四号を標準とする。

4　情報の保護上、特段の必要がある重要経済安保情報文書等に係る重要経済安保情報文書等管理簿は、他の重要経済安保情報文書等に係る重要経済安保情報文書等管理簿と分けて作成することができる。

第二節　重要経済安保情報文書等の作成等

（重要経済安保情報文書等の作成）

第二十五条　重要経済安保情報文書等を作成するときは、作成する重要経済安保情報文書等の数を当該作成の目的に照らして必要最小限にとどめるものとする。

（登録番号の表示）

第二十六条　保全責任者は、次の各号に掲げる重要経済安保情報文書等の区分に応じ、当該各号に定めるところにより、登録番号の表示をするものとする。ただし、当該重要経済安保情報文書等の性質上登録番号の表示が困難であるときは、この限りでない。

一　重要経済安保情報である情報を記録する文書又は図画　重要経済安保情報表示（第八条第二項の規定による記載をしている場合は当該記載）の傍らの見やすい箇所に、印刷、押印その他これらに準ずる確実な方法により赤色で付すること。

二　重要経済安保情報である情報を記録する電磁的記録　当該電磁的記録を電子計算機の映像面上において視覚により認識することができる状態にしたときに、重要経済安保情報表示と共に赤色で認識することができるようにすること。

第三節　重要経済安保情報文書等の交付、伝達、運搬等

（交付及び伝達の承認等）

第二十七条　重要経済安保情報文書等を交付し、又は重要経済安保情報を伝達するときは、重要経済安保情報管理者の承認を得るものとする。

2　重要経済安保情報文書等を貸与するときは、重要経済安保情報管理者の指示を受け、当該重要経済安保情報文書等の返却の期限を明示するものとする。

（運搬の方法）

第二十八条　重要経済安保情報文書等（電磁的記録を除く。）の運搬は、当該重要経済安保情報文書等に記録し、又は化体された重要経済安保情報の取扱いの業務を行う職員の中から保全責任者が指名する職員が携行することにより行うものとする。

2　前項の規定によることができないとき又は不適当であるときの運搬は、重要経済安保情報管理者の定めるところにより行うものとする。

（交付の方法）

第二十九条　重要経済安保情報文書等を交付するときは、受領書又は重要経済安保情報文書等管理簿に、当該交付の対象者又はその指名した職員（法第十一条第一項又は第二項の規定により重要経済安保情報の取扱いの業務を行うことができることとされる者に限る。）から記名を得るなど交付の記録を残すものとする。

2　受領書の様式は、別記様式第十五号を標準とする。

3　重要経済安保情報文書等の交付は、郵送により行ってはならない。

（文書及び図画の封かん等）

第三十条　重要経済安保情報である情報を記録する文書又は図画を運搬し、又は交付するときは、当該文書又は図画を外部から見ることができないように封筒又は包装を二重にして封かんするものとする。ただし、重要経済安保情報の取扱いの業務を行う職員が携行する場合で重要経済安保情報管理者が重要経済安保情報の保護上支障がないと認めたときは、この限りでない。

（物件の包装等）

第三十一条　重要経済安保情報である情報を記録し、又は化体する物件を運搬し、又は交付するときは、窃取、破壊、盗見その他の危険を防止するため、当該物件を運搬容器に収納し、かつ、当該運搬容器に施錠することその他の必要な措置を講ずるものとする。

（電気通信による送信）

第三十二条　重要経済安保情報を電気通信により送信するときは、暗号化その他の重要経済安保情報を適切に保護するために必要な措置を講ずるものとする。

2　重要経済安保情報の電気通信による送信は、電子メールその他のインターネットを通じた方法により行ってはならない。ただし、海外と我が国との間において情報を伝達するため特に緊急の必要がある場合であって、他に適当な手段がないと重要経済安保情報管理者が認めたときは、この限りでない。

（文書等の接受）

第三十三条　封かんされている重要経済安保情報文書等は、名宛人又はその指名した職員（法第十一条第一項又は第二項の規定により重要経済安保情報の取扱いの業務を行うことができることとされる者に限る。第三十七条及び第三十九条第三項において同じ。）でなければ開封してはならない。

（伝達の方法）

第三十四条　重要経済安保情報を伝達するときは、その旨を明らかにするとともに、当該重要経済安保情報の内容を筆記することを差し控えるよう求めることその他の重要経済安保情報の保護について注意を促すために必要な措置を講ずるものとする。

2　重要経済安保情報を電話により伝達するときは、暗号化して伝達するものとする。ただし、真にやむを得ない場合で、重要経済安保情報管理者の許可を受けたときは、この限りでない。

3　前項ただし書の場合においては、略号を用いることその他の重要経済安保情報を適切に保護するために必要な措置を講ずるものとする。

4　重要経済安保情報を伝達する場合には、盗聴及び盗見の防止に努めるものとする。

第四節　重要経済安保情報文書等の保管等

（重要経済安保情報文書等の保管）

第三十五条　重要経済安保情報文書等は、保全責任者が保管するものとする。

2　保全責任者は、重要経済安保情報文書等の適正な管理のため必要と認めるときは、重要経済安保情報文書等の件名、登録番号、保管開始日、保管終了日その他必要な事項を記載し、又は記録する重要経済安保情報文書等保管管理簿を作成するものとする。

3　重要経済安保情報文書等保管管理簿の様式は、別記様式第十六号を標準とする。

（重要経済安保情報文書等の取扱いの記録）

第三十六条　保全責任者は、重要経済安保情報文書等の取扱いの経過を明確にするため、重要経済安保情報文書等を取り扱った職員の氏名、年月日その他必要な事項を重要経済安保情報文書等取扱簿に記載し、又は記録することにより保存するものとする。

2　重要経済安保情報文書等取扱簿の様式は、別記様式第十七号を標準とする。

（廃棄）

第三十七条　重要経済安保情報文書等（物件を除く。）の廃棄は、公文書管理法第八条第二項に規定する内閣総理大臣の同意を得た上で、保全責任者又はその指名する職員の立会いの下に、焼却、粉砕、細断、溶解、破壊その他の当該重要経済安保情報文書等を復元できないようにするための方法により確実に行うものとする。

2　重要経済安保情報である情報を記録し、又は化体する物件の廃棄に当たっては、保全責任者の指名する職員の立会いの下に、焼却、粉砕、細断、溶解、破壊その他の当該物件を復元することができないようにするための方法により確実に行うものとする。

（緊急事態に際しての廃棄）

第三十八条　重要経済安保情報文書等の奪取その他重要経済安保情報の漏えいのおそれがある緊急の事態に際し、その漏えいを防止するため他に適当な手段がないと認められる場合における焼却、破砕その他の方法による当該重要経済安保情報文書等の廃棄については、前条の規定は適用しない。

2　前項に規定する重要経済安保情報文書等の廃棄をする場合には、あらかじめ国家公安委員会の承認を得るものとする。ただし、その手段がない場合又はそのいとまがない場合は、この限りでない。

3　前項ただし書の場合においては、重要経済安保情報文書等の廃棄後、速やかにその旨を国家公安委員会に報告するものとする。

4　第一項に規定する廃棄をした場合には、重要経済安保情報管理者は、廃棄した重要経済安保情報文書等の概要、重要経済安保情報の漏えいを防止するため他に適当な手段がないと認めた理由及び廃棄に用いた方法を記載した書面を作成し、国家公安委員会に報告するものとする。

5　前項の報告を受けた国家公安委員会は、同項に規定する事項を重要経済安保情報保護活用委員会及び内閣府独立公文書管理監に報告するものとする。

第五節　検査

第三十九条　重要経済安保情報管理者は、重要経済安保情報の保護の状況について、検査を毎年度二回以上定期的に実施するものとする。

2　重要経済安保情報管理者は、前項の検査のほか、必要があると認めるときは、重要経済安保情報の保護の状況を臨時に検査するものとする。

３　重要経済安保情報管理者は、前二項の検査をその指名する職員に行わせることができる。

４　第一項及び第二項の検査においては、重要経済安保情報文書等管理簿及び重要経済安保情報文書等管理簿の記載又は記録と重要経済安保情報文書等の保管の状況の照合のほか、この規則に規定された措置が確実に講じられているか否かの確認を中心に行うものとする。

第六節　紛失時等の措置

第四十条　職員は、重要経済安保情報文書等の紛失、重要経済安保情報の漏えいその他の事故が発生し、又は発生したおそれがあると認めたときは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、直ちに、当該各号に定める措置を講ずるものとする。

一　重要経済安保情報の取扱いの業務を行う職員（次号に定める報告を受けた職員を含む。）　当該事故の内容に応じた適切な措置を講ずるとともに、講じた措置の内容を重要経済安保情報管理者に報告すること。

二　重要経済安保情報の取扱いの業務を行う職員以外の職員　当該事故の内容を当該重要経済安保情報の取扱いの業務を行う職員に報告すること。

三　第一号又は第二号の報告を受けた重要経済安保情報管理者　当該事故の内容を国家公安委員会に報告するとともに、当該事故に係る重要経済安保情報が情報の保護に関する国際約束に基づき外国の政府等から提供された情報であるときは、当該国際約束に定める手続をとること。

２　重要経済安保情報管理者は、前項の事実の調査を行い、かつ、当該重要経済安保情報を適切に保護するために必要な措置を講じ、速やかに、当該調査の結果及び当該措置の内容を国家公安委員会に報告するものとする。

第四章　指定等が法等に従っていないと認めたときの措置

第四十一条　職員は、指定若しくはその解除又は重要経済安保情報行政文書ファイル等（行政文書ファイル管理簿（公文書管理法第七条第一項に規定する行政文書ファイル管理簿をいう。）に記載された行政文書ファイル等（公文書管理法第五条第五項に規定する行政文書ファイル等をいう。）のうち重要経済安保情報を記録するものをいう。以下この条及び第四十六条において同じ。）の管理が法、令又は運用基準（以下この条及び第四十六条において「法等」という。）に従って行われておらず、又はそのおそれがあると認めたときは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、直ちに当該各号に定める措置を講ずるものとする。

一　重要経済安保情報の取扱いの業務を行う職員（次号に定める報告を受けた職員を含む。）　適切な措置を講ずるとともに、講じた措置の内容を重要経済安保情報管理者に報告すること。

二　重要経済安保情報の取扱いの業務を行う職員以外の職員　指定若しくはその解除又は重要経済安保情報行政文書ファイル等の管理が法等に従って行われておらず、又はそのおそれがある旨を当該重要経済安保情報の取扱いの業務を行う職員に報告すること。

２　前項の報告を受けた重要経済安保情報管理者は、指定若しくはその解除又は重要経済安保情報行政文書ファイル等の管理が法等に従って行われていたか否かに関する調査を行うとともに、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める措置を講ずるものとする。

一　指定及び解除が法等に従って行われていないおそれがあると認めた場合　速やかに国家公安委員会に報告すること。

二　重要経済安保情報行政文書ファイル等の管理が法等に従って行われていないと認めた場合　適切な措置を講じ、速やかに、その結果を国家公安委員会に報告すること。

３　国家公安委員会は、前項第一号の報告を受けた場合においては、その内容に応じ適切な措置を講ずるものとする。

４　国家公安委員会は、第二項各号の報告に係る指定若しくはその解除又は重要経済安保情報行政文書ファイル等の管理が法等に従って行われていないと認めた場合には、速やかに、その旨を内閣府独立公文書管理監に報告するものとする。

第五章　他の行政機関等に対する重要経済安保情報の提供

（他の行政機関に対する重要経済安保情報の提供）

第四十二条　法第六条第一項の規定による他の行政機関に対する重要経済安保情報の提供は、第三章第三節の規定に従い、重要経済安保情報文書等を交付し、又は重要経済安保情報を伝達することにより行うものとする。

（他の行政機関に対する重要経済安保情報の提供に伴う協議）

第四十三条　法第六条第二項の協議は、別記様式第十八号又は第十九号の書面により行うことを標準とする。

（他の行政機関における重要経済安保情報の保護に係る取決め）

第四十四条　重要経済安保情報管理者は、法第六条第二項の規定により行われた協議の結果に従い、必要に応じ、提供先において重要経済安保情報の取扱いの業務を管理する者と令第十四条各号に掲げる事項の詳細について取り決めるものとする。

（公益上の必要による重要経済安保情報の提供の手続）

第四十五条　法第九条第一項の規定により重要経済安保情報を提供する場合における重要経済安保情報文書等の交付についての第二十九条第一項の規定の適用については、同項中「職員（法第十一条第一項又は第二項の規定により重要経済安保情報の取扱いの業務を行うことができることとされる者に限る。）」とあるのは、「者」とする。

第六章　通報窓口

第四十六条　指定若しくはその解除又は重要経済安保情報行政文書ファイル等の管理が法等に従って行われていないと認められる場合に行う通報を受け付け、処理する窓口は、会務官とする。

第七章　雑則

（指定前の取扱い）

第四十七条　指定が予想される情報又は当該情報に係る文書、図画、電磁的記録若しくは物件については、法、令、運用基準及びこの規則に定める措置に準じた措置を講ずるよう努めるものとする。

（国際約束に基づき提供された情報の目的外利用の承認）

第四十八条　情報の保護に関する国際約束に基づき提供された情報に係る重要経済安保情報を、提供された目的以外の目的のために利用するときは、当該情報を提供した外国の政府等の書面による承認を事前に得るものとする。

（国際約束に基づき提供された情報である重要経済安保情報の取扱い）

第四十九条　前条までに定めるもののほか、情報の保護に関する国際約束に基づき提供された情報である重要経済安保情報については、当該国際約束の定めるところにより取り扱うものとする。

（補則）

第五十条　この規則の実施に関し必要な事項の細目は、重要経済安保情報管理者が定める。

附　則

（施行期日）

第一条　この規則は、法の施行の日（令和七年五月十六日）から施行する。

（経過措置）

第二条　法附則第二条の政令で定める日の前日までの間（次項において「経過期間」という。）においては、第三条第四項、第二十九条第一項、第三十三条及び第四十五条の規定の適用については、これらの規定中「又は第二項」とあるのは「若しくは第二項又は法附則第二条」とする。

２　経過期間においては、法附則第二条の規定により重要経済安保情報の取扱いの業務を行うことができることとされる者のうちからの重要経済安保情報の取扱いの業務を行わせる職員の指名については、第四条の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「範囲の決定」とあるのは「指名」と、「は、係単位又は官職単位で行う方法その他」とあるのは「は、」と読み替えるものとする。

別記様式第１号（第６条関係）

令和　　年　　月　　日
国 家 公 安 委 員 会

重要経済安保情報指定書

重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和６年法律第27号）第３条第１項の規定により、下記のとおり、重要経済安保情報を指定する。

記

１　対象情報

２　指定の整理番号

３　運用基準第２章第１節１(2)の事項の細目のいずれに関するものであるかの別

４　指定の理由
別紙のとおり

５　当該重要経済安保情報の取扱いの業務を行わせる職員の範囲

６　法第３条第２項の規定により講ずる措置が同項各号のいずれの措置であるかの別

７　指定の有効期間等
(1)　指定の有効期間

(2)　当該有効期間が満了する年月日

別　　紙

指定の理由

別記様式第２号（第７条関係）

重要経済安保情報指定管理簿

指定の整理番号	指定をした年月日	指定に係る重要経済安保情報の概要	法２条４項のいずれの事項に関するものであるかの別	当該重要経済安保情報の保護に関する業務を管理する重要経済安保情報管理者の官職	法３条２項の規定により講ずる措置が同項各号のいずれの措置であるかの別	法３条３項の規定により同条２項１号に掲げる措置を講じた旨	指定の有効期間						解除		備考
								有効期間が満了する年月日	有効期間を延長した旨	延長後の指定の有効期間	（延長後の）有効期間が満了する年月日	有効期間が満了した旨	当該指定を解除した旨	解除した年月日	

別記様式第３号（第９条関係）

発　　番
令和　　年　　月　　日

（宛　　先）

国家公安委員会

重要経済安保情報の指定について

標記について、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和６年法律第27号）第３条第１項の規定により、下記のとおり、重要経済安保情報を指定したので、通知する。

記

１　指定の整理番号

２　指定をした年月日

３　指定に係る重要経済安保情報の概要

４　当該重要経済安保情報の取扱いの業務を行わせる職員の範囲

５　指定の有効期間等

(1)　指定の有効期間

(2)　当該有効期間が満了する年月日

別記様式第４号（第10条関係）

発　　番
令和　　年　　月　　日

（宛　　先）

国家公安委員会会務官

重要経済安保情報の指定について

標記について、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和６年法律第27号）第３条第１項の規定により、下記のとおり、重要経済安保情報が指定されたので、周知する。

記

１　指定の整理番号

２　指定がされた年月日

３　指定に係る重要経済安保情報の概要

４　当該重要経済安保情報の取扱いの業務を行わせる職員の範囲

５　指定の有効期間等
(1)　指定の有効期間

(2)　当該有効期間が満了する年月日

別記様式第５号（第11条関係）

令和　　年　　月　　日
国家公安委員会

重要経済安保情報指定延長書

重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和６年法律第27号）第４条第２項の規定により、下記のとおり、重要経済安保情報の指定の有効期間を延長する。

記

１　対象情報

２　指定の整理番号

３　運用基準第２章第１節１(2)の事項の細目のいずれに関するものであるかの別

４　指定の有効期間延長の理由

５　当該重要経済安保情報の取扱いの業務を行わせる職員の範囲

６　法第３条第２項の規定により講ずる措置が同項各号のいずれの措置であるかの別

７　延長後の指定の有効期間等
(1)　延長後の指定の有効期間

(2)　当該有効期間が満了する年月日

別記様式第６号（第12条関係）

発　　番
令和　　年　　月　　日

（宛　　先）

国家公安委員会

重要経済安保情報の指定の有効期間延長について

標記について、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和６年法律第27号）第４条第２項の規定により、下記のとおり、重要経済安保情報の指定の有効期間を延長したので、通知する。

記

１　指定の整理番号

２　指定の有効期間を延長した年月日

３　指定に係る重要経済安保情報の概要

４　延長後の指定の有効期間等

(1)　延長後の指定の有効期間

(2)　当該有効期間が満了する年月日

別記様式第７号（第12条関係）

発　　番
令和　　年　　月　　日

（宛　　先）

国家公安委員会会務官

重要経済安保情報の指定の有効期間延長について

標記について、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和６年法律第27号）第４条第２項の規定により、下記のとおり、重要経済安保情報の指定の有効期間が延長されたので、周知する。

記

１　指定の整理番号

２　指定の有効期間が延長された年月日

３　指定に係る重要経済安保情報の概要

４　延長後の指定の有効期間等

(1)　延長後の指定の有効期間

(2)　当該有効期間が満了する年月日

別記様式第８号（第13条関係）

指定理由点検記録簿

指定の整理番号				
指定年月日			指定の有効期間の満了又は指定の解除の年月日	
番号	点検年月日	点検実施者の官職・氏名	点検結果	備考

別記様式第９号（第14条関係）

令和　　年　　月　　日
国家公安委員会

重要経済安保情報指定解除書

重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和６年法律第27号）第４条第７項の規定により、下記のとおり、重要経済安保情報の指定を解除する。

記

１　対象情報

２　指定の整理番号

３　指定の解除の理由

（注）重要経済安保情報に指定した情報の一部を解除（以下「一部解除」という。）する場合は、本様式の「解除」を「一部解除」とし、「１　対象情報」を「１　一部解除する情報」とし、「３　指定の解除の理由」の次に「４　一部解除後の指定に係る情報」を記載。

別記様式第10号（第16条関係）

発　　番
令和　　年　　月　　日

（宛　　先）

国 家 公 安 委 員 会

重要経済安保情報の指定の有効期間満了について

標記について、下記のとおり、重要経済安保情報の指定の有効期間が満了したので、通知する。

記

１　指定の整理番号

２　指定の有効期間の満了年月日

３　指定に係る重要経済安保情報の概要

別記様式第11号（第16条関係）

発　　番
令和　　年　　月　　日

（宛　　先）

国家公安委員会会務官

重要経済安保情報の指定の有効期間満了について

標記について、下記のとおり、重要経済安保情報の指定の有効期間が満了したので、周知する。

記

１　指定の整理番号

２　指定の有効期間の満了年月日

３　指定に係る重要経済安保情報の概要

別記様式第12号（第17条関係）

発　　番
令和　　年　　月　　日

（宛　　先）

国 家 公 安 委 員 会

重要経済安保情報の指定の解除について

標記について、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和６年法律第27号）第４条第７項の規定により、下記のとおり、重要経済安保情報の指定を解除したので、通知する。

記

１　指定の整理番号

２　指定を解除した年月日

３　指定に係る重要経済安保情報の概要

（注）一部解除した場合は、本様式の「解除」を「一部解除」とし、「３　指定に係る重要経済安保情報の概要」を「３　一部解除した情報」とし、必要に応じ、「３　一部解除した情報」の次に「４　一部解除後の指定に係る重要経済安保情報の概要」を記載。

別記様式第13号（第17条関係）

発　　番
令和　　年　　月　　日

（宛　　先）

国家公安委員会会務官

重要経済安保情報の指定の解除について

標記について、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和６年法律第27号）第４条第７項の規定により、下記のとおり、重要経済安保情報の指定が解除されたので、周知する。

記

１　指定の整理番号

２　指定が解除された年月日

３　指定に係る重要経済安保情報の概要

（注）一部解除された場合は、本様式の「解除」を「一部解除」とし、「３　指定に係る重要経済安保情報の概要」を「３　一部解除された情報」とし、必要に応じ、「３　一部解除された情報」の次に「４　一部解除後の指定に係る重要経済安保情報の概要」を記載。

別記様式第14号（第24条関係）

重要経済安保情報文書等管理簿

登録番号		文書等の件名（文書番号・媒体）					
文書等の作成又は受領年月日		作成又は受領の別		交付元		保存期間	
記録された重要経済安保情報	指定の整理番号		指定年月日		有効期間満了年月日		

一連番号	交付			返却		備考
	年月日	交付先	受領者役職・氏名	年月日	返却者役職・氏名	

重要経済安保情報文書等としての管理が不要となった年月日		管理が不要となった理由		廃棄した場合にはその方法	

別記様式第15号（第29条関係）

重要経済安保情報文書等受領書

登録番号	
件　名	
交付機関名	
交　付　者	

上記の□文書□物件を受領しました（該当する□に印を付ける。）。

年　月　日

受領機関名	
受領者氏名	

別記様式第16号（第35条関係）

重要経済安保情報文書等保管管理簿

登録番号	文書等の件名	保管部署	保管開始日	保管終了日	備考

別記様式第18号（第43条関係）

発　　番
令和　　年　　月　　日

（提供先行政機関の長）　殿

国家公安委員会

重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律第６条に基づく重要経済安保情報の提供について（協議）

重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和６年法律第27号。以下「法」という。）第６条第２項の規定に基づき、下記のとおり重要経済安保情報の保護に関し必要な措置を実施されたく協議する。

なお、重要経済安保情報の内容等により特段の措置が必要である場合には別途協議する。

記

国家公安委員会が法第６条第１項の規定により（提供先行政機関）に提供する重要経済安保情報については、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律施行令（令和７年政令第26号）第11条第１項の規定に基づき（提供先行政機関の長）が定める規程に従い、同項各号及び第14条各号に掲げる措置を確実に講ずること。

別記様式第19号（第43条関係）

発　　番
令和　　年　　月　　日

（提供先行政機関の長）　殿

国家公安委員会

重要経済安保情報の提供について（回答）

重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律第６条に基づく重要経済安保情報の提供について（協議）（令和　　年　　月　　日　　号）に記されたとおり、重要経済安保情報の保護に関し必要な措置を講ずることとしたので、通知する。

○国家公安委員会規則第九号

警察法施行令（昭和二十九年政令第百五十一号）第十三条第一項の規定に基づき、国家公安委員会行政文書管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年五月十六日

国家公安委員会委員長　坂井　学

国家公安委員会行政文書管理規則の一部を改正する規則

国家公安委員会行政文書管理規則（平成二十三年国家公安委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	改正前
（定義） **第二条**　［1～4　略］ 5　この規則において「秘密文書」とは、特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成二十五年法律第百八号）第三条第一項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。）及び重要経済安保情報（重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和六年法律第二十七号）第三条第一項に規定する重要経済安保情報をいう。以下同じ。）以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書（特定秘密である情報又は重要経済安保情報である情報を記録する行政文書を除く。）をいう。 （特定秘密である情報又は重要経済安保情報である情報を記録する行政文書の管理） **第三十二条**　特定秘密である情報を記録する行政文書については、この規則で定めるもののほか、特定秘密の保護に関する法律、特定秘密の保護に関する法律施行令（平成二十六年政令第三百三十六号）、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準（平成二十六年十月十四日閣議決定）及び特定秘密の保護に関する法律施行令第十一条第一項の規定に基づき定められた国家公安委員会における特定秘密の保護に関する規則（平成二十六年国家公安委員会規則第十一号）に基づき管理するものとする。 2　重要経済安保情報である情報を記録する行政文書については、この規則で定めるもののほか、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律施行令（令和七年政令第二十六号）、重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定に関し、統一的な運用を図るための基準（令和七年一月三十一日閣議決定）及び重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律施行令第十一条第一項の規定に基づき定められた国家公安委員会における重要経済安保情報の保護に関する規則（令和七年国家公安委員会規則第八号）に基づき管理するものとする。 備考　表中の［　］の記載は注記である。 **附　則** この規則は、令和七年五月十六日から施行する。	（定義） **第二条**　［1～4　同上］ 5　この規則において「秘密文書」とは、特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成二十五年法律第百八号）第三条第一項に規定する特定秘密をいう。）以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書（特定秘密である情報を記録する行政文書を除く。）をいう。 （特定秘密である情報を記録する行政文書の管理） **第三十二条**　特定秘密である情報を記録する行政文書については、この規則で定めるもののほか、特定秘密の保護に関する法律、特定秘密の保護に関する法律施行令（平成二十六年政令第三百三十六号）、特定秘密の指定及び解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準（平成二十六年十月十四日閣議決定）及び特定秘密の保護に関する法律施行令第十一条第一項の規定に基づき定められた国家公安委員会における特定秘密の保護に関する規則（平成二十六年国家公安委員会規則第十一号）に基づき管理するものとする。 ［項を加える。］

法規的告示

○デジタル庁・総務省告示第十二号

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十六号）の一部の施行に伴い、及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令（平成二十六年総務省令第八十五号）の規定に基づき、個人番号カード等に関する技術的基準（平成二十七年総務省告示第三百十四号）の一部を次のように改正する。

令和七年五月十六日

内閣総理大臣　石破　茂

総務大臣　村上誠一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
第３　個人番号カードのセキュリティ対策等	第３　個人番号カードのセキュリティ対策等
［１　略］	［１　同左］
２　個人番号カードのセキュリティ対策	２　個人番号カードのセキュリティ対策
［(1)～(3)　略］	［(1)～(3)　同左］
(4)　アクセス権限の制御 個人番号カードに記録された情報を保護するために、アクセス権限（個人番号カードに記録された各情報ごとに、認証、暗証番号照合等が正しく行われたことにより当該情報へのアクセスを可能とするようにあらかじめ設定した権限をいう。第11の２の(8)及び第12の３の(1)のイを除き、以下同じ。）の制御を行うこと。	(4)　アクセス権限の制御 個人番号カードに記録された情報を保護するために、アクセス権限（個人番号カードに記録された各情報ごとに、認証、暗証番号照合等が正しく行われたことにより当該情報へのアクセスを可能とするようにあらかじめ設定した権限をいう。以下同じ。）の制御を行うこと。
［(5)～(7)　略］	［(5)～(7)　同左］
［３　略］	［３　同左］
第11　カード代替電磁的記録等の基準	［新設］
１　カード代替記録事項及びカード代替記録乱数符号の変換の基準 個人番号カード等省令第39条第１号に定めるカード代替記録事項及びカード代替記録乱数符号の変換は、ＳＨＡ―256（オブジェクト識別子　2　16　840　1　101　3　4　2　1）を用いて行うこと。	
２　カード代替電磁的記録に係るカード代替電磁的記録利用者符号及びカード代替電磁的記録利用者検証符号を作成し、及び記録する電磁的記録媒体の基準 個人番号カード等省令第39条の３の主務大臣が定める技術的基準は、次に掲げるとおりとする。	
(1)　内部の情報を読み取られることを防止するために必要な機能を有すること。	
(2)　カード代替電磁的記録利用者符号及びカード代替電磁的記録利用者検証符号の作成に当たり、楕円曲線上の離散対数の計算その他の措置が適切に行われるものであること。	
(3)　半導体集積回路に物理的又は電気的な攻撃を加えて、電磁的記録媒体（法第18条の２第１項に規定する電磁的記録媒体をいう。以下同じ。）に記録された情報を取得しようとする行為に対し、情報の読取り又は解析を防止する仕組みを保持すること。	
(4)　電磁的記録媒体に係る安全性の確認を行う者として内閣総理大臣が適当と認めるものによる評価を受けたものであること。	
(5)　半導体集積回路上にカード代替電磁的記録用アプリケーション（カード代替電磁的記録について、その発行、利用等を行うためのアプリケーションをいう。(6)において同じ。）のための専用の領域を有すること。	
(6)　個人番号カード等省令第39条の６の規定により生体認証符号等又は暗証番号を設定した後、カード代替電磁的記録用アプリケーションが利用可能な状態になること。	
(7)　(5)の領域にカード代替電磁的記録利用者符号及びカード代替電磁的記録利用者検証符号並びにカード代替電磁的記録を記録することが可能であること。	

⑻　⑸の領域に記録された情報を保護するために、アクセス権限（⑸の領域に記録された各情報ごとに、認証、暗証番号（個人番号カード等省令第39条の６の規定により設定された暗証番号をいう。）の照合等が正しく行われたことにより当該情報へのアクセスを可能とするようにあらかじめ設定した権限をいう。第12の３の⑴のイにおいて同じ。）の制御を行うこと。

⑼　⑸の領域とそれ以外の領域は、電磁的記録媒体の内部でそれぞれ独立し、⑸の領域以外の領域に搭載されているアプリケーションに係るシステムが、⑸の領域に情報を記録し、又は当該領域に記録された情報を読み取ることができない仕組みを保持すること。

３　カード代替電磁的記録の様式

カード代替電磁的記録の様式は、国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格第18013―５に準拠すること。

第12　カード代替電磁的記録の発行等　［新設］

１　申請者と機構との間の情報の送受信

個人番号カード等省令第39条の４及び第39条の５第７項の主務大臣が定める技術的基準は、次に掲げるとおりとする。

⑴　法第18条の２第２項の規定によるカード代替記録事項に係る電磁的記録の送信及び同条第３項の規定によるカード代替電磁的記録の送信は、安全な通信プロトコルの採用その他の主務大臣が適当と認める措置を講じている電気通信回線を用いて行うこと。

⑵　法第18条の２第２項の規定によるカード代替記録事項に係る電磁的記録の送信又は同条第３項の規定によるカード代替電磁的記録の送信を行うときは、申請者又は機構は、当該カード代替記録事項に係る電磁的記録又は当該カード代替電磁的記録を暗号化すること。

２　カード代替電磁的記録利用者符号を用いて行う電子署名の方式等

⑴　カード代替電磁的記録利用者符号を用いて行う電子署名の方式

カード代替電磁的記録利用者符号を用いて行う電子署名の方式は、ＥＣＤＳＡ256方式（オブジェクト識別子　1　2　840　10045　4　3　2）であること。

⑵　カード代替電磁的記録利用者符号の使用期間

カード代替電磁的記録利用者符号の使用期間は、カード代替電磁的記録利用者符号に係るカード代替電磁的記録の有効期間が満了する日までとすること。

３　カード代替電磁的記録発行者署名符号又は特定カード代替電磁的記録発行者署名符号を作成する電子計算機等の基準

⑴　カード代替電磁的記録発行者署名符号又は特定カード代替電磁的記録発行者署名符号を作成するための機構の使用に係る電子計算機の基準

カード代替電磁的記録発行者署名符号又は特定カード代替電磁的記録発行者署名符号の作成において機構が使用する電子計算機は、次に掲げる要件を満たすものとすること。

ア　外部から内部の情報を読み取られることを防止するための必要な機能を有すること。

イ　取扱いに際しては、操作者が正当なアクセス権限を有していることを確認するために必要な機能を有していること。

ウ　カード代替電磁的記録発行者署名符号又は特定カード代替電磁的記録発行者署名符号の入力及び出力に当たって、適切な保護措置が講じられるものであること。

エ　バックアップ用のカード代替電磁的記録発行者署名符号又は特定カード代替電磁的記録発行者署名符号の複製を行うことが可能であるとともに、複製されたバックアップ用のカード代替電磁的記録発行者署名符号又は特定カード代替電磁的記録発行者署名符号を安全に保存することができるものであること。

オ　カード代替電磁的記録発行者署名符号又は特定カード代替電磁的記録発行者署名符号の作成に当たり、楕円曲線上の離散対数の計算その他の措置が適切に行われるものであること。

⑵　カード代替電磁的記録発行者署名符号を用いて行う電子署名の方式

カード代替電磁的記録発行者署名符号を用いて行う電子署名の方式は、ＥＣＤＳＡ256方式（オブジェクト識別子　1　2　840　10045　4　3　2）であること。

⑶　特定カード代替電磁的記録発行者署名符号を用いて行う電子署名の方式

特定カード代替電磁的記録発行者署名符号を用いて行う電子署名の方式は、ＥＣＤＳＡ384方式（オブジェクト識別子　1　2　840　10045　4　3　3）であること。

⑷　カード代替電磁的記録発行者署名符号の使用期間

カード代替電磁的記録発行者署名符号の使用期間は、３月とすること。

⑸　特定カード代替電磁的記録発行者署名符号の使用期間

特定カード代替電磁的記録発行者署名符号の使用期間は、５年とすること。

４　カード代替電磁的記録の記録に係る申請者への提示

個人番号カード等省令第39条の７第１号の規定により機構が申請者に提示を行う事項は、次に掲げるとおりとする。

⑴　カード代替電磁的記録の発行を受けたカード代替電磁的記録利用者は、当該カード代替電磁的記録に係るカード代替電磁的記録利用者符号の漏えい、滅失又は毀損の防止その他のカード代替電磁的記録に係るカード代替電磁的記録利用者符号の適切な管理を行わなければならないこと。

⑵　カード代替電磁的記録の発行を受けたカード代替電磁的記録利用者は、当該カード代替電磁的記録を記録した電磁的記録媒体が組み込まれた移動端末設備の使用を停止したときは、速やかに法第18条の２第８項の届出をしなければならないこと。

⑶　カード代替電磁的記録の発行を受けたカード代替電磁的記録利用者は、当該カード代替電磁的記録に係るカード代替電磁的記録利用者符号が漏えいし、滅失し、若しくは毀損したとき、又は当該カード代替電磁的記録利用者符号を記録した電磁的記録媒体が使用できなくなったときは、速やかに機構にその旨を届け出なければならないこと。

⑷　偽りその他不正の手段によりカード代替電磁的記録の発行を受けたときは、法第55条の規定により罰せられること。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第三百八十六号

補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定めた件（平成二十二年国土交通省告示第五百五号）の一部を次のように改正する。

令和七年五月十六日

国土交通大臣　中野　洋昌

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後

別表

補助金等の名称	処分を制限する財産の名称等		処分制限期間
	種類	構造又は用途	細目	
（略）	（略）			
（削除）				
（略）	構築物			
観光振興事業費補助金		（略）		
空港整備事業費補助金		金属造のもの（前掲のものを除く。）	はね上げ橋及び鋼矢板岸壁	二五年
（空港脱炭素化推進事業費補助金及び空港防災機能施設整備事業費補助金に限る。）			送配管	
			鋳鉄製のもの	三〇年
			鋼鉄製のもの	一五年
			水そう及び油そう	
			鋳鉄製のもの	二五年
			鋼鉄製のもの	一五年
	（略）	（略）	（略）	（略）

改正前

別表

補助金等の名称	処分を制限する財産の名称等		処分制限期間
	種類	構造又は用途	細目	
（略）	（略）			
空港脱炭素化推進事業費補助金	構築物			
（略）		（略）		
観光振興事業費補助金（新設）		金属造のもの（前掲のものを除く。）	はね上げ橋及び鋼矢板岸壁（新設）	二五年
			（新設）	（新設）
			（新設）	（新設）
			水そう及び油そう（新設）	（新設）
			鋼鉄製のもの（略）	一五年
	（略）	（略）	（略）	（略）

附　則

1　この告示は、公布の日から施行し、令和七年度以降の補助金等に係る財産から適用する。

2　令和六年度以前の補助金等で令和七年度以降に繰り越されたものに係る財産については、なお従前の例による。

その他告示

○農林水産省告示第七百三十号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十五条第六項の規定に基づき、令和六年十二月二十七日農林水産省告示第二千三百五十三号（特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件）の一部を次のように改正する。

令和七年五月十六日

農林水産大臣　江藤　拓

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改正後	改正前
くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和７管理年度（くろまぐろに係る大臣管理区分にあっては令和７年１月１日から同年12月31日まで、くろまぐろに係る知事管理区分にあっては令和７年４月１日から翌年３月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。	くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和７管理年度（くろまぐろに係る大臣管理区分にあっては令和７年１月１日から同年12月31日まで、くろまぐろに係る知事管理区分にあっては令和７年４月１日から翌年３月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。
第一　くろまぐろ（小型魚）	第一　くろまぐろ（小型魚）
一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係）	一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係）
4,072.7トン	4,334.6トン

二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係）

法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

都　道　府　県	都道府県別漁獲可能量
北海道	142.0
青森県	340.5
岩手県	90.5
宮城県	68.2
秋田県	40.2
山形県	28.3
福島県	22.9
茨城県	33.5
千葉県	81.5
東京都	25.0
神奈川県	47.7
新潟県	104.3
富山県	110.8
石川県	101.7
福井県	46.5
静岡県	41.7
愛知県	1.0
三重県	47.4
京都府	48.8
大阪府	1.0
兵庫県	22.5
和歌山県	42.5
鳥取県	19.0
島根県	107.1
岡山県	1.0
広島県	1.0
山口県	103.2

二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係）

法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

都　道　府　県	都道府県別漁獲可能量
北海道	142.0
青森県	340.5
岩手県	90.5
宮城県	68.2
秋田県	40.2
山形県	28.3
福島県	22.9
茨城県	33.5
千葉県	81.5
東京都	25.0
神奈川県	47.7
新潟県	104.3
富山県	110.8
石川県	101.7
福井県	46.5
静岡県	41.7
愛知県	1.0
三重県	47.4
京都府	48.8
大阪府	1.0
兵庫県	22.5
和歌山県	42.5
鳥取県	19.0
島根県	107.1
岡山県	1.0
広島県	1.0
山口県	103.2

徳島県	30.5
香川県	1.0
愛媛県	22.2
高知県	82.8
福岡県	26.9
佐賀県	19.1
長崎県	879.9
熊本県	25.2
大分県	14.1
宮崎県	16.1
鹿児島県	41.3
沖縄県	0.1

三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
くろまぐろ（小型魚）大中型まき網漁業	935.6
くろまぐろ（小型魚）かじき等流し網漁業等	23.6
くろまぐろ（小型魚）かつお・まぐろ漁業	47.2

第二　くろまぐろ（大型魚）

一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係）

9,329.6トン

二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係）

法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

都道府県	都道府県別漁獲可能量
北海道	446.5
青森県	685.8
岩手県	89.1
宮城県	39.1
秋田県	49.3

徳島県	30.5
香川県	1.0
愛媛県	22.2
高知県	82.8
福岡県	26.9
佐賀県	19.1
長崎県	879.9
熊本県	25.2
大分県	14.1
宮崎県	16.1
鹿児島県	41.3
沖縄県	0.1

三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
くろまぐろ（小型魚）大中型まき網漁業	1,200.0
くろまぐろ（小型魚）かじき等流し網漁業等	23.6
くろまぐろ（小型魚）かつお・まぐろ漁業	44.7

第二　くろまぐろ（大型魚）

一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係）

8,527.2トン

二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係）

法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

都道府県	都道府県別漁獲可能量
北海道	446.5
青森県	685.8
岩手県	89.1
宮城県	39.1
秋田県	49.3

山形県	27.8
福島県	2.0
茨城県	18.3
千葉県	78.6
東京都	61.2
神奈川県	28.6
新潟県	131.6
富山県	30.5
石川県	60.5
福井県	32.9
静岡県	48.1
愛知県	2.0
三重県	45.8
京都府	46.3
大阪府	2.0
兵庫県	22.5
和歌山県	54.3
鳥取県	18.2
島根県	41.5
岡山県	2.0
広島県	2.0
山口県	108.3
徳島県	21.6
香川県	2.0
愛媛県	18.1
高知県	37.0
福岡県	20.6
佐賀県	20.7
長崎県	234.7
熊本県	18.3
大分県	18.6
宮崎県	54.5
鹿児島県	30.8
沖縄県	237.8

山形県	27.8
福島県	2.0
茨城県	18.3
千葉県	78.6
東京都	61.2
神奈川県	28.6
新潟県	131.6
富山県	30.5
石川県	60.5
福井県	32.9
静岡県	48.1
愛知県	2.0
三重県	45.8
京都府	46.3
大阪府	2.0
兵庫県	22.5
和歌山県	54.3
鳥取県	18.2
島根県	41.5
岡山県	2.0
広島県	2.0
山口県	108.3
徳島県	21.6
香川県	2.0
愛媛県	18.1
高知県	37.0
福岡県	20.6
佐賀県	20.7
長崎県	234.7
熊本県	18.3
大分県	18.6
宮崎県	53.1
鹿児島県	30.8
沖縄県	237.8

三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
くろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲量の総量の管理を行う管理区分）	2,818.9
くろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲割当てによる管理を行う区分）	2,088.9
くろまぐろ（大型魚）かじき等流し網漁業等	75.7
くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（漁獲量の総量の管理を行う区分）	16.0
くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分）	1,141.1

三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
くろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲量の総量の管理を行う管理区分）	2,081.3
くろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲割当てによる管理を行う区分）	2,035.0
くろまぐろ（大型魚）かじき等流し網漁業等	67.2
くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（漁獲量の総量の管理を行う区分）	15.0
くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分）	1,141.1

○国土交通省告示第三百八十七号

国土交通省所管の補助金等の交付に関する事務の一部を地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）及び沖縄総合事務局長に委任した件（平成十四年国土交通省告示第七百七十六号）の一部を次のように改正する。

令和七年五月十六日

国土交通大臣　中野　洋昌

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

別表

会計	項	目	摘要
一般会計	（略）		
	国際観光旅客税財源観光振興費	観光振興事業費補助金	免税店支援事業、宿泊施設インバウンド対応支援事業、都市、道路、住宅、港湾及び航空に関する事業に係るものを除く。
（略）			

一～十六　（略）

改正前

別表

会計	項	目	摘要
一般会計	（略）		
	国際観光旅客税財源観光振興費	観光振興事業費補助金	宿泊施設インバウンド対応支援事業、都市、道路、住宅、港湾及び航空に関する事業に係るものを除く。
（略）			

一～十六　（略）

附　則

１　この告示は、公布の日から施行し、改正後の規定は、令和七年度の予算に係る補助金等から適用する。

２　令和六年度以前の予算に係る補助金等の交付に関する事務については、なお従前の例による。

公告

諸事項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続廃止

破産手続廃止及び免責許可決定

破産手続終結

免責許可決定

小規模個人再生による再生計画認可

地方公務員共済組合連合会公告

令和７年度事業計画及び予算の要旨

地方公務員共済組合連合会定款第25条の規定に基づき令和７年度事業計画及び予算の要旨を公告する。

令和７年５月16日

地方公務員共済組合連合会
理事長　池田　憲治

経理単位名	概要
総括	1　連合会を組織する組合の数及び組合員の数 ⑴　組合の数　64組合 ⑵　組合員の数　2,996千人 2　連合会の役員及び職員の数 ⑴　役員　理事長１人、理事８人、監事３人　計12人 ⑵　職員　92人
厚生年金保険給付調整経理	収支の予定 1　収入　543,015,467千円 ア　国家公務員共済組合法第102条の２及び第102条の３の規定に基づき、国家公務員共済組合連合会より拠出を受ける財政調整拠出金受入金250,969,033千円を見込むものとする。 イ　地方公務員等共済組合法（以下「法」という。）第38条の８第２項の規定に基づき組合から払い込まれる組合払込金37,861,619千円を見込むものとする。 ウ　資金の運用による信託の運用益254,184,815千円を見込むものとする。 2　支出　259,968,733千円 ア　厚生年金保険法第84条の５の規定に基づき、当連合会が年金特別会計に対して拠出する厚生年金拠出金のうち当連合会が負担する厚生年金拠出金負担金240,080,808千円を見込むものとする。 イ　法第38条の８第３項の規定に基づき、厚生年金拠出金等に要する資金が不足すると認められる組合に対し交付する、組合交付金17,120,000千円を見込むものとする。 ウ　地方公務員等共済組合法施行規則（以下「施行規則」という。）第11条の５の２の規定に基づく業務経理への繰入金2,767,925千円を見込むものとする。 3　収支損益 収入総額　543,015,467千円 支出総額　259,968,733千円 当期利益金　283,046,734千円 当期利益金は、期首厚生年金保険給付調整積立金見込額14,412,027,304千円に加算することとし、翌年度へ繰り越す厚生年金保険給付調整積立金は、14,695,074,038千円となる見込みである。
退職等年金給付調整経理	収支の予定 1　収入　70,392,894千円 ア　国家公務員共済組合法第102条の２及び第102条の３の規定に基づき、国家公務員共済組合連合会より拠出を受ける財政調整拠出金受入金54,328,529千円を見込むものとする。 イ　法第38条の８の２第２項の規定に基づき組合から払い込まれる組合払込金14,383,896千円を見込むものとする。 ウ　資金の運用による信託の運用益1,680,469千円を見込むものとする。 2　支出　596,571千円 施行規則第11条の５の２の規定に基づく業務経理への繰入金596,571千円を見込むものとする。 3　収支損益 収入総額　70,392,894千円 支出総額　596,571千円 当期利益金　69,796,323千円 当期利益金は、期首退職等年金給付調整積立金見込額159,101,541千円に加算することとし、翌年度へ繰り越す退職等年金給付調整積立金は228,897,864千円となる見込みである。
経過的長期給付調整経理	収支の予定 1　収入　250,358,133千円 ア　資金の運用による利息及び配当金280,639千円を見込むものとする。 イ　資金の運用による信託の運用益250,077,494千円を見込むものとする。 2　支出　235,961,894千円 ア　被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第76条の規定に基づく国家公務員共済組合連合会への拠出金172,498,300千円を見込むものとする。 イ　被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第75条の３において準用する法第38条の８の２第３項の規定に基づき、地方の組合の経過的長期給付に要する資金が不足していると認められる組合に対し交付する、組合交付金63,188,000千円を見込むものとする。 ウ　施行規則附則第４条の２第３項において準用する施行規則第11条の５の２の規定に基づく業務経理への繰入金275,594千円を見込むものとする。 3　収支損益 収入総額　250,358,133千円 支出総額　235,961,894千円 当期利益金　14,396,239千円 当期利益金は、期首経過的長期給付調整積立金見込額14,165,925,783千円に加算することとし、翌年度へ繰り越す経過的長期給付調整積立金は、14,180,322,022千円となる見込みである。
厚生年金拠出金経理	収支の予定 1　収入　6,609,017,330千円 ア　厚生年金拠出金負担金　3,112,008,212千円 イ　厚生年金交付金　3,497,009,118千円 2　支出　6,609,017,330千円 ア　厚生年金拠出金　3,112,008,212千円 イ　厚生年金交付金支払金　3,497,009,118千円 3　収支損益 収入総額　6,609,017,330千円 支出総額　6,609,017,330千円 収入・支出総額とも同額であり、当期損益は生じない。

基礎年金拠出金経理	収支の予定	
	1　収入	1,640,123,884千円
	ア　基礎年金拠出金負担金	1,617,954,566千円
	イ　基礎年金交付金	22,169,318千円
	2　支出	1,640,123,884千円
	ア　基礎年金拠出金	1,617,954,566千円
	イ　基礎年金交付金支払金	22,169,318千円
	3　収支損益	
	収　入　総　額	1,640,123,884千円
	支　出　総　額	1,640,123,884千円
	収入・支出総額とも同額であり、当期損益は生じない。	
厚生年金保険預託経理	収支の予定	
	1　収入	2,098,007千円
	信託の運用益	2,098,007千円
	2　支出	2,098,007千円
	支　払　利　息	2,098,007千円
	3　収支損益	
	収　入　総　額	2,098,007千円
	支　出　総　額	2,098,007千円
	収入・支出総額とも同額であり、当期損益は生じない。	
退職等年金預託経理	施行規程第12条の３の規定に基づく組合から連合会への退職等年金給付組合積立金等資金の預託については、見込まれないことから、予算を計上しない。	
経過的長期預託経理	収支の予定	
	1　収入	2,175,688千円
	信託の運用益	2,175,688千円
	2　支出	2,175,688千円
	支　払　利　息	2,175,688千円
	3　収支損益	
	収　入　総　額	2,175,688千円
	支　出　総　額	2,175,688千円
	収入・支出総額とも同額であり、当期損益は生じない。	
介護保険経理	収支の予定	
	1　収入	2,542,538千円
	介護保険料納入金	2,542,538千円
	2　支出	2,542,538千円
	介護保険料	2,542,538千円
	3　収支損益	
	収　入　総　額	2,542,538千円
	支　出　総　額	2,542,538千円
	収入・支出総額とも同額であり、当期損益は生じない。	
国民健康保険経理	収支の予定	
	1　収入	38,014千円
	国民健康保険料（税）納入金	38,014千円
	2　支出	38,014千円
	国民健康保険料（税）	38,014千円
	3　収支損益	
	収　入　総　額	38,014千円
	支　出　総　額	38,014千円
	収入・支出総額とも同額であり、当期損益は生じない。	
後期高齢者医療経理	収支の予定	
	1　収入	3,358,043千円
	後期高齢者医療保険料納入金	3,358,043千円
	2　支出	3,358,043千円
	後期高齢者医療保険料	3,358,043千円
	3　収支損益	
	収　入　総　額	3,358,043千円
	支　出　総　額	3,358,043千円
	収入・支出総額とも同額であり、当期損益は生じない。	
個人住民税経理	収支の予定	
	1　収入	955,834千円
	個人住民税納入金	955,834千円
	2　支出	955,834千円
	個人住民税	955,834千円
	3　収支損益	
	収　入　総　額	955,834千円
	支　出　総　額	955,834千円
	収入・支出総額とも同額であり、当期損益は生じない。	
業務経理	収支の予定	
	1　収入	8,133,475千円
	⑴　組合分担金	4,493,385千円
	（組合員１人当たり　1,500円）	
	⑵　厚生年金保険給付調整経理より繰入金	2,767,925千円
	⑶　退職等年金給付調整経理より繰入金	596,571千円
	⑷　経過的長期給付調整経理より繰入金	275,594千円
	2　支出	9,137,871千円
	ア　一般事業関係	2,308,360千円
	イ　年金事務機械処理等委託事業関係	6,829,511千円
	3　収支損益	
	収　入　総　額	8,133,475千円
	支　出　総　額	9,137,871千円
	当　期　損　失　金	1,004,396千円

会社その他の公告

解散公告

当社は、令和七年四月三十日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十六日

北海道石狩市花川南四条三丁目七五番地
有限会社石尾土質調査
清算人　石尾　政男

解散公告

当社は、令和七年四月二十九日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十六日

北海道江別市豊幌美咲町五一番地の九
有限会社エムテック
清算人　西山　修司

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十六日

北海道標津郡中標津町東一条南一丁目六番地
有限会社メンズハウス
清算人　土田　剛

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十六日

北海道北見市広郷三七二番地一
株式会社インフィニティ・プラス
代表清算人　野村　憲央

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十六日

札幌市中央区南二条東一丁目一番一二号
合同会社ユニオン
清算人　須田　峻介

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十六日

札幌市中央区南二十六条西十三丁目一番二〇―四〇七号
株式会社若松建築設計事務所
代表清算人　中田　博

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十六日

北海道檜山郡厚沢部町館町一〇一番地
株式会社只野塗工所
代表清算人　只野美佐子

解散公告

当社は、令和七年四月三十日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十六日

札幌市北区新琴似一条四丁目一番一一号
シン・システム株式会社
代表清算人　藤井いづみ

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十六日

青森県三戸郡五戸町字中道九番地一一
有限会社奥山
清算人　奥山　充子

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十六日

岩手県大船渡市立根町字猫足二〇番地四七
有限会社シード
清算人　安城　将吾

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十六日

岩手県北上市和賀町横川目一一地割一二六番地三
有限会社和賀観光タクシー
清算人　八重樫守民

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十六日

岩手県久慈市栄町第三一地割一九七番地二
有限会社東久技術
清算人　佐々木　昇

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十六日

宮城県富谷市明石台五丁目三番地三
特定非営利活動法人さぽーと・おるいず
清算人　後藤　幸子

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十六日

仙台市宮城野区岩切字羽黒前二四番地の一

有限会社光ナショナルワークス

清算人　小野　正光

解散公告

当社は、令和七年四月八日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十六日

宮城県栗原市若柳字川北並柳五番地の六

有限会社後藤技研

清算人　後藤　泰信

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十六日

宮城県石巻市新栄一丁目一三番地七

株式会社ＹＳ企画

代表清算人　境　裕成

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十六日

宮城県宮城郡七ヶ浜町汐見台一丁目一番五号

株式会社ｐｌａｚａグループ

代表清算人　千葉　正行

解散公告

当社は、令和七年四月十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十六日

栃木県宇都宮市白沢町九二八番地六

有限会社アースマネジメント

清算人　福富　順子

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十六日

埼玉県所沢市旭町一四番一四号

株式会社鈴木工務店

代表清算人　鈴木　成和

解散公告

当社は、令和七年四月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十六日

埼玉県秩父郡横瀬町大字横瀬四六二七番地二

株式会社やまみず

代表清算人　若林　定之

解散公告

当社は、株主総会の決議により令和七年四月三十日に解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十六日

埼玉県さいたま市北区吉野町一丁目四一〇番地二一　有限会社セヤスクリーン工業

清算人　澤田　道春

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十六日

千葉県成田市加良部一丁目一六番地

有限会社福嶌

清算人　福嶌　賢二

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十六日

千葉県松戸市西馬橋一―一八―一〇

エム・アイ・ジェイ有限会社

清算人　佐藤　成子

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十六日

千葉県市川市大野町四丁目三一九〇番地

有限会社義徳興業

清算人　渡辺　知行

解散公告

当社は、令和七年四月五日、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十六日

千葉県我孫子市我孫子二丁目一番地

株式会社サクセッションビジネス

代表清算人　豊田まなみ

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十六日

千葉県千葉市中央区祐光二丁目一一番一二号ＳＫマンション一階一〇一号室

アトアゴルフ株式会社

代表清算人　新田　昌広

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十六日

千葉県大網白里市仏島五六番地三

有限会社みずき不動産鑑定所

清算人　石井　恒徳

解散公告

当社は、令和七年四月七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十六日

千葉県柏市ひばりが丘五番一号

株式会社日本キャリア・リンクス

代表清算人　田中　秀和

解散公告

当社は、令和七年四月八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十六日

千葉県柏市ひばりが丘五番一号

株式会社日本ビジネス・アライアンス

代表清算人　田中　秀和

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十六日

東京都武蔵村山市大南一丁目二〇番地の一一

有限会社村山バッティングセンター

代表清算人　高橋　浩

解散公告

当社は、株主総会の決議により令和七年三月三十一日解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十六日

東京都文京区白山二丁目一八番一〇号

株式会社三水舎

代表清算人　町田　暁

解散公告

当社は、令和七年四月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十六日

東京都多摩市永山五丁目二五番地の一一

合同会社つばさ

清算人　嶺　萬里子

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十六日

東京都中央区八丁堀四丁目二番一〇号ＡＯ

Ｊ税理士法人内

一般社団法人Ｈａｒｉ

代表清算人　出澤　貴人

解散公告

当社は、令和七年四月三十日付総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十六日

東京都中央区八丁堀四丁目二番一〇号ＡＯ

Ｊ税理士法人内

合同会社Ｈａｒｉ

清算人　出澤　貴人

解散公告

当法人は、令和七年四月二十五日社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十六日

東京都中央区銀座二丁目一〇番八号マニエラ銀座ビル四階

一般社団法人Ｏｍｏｒｉ　ＭＭ２

代表清算人　丸尾　知弘

解散公告

当社は、令和七年四月十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十六日

東京都渋谷区神南一丁目一四番七号ワイズ神南ビル二Ｆ

ＤａＯ株式会社

代表清算人　村上　誠大

解散公告

当社は、令和七年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十六日

東京都大田区仲六郷一丁目六番二三号仲六郷ハウス五一〇号

株式会社Ｏｖｅｒ５

代表清算人　芦口　良治

解散公告

当社は、令和七年三月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十六日

東京都中央区新川一丁目六番一一号

株式会社ライトウイング

代表清算人　中川原慎也

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十六日

東京都渋谷区代々木五丁目五〇番八号Ｎ一〇一

合同会社モズ

清算人　村上　聡宏

解散公告

当社は、令和七年四月二十四日、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十六日

東京都墨田区業平一丁目一八番七号

株式会社かんつばき

代表清算人　川上　久江

解散公告

当社は、令和七年四月七日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十六日

東京都杉並区阿佐谷南三丁目四〇番四号

集合住宅再生合同会社

清算人　小林　章浩

解散公告

当法人は、令和七年五月十五日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十六日

東京都新宿区片町三番三号マンション壁装館四〇二

一般社団法人日本郷友連盟

代表清算人　越智　通隆

解散公告

当社は、株主総会の決議により令和七年四月十日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十六日

東京都新宿区百人町一丁目一一番二五号

有限会社コウテイ

清算人　中里　雅博

解散公告

当社は、総社員の同意により令和七年四月十日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十六日

東京都新宿区百人町一丁目一一番二五号

合同会社ＫＡＭＩＫＡＺＥ

清算人　中里　雅博

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十六日

東京都港区南青山三丁目一番三六号青山丸竹ビル六Ｆ

株式会社Ｄ－Ｌｅｐｕｓ

代表清算人　岡本　義寅

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十六日

東京都北区東十条一丁目一八番二―六〇九号

スタッドジャパン株式会社

代表清算人　野村　和範

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十六日

東京都八王子市加住町一丁目四一六番地の一

有限会社山新

清算人　新関　和雄

解散公告

当社は、令和七年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十六日

東京都町田市中町三丁目六番一二号

株式会社ヴィクトリー

代表清算人　立岡　宏行

解散公告

当社は、令和七年四月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十六日

東京都千代田区麹町二丁目一〇番地三エキスパートオフィス麹町一階

有限会社テイク・アソシエ

清算人　樋口　武久

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十六日

東京都港区六本木一丁目八番七号ＭＦＰＲ六本木麻布台ビル二階

おけい太陽光発電所合同会社

清算人　トリナ・ソーラー・ジャパン・エナジー株式会社

職務執行者　陳　鋒

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十六日

東京都江東区東陽四丁目三番三―一五〇二号

株式会社セブン・オー・スリー・サポート

代表清算人　前田　充伸

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十六日

東京都品川区西五反田五丁目二三番三号

セレネアセットマネジメント株式会社

代表清算人　平野　淳一

解散公告

当社は、令和七年五月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十六日

東京都港区三田四丁目七番二〇号大信寺内

株式会社之音企画

代表清算人　中村　孝之

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十六日

東京都練馬区石神井台四丁目一番地上石神井ハイム二号棟六〇七号室

合同会社スターライトコンサルティング

清算人　多田　佳三

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日付総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥いたします。

令和七年五月十六日

東京都港区虎ノ門五丁目三番二〇号株式会社アカウンティング・マネジメント・サービス内

合同会社金沢西口駅前ホテル

清算人　菅原　英樹

解散公告

当社は、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十六日

東京都渋谷区代々木二丁目七番六号

有限会社ボルカノ

清算人　鈴木　洋介

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十六日

東京都板橋区若木三丁目六番一七号

三京工業株式会社

代表清算人　堀本　祐二

解散公告

当法人は、令和七年三月三十一日付社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥いたします。

令和七年五月十六日

東京都港区虎ノ門五丁目三番二〇号株式会社アカウンティング・マネジメント・サービス内　一般社団法人金沢西口駅前ホテル

代表清算人　菅原　英樹

解散公告

当法人は、令和七年四月十三日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十六日

東京都中央区銀座二丁目一四番一八号ＲＡＹ銀座ビル

特定非営利活動法人東日本自警団

清算人　正田　均

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十六日

東京都中央区新川一丁目六番一一号

ＧＴｅｃｈ株式会社

代表清算人　米川めぐみ

解散公告

当社は、令和七年四月九日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十六日

東京都渋谷区神宮前六丁目二三番四号桑野ビル二階

株式会社東京梨庵

代表清算人　平野由梨子

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十六日

東京都千代田区丸の内三―一―一国際ビル

Ｐホールディングス株式会社

代表清算人　深見　雄太

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十六日

東京都新宿区四谷二丁目九番地一五東京ユナイテッド綜合事務所内

浦安プロパティーズ合同会社

清算人　池田　卓也

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十六日

東京都新宿区四谷二丁目九番地一五東京ユナイテッド綜合事務所内

浦安ホールディングス一般社団法人

代表清算人　池田　卓也

解散公告

当社は、令和七年四月三十日の総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十六日

東京都世田谷区船橋六丁目四番五号五〇三号室

合同会社ＮＣ

清算人　上田　大介

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十六日

東京都小金井市前原町一丁目一一番二〇号

株式会社誠秀貿易

代表清算人　天井　潤

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十六日

東京都国分寺市西元町三丁目一四番一二号

株式会社武蔵設備工業

代表清算人　髙橋　章光

解散公告

当法人は、令和七年三月三十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十六日

東京都足立区鹿浜三丁目一七番二三号ホワイトコーポ一〇一

特定非営利活動法人くまハウス

代表清算人　大久保信之

解散公告

当社は、令和七年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十六日

神奈川県相模原市南区当麻一一〇五番地一五

有限会社プラス

清算人　平久保英次

解散公告

当社は、令和七年四月二十八日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十六日

神奈川県大和市福田四〇三二番地三

ＴＭ　Ａｄｖａｎｃｅ合同会社

清算人　前川　遥

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十六日

神奈川県平塚市高根一丁目一番一一号

エイケイ株式会社

代表清算人　中　俊二

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十六日

神奈川県平塚市高根一丁目一番一一号

ベニー商事株式会社

代表清算人　中　俊二

解散公告

当社は、令和七年四月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十六日

新潟市中央区附船町一丁目四二六六番地

新潟マリーンサービス工業有限会社

清算人　三富　亮兵

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十六日

石川県野々市市御経塚一丁目四九六番地

特定非営利活動法人日本武道修学院

清算人　平野　節夫

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十六日

石川県加賀市山中温泉上原町イ八一番地

有限会社クラフト斉久

清算人　岡田　臣功

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十六日

福井県勝山市元町三丁目二番一五号

株式会社ＹＫ清算

代表清算人　山岸　英男

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十六日

福井県勝山市立川町二丁目二番四〇号

株式会社ＹＳ清算

代表清算人　山岸　亮介

解散公告

当社は、株主総会の決議により令和七年五月十五日付で解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十六日

福井県越前市家久町五七号一七番地

株式会社エムティー管財

代表清算人　沖野　直広

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十六日

福井県敦賀市松葉町二四番二号

有限会社小川酒の店

清算人　小川　恒夫

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十六日

山梨県中央市成島二三六八番地

成島商事有限会社

清算人　清水　佳愛

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十六日

長野市大字鶴賀上千歳町一三五三番地一六

有限会社二幸壽司

清算人　小林恵美子

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十六日

長野県飯田市鼎中平二五四二番地五

ＪＶＧ株式会社

代表清算人　佐々木将雄

解散公告

当法人は、令和七年四月三十日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十六日

長野県松本市野溝東一丁目四番二六号

特定非営利活動法人リビング

清算人　鹿川　志保

解散公告

当法人は、令和七年四月三十日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十六日

長野県松本市芳川小屋五〇八番地三

特定非営利活動法人アイネットＳＡＫＵＭＡ

清算人　鹿川　志保

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十六日

愛知県愛知郡東郷町大字春木字市場屋敷一二四六―三　クールケイマックス合同会社

清算人　木南　浩司

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十六日

京都府宇治市槇島町十一　一七三番地の一

一般社団法人マキシマネットワーク

代表清算人　林　義彦

解散公告

当社は、株主総会の決議より令和七年四月三十日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十六日

京都府宇治市伊勢田町砂田六番地の一七七

株式会社京都ユニコン

代表清算人　岩本　喜芳

解散公告

当社は、令和七年四月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十六日

大阪府堺市西区北条町一丁一四番四号

有限会社紀北商運

清算人　水島　正信

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十六日

大阪府阿倍野区天王寺町北二丁目二番二号

葵機工株式会社

代表清算人　浜田　憲一

解散公告

当社は、令和七年五月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十六日

大阪府吹田市岸部南二丁目三八番三号

株式会社河北

代表清算人　吉田　正則

解散公告

当社は令和七年四月三十日解散いたしましたので、当社に債権を有する方は本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十六日

大阪市淀川区西中島四丁目一〇番五号

株式会社大丸商事

代表清算人　池田　和子

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十六日

大阪市中央区谷町六丁目一八番二五号

有限会社トマト

清算人　横井　良三

解散公告

当社は、令和七年四月十八日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十六日

大阪府泉佐野市鶴原一八四七番地一―三〇

大阪中央電力合同会社

清算人　西村　利香

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十六日

兵庫県宝塚市売布きよしガ丘五番一二号

株式会社日本ダイボード

代表清算人　坂本由紀子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十六日

兵庫県三田市対中町二番一七号

有限会社北摂公栄社

清算人　中西　亜衣

解散公告

当社は、令和七年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十六日

兵庫県尼崎市上坂部二丁目二〇番七号

株式会社弘栄建設

代表清算人　大下　美枝

解散公告

当社は、令和七年四月二十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十六日

神戸市西区池上四―二―一〇リバーサイド岡田二〇二

合同会社大福

清算人　山岸砂知子

解散公告

当社は、令和七年四月二十八日解散いたしましたので当社に債権を有する方は本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十六日

兵庫県神戸市北区谷上西町一―三二―一一〇三

合同会社Ｗｉｔｈ　ｉｔ

清算人　荒井　晴貴

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会決議で解散しました。当社に債権を有する方は本公告掲載の翌日から二箇月以内に申出下さい。尚、右期間内に申出がない時は清算から除斥します。

令和七年五月十六日

兵庫県川西市美山台三―一―四三

株式会社ケイツー

代表清算人　片山　栄子

解散公告

当組合は、解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十六日

和歌山県西牟婁郡白浜町三〇三一番地の一一九

白浜特産品協同組合

清算人　野村　慎

解散公告

当社は、令和七年四月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十六日

島根県出雲市大塚町八一二番地八

有限会社アイエス設計

清算人　黒目　修弘

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十六日

島根県隠岐郡隠岐の島町中村一四九四番地一

株式会社しまつむぎ

代表清算人　玉沖　仁美

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十六日

岡山県倉敷市松江三丁目一四番二五号

合同会社クオーレ

清算人　岡野　啓子

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十六日

岡山県英田郡西粟倉村大字影石五八〇番一

ａｍｏｃａ白棟Ｃ号室

合同会社ローカル・モビリティーズ

代表清算人　猪田　敦子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十六日

岡山県倉敷市北畝三丁目一五番二号

有限会社ハマモト塗装

清算人　濵本千代子

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十六日

岡山市南区浜野三丁目八番二〇号

株式会社尾端組

代表清算人　尾端　昭吾

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十六日

香川県高松市庵治町五二〇〇番地

株式会社土谷工業

代表清算人　土谷　一弘

解散公告

当社は、令和七年四月二十八日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十六日

愛媛県南宇和郡愛南町家串一一二七番地

株式会社ナンスイ

代表清算人　三原　英人

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十六日

愛媛県新居浜市松神子三丁目一番八号

株式会社宮機械

代表清算人　村上由利子

解散公告

当社は、令和七年四月十二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十六日

高知県香美市土佐山田町楠目九七二番地一

株式会社つながりデザイン・ラボ

代表清算人　宮原　宏和

解散公告

当社は、令和七年五月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十六日

高知市南はりまや町一丁目二番二〇号

株式会社エスアール商事

代表清算人　濱口　幸作

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十六日

福岡市博多区諸岡五丁目二五番二六号

有限会社康貴測量事務所

清算人　野田　憲康

解散公告

当法人は、令和七年三月二十六日開催の評議員会の決議並びに鹿島市長の認可により、令和七年三月三十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載日の翌日から二箇月以内に、お申し出ください。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十六日

佐賀県鹿島市大字音成甲八十五番地二

社会福祉法人むつみ会

代表清算人　樋口　文夫

解散公告

当社は、株主総会の決議により、令和七年四月三十日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十六日

長崎市光町一六番二六号

株式会社サプライ

代表清算人　川内　亜弥

解散公告

当法人は、令和七年三月三十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十六日

長崎県長崎市愛宕三丁目四番一四号

一般社団法人遊

代表清算人　後藤　哲治

解散公告

当社は、株主総会の決議により令和七年四月三十日解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十六日

熊本県八代市千反町二丁目一八号五番地

株式会社きもとの蔵

代表清算人　木本　高広

解散公告

当社は、令和七年五月一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十六日

鹿児島県薩摩川内市樋脇町市比野五一九番九

ＮＯＴＡＭ合同会社

代表清算人　前園　卓也

解散公告

当社は、令和七年四月十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十六日

沖縄県中頭郡北谷町美浜二丁目五番地二三

ホークタウンⅡ四〇一

株式会社ドリームプラネットインターナショナルスクール

代表清算人　稲田満里花

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年三月三十一日開催の総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十六日

青森県上北郡七戸町字蛇坂五七番地三

職業訓練法人七戸職業能力開発協会

清算人　野田頭義美

解散公告（第一回）

当組合は、令和七年四月二十三日小田原市長の認可により、解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十六日

神奈川県小田原市城山三丁目一一番一四号

小田原駅前分譲共同ビルマンション建替

組合

清算人　髙橋　眞己

解散公告（第一回）

当組合は、令和七年三月二十一日豊橋市長の認可により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十六日

愛知県豊橋市駅前大通一丁目五五番サーラタワー四階サーラ不動産内

豊橋駅前大通二丁目地区市街地再開発組合

代表清算人　石黒　功

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年四月八日熊本地方裁判所の命令により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十六日

熊本市西区城山上代町一一〇〇番地

宗教法人寂照院

清算人　弁護士　榎　崇文

連絡先　熊本市中央区京町二丁目一四番二五号　京町法律事務所

解散公告（第一回）

当法人は、令和六年七月三十一日開催の社員総会の決議並びに宮崎県知事の認可により、令和七年三月三十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十六日

宮崎県都城市都原町一四番地五

医療法人社団敬頼会

清算人　瀬ノ口**頼**久

解散公告（第二回）

当法人は、社員総会の決議により、令和七年三月三十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年五月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十六日

宮崎市大字田吉八二〇番地一

医療法人裕仁会

清算人　近藤　裕行

解散公告（第三回）

当法人は、令和六年十二月十八日農業協同組合法第七十三条第四項において準用する同法第六十四条の二第一項の規定により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年四月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十六日

北海道斜里郡斜里町字朱円東三五番地二

農事組合法人知床牧場トラクター利用組合

清算人　鶴巻　國男

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年三月七日社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年四月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十六日

札幌市南区石山一条六丁目一番一八号

医療法人社団小林胃腸科内科クリニック

清算人　小林多加志

解散公告（第三回）

当法人は、令和六年十二月五日開催の社員総会の決議並びに徳島県知事の認可により、令和七年三月三十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年五月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十六日

徳島県阿南市津乃峰町長浜三七六番地一

医療法人井坂クリニック

清算人　井坂　寿一

第７期決算公告

2025年５月16日

栃木県栃木市千塚町1717番地

エステーマイコール株式会社

代表取締役　鶴田　道明

貸借対照表の要旨

（2025年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,154,480
	固定資産	428,272
	合計	1,582,752
負債及び純資産の部	流動負債	523,330
	固定負債	690,230
	株主資本	369,191
	資本金	90,000
	利益剰余金	279,191
	その他利益剰余金	279,191
	（うち当期純利益）	(20,297)
	合計	1,582,752

第 41 期 決 算 公 告

令和７年４月25日

秋田県男鹿市船越字内子89番地

株式会社アマノ

代表取締役　天野　良喜

貸 借 対 照 表 の 要 旨

（令和７年２月28日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	3,345,053	流動負債	1,056,843
固定資産	2,229,780	固定負債	387,890
繰延資産	0	株主資本	4,130,100
		資本金	40,000
		資本剰余金	0
		利益剰余金	4,090,100
		利益準備金	10,000
		その他利益剰余金	4,080,100
		（うち当期純利益）	(339,141)
資産合計	**5,574,833**	**負債・純資産合計**	**5,574,833**

第11期決算公告　令和７年５月16日

東京都港区虎ノ門一丁目２番６号

ノトスリーシング株式会社

代表取締役　栗山　幸浩

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	533,076
	固定資産	205,591
	合計	738,667
負債及び純資産の部	固定負債	738,470
	株主資本	197
	資本金	3,000
	利益剰余金	△2,802
	（その他利益剰余金）	（△2,802）
	合計	738,667

(注)　当期純損失　257千円

第11期決算公告　令和７年５月16日

東京都港区虎ノ門一丁目２番６号

カイクリーシング株式会社

代表取締役　栗山　幸浩

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,540,903
	固定資産	521,299
	合計	3,062,203
負債及び純資産の部	流動負債	914,035
	固定負債	2,872,514
	株主資本	3,379
	資本金	6,000
	利益剰余金	△2,620
	（その他利益剰余金）	（△2,620）
	評価・換算差額等	△727,726
	（繰延ヘッジ損益）	（△727,726）
	合計	3,062,203

(注)　当期純損失　257千円

第11期決算公告　令和７年５月16日

東京都港区虎ノ門一丁目２番６号

イリスリーシング株式会社

代表取締役　栗山　幸浩

貸借対照表の要旨（令和７年３月20日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	316
	合計	316
負債及び純資産の部	株主資本	316
	資本金	3,000
	利益剰余金	△2,683
	（その他利益剰余金）	（△2,683）
	合計	316

(注)　当期純損失　208千円

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第７条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

令和７年５月16日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①株式会社沢木組　②秋田県知事(3)第2038号　③代表取締役　沢木則明　④秋田県男鹿市船川港船川字海岸通り２号６番地２　株式会社沢木組　代表取締役　沢木則明　⑤1000万円　⑥秋田県知事　⑦秋田県男鹿市船川港船川字海岸通り２号６番地２　株式会社沢木組　代表取締役　沢木則明

①三井不動産レジデンシャル株式会社　②国土交通大臣(4)7259　③代表取締役　嘉村徹　④東京都中央区日本橋室町三丁目２番１号　廃止した従たる事務所　千葉県船橋市浜町二丁目３番18号　⑤500万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都中央区日本橋室町三丁目２番１号　三井不動産レジデンシャル株式会社　代表取締役　嘉村徹

第２期決算公告　令和７年５月16日

東京都港区虎ノ門一丁目２番６号

トパーズリーシング１株式会社

代表取締役　栗山　幸浩

貸借対照表の要旨（令和７年３月20日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	4,691
	合計	4,691
負純資産及び部	株主資本	4,691
	資本金	5,000
	利益剰余金	△308
	（その他利益剰余金）	（△308）
	合計	4,691

(注)　当期純損失　296千円

第11期決算公告　令和７年５月16日

東京都港区虎ノ門一丁目２番６号

ロリンズリーシング株式会社

代表取締役　栗山　幸浩

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,872,166
	固定資産	369,178
	合計	2,241,344
負純資産及び部	流動負債	635,325
	固定負債	2,032,797
	株主資本	2,382
	資本金	5,000
	利益剰余金	△2,617
	（その他利益剰余金）	（△2,617）
	評価・換算差額等	△429,160
	（繰延ヘッジ損益）	（△429,160）
	合計	2,241,344

(注)　当期純損失　257千円

第11期決算公告　令和７年５月16日

東京都港区虎ノ門一丁目２番６号

ロータスリーシング株式会社

代表取締役　栗山　幸浩

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	341,876
	合計	341,876
負純資産及び部	流動負債	94,606
	固定負債	267,944
	株主資本	209
	資本金	3,000
	利益剰余金	△2,790
	（その他利益剰余金）	（△2,790）
	評価・換算差額等	△20,884
	（繰延ヘッジ損益）	（△20,884）
	合計	341,876

(注)　当期純損失　257千円

第56期決算公告

令和７年５月16日

東京都中央区日本橋馬喰町２丁目７番13号

株式会社オレンジフードコート

代表取締役　越智　雅也

貸借対照表の要旨

（令和７年２月28日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	386,062
	固定資産	1,359,695
	合計	1,745,756
負純資産及び部	流動負債	1,270,888
	固定負債	464,916
	株主資本	9,952
	資本金	89,000
	利益剰余金	△79,048
	その他利益剰余金	△79,048
	（うち当期純利益）	（141,138）
	合計	1,745,756

第２期決算公告　令和７年５月16日

東京都港区虎ノ門一丁目２番６号

トパーズリーシング３株式会社

代表取締役　栗山　幸浩

貸借対照表の要旨（令和７年３月20日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	4,694
	合計	4,694
負純資産及び部	株主資本	4,694
	資本金	5,000
	利益剰余金	△305
	（その他利益剰余金）	（△305）
	合計	4,694

(注)　当期純損失　293千円

第２期決算公告　令和７年５月16日

東京都港区虎ノ門一丁目２番６号

トパーズリーシング２株式会社

代表取締役　栗山　幸浩

貸借対照表の要旨（令和７年３月20日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	4,694
	合計	4,694
負純資産及び部	株主資本	4,694
	資本金	5,000
	利益剰余金	△305
	（その他利益剰余金）	（△305）
	合計	4,694

(注)　当期純損失　293千円

第19期決算公告　令和７年５月16日
東京都港区虎ノ門四丁目１番28号
株式会社フラッグシップアセットマネジメント
代表取締役　馬場　勝也
貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	602,537
	固定資産	36,771
	合計	639,308
負純資債産及のび部	流動負債	589,007
	株主資本	50,300
	資本金	10,000
	資本剰余金	2,500
	資本準備金	2,500
	利益剰余金	37,800
	その他利益剰余金	37,800
	（うち当期純利益）	（936,867）
	合計	639,308

第５期決算公告　令和７年５月16日
東京都港区虎ノ門四丁目１番28号
虎ノ門タワーズオフィス17階
株式会社AP VI GP
代表取締役　笹沼　泰助
貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	2,149
	合計	2,149
負純資債産及のび部	流動負債	243
	株主資本	1,905
	資本金	50
	資本剰余金	550
	資本準備金	50
	その他資本剰余金	500
	利益剰余金	1,805
	その他利益剰余金	1,805
	（うち当期純利益）	（452）
	自己株式	△500
	合計	2,149

決算公告　令和７年５月16日
東京都港区虎ノ門四丁目１番28号
虎ノ門タワーズオフィス17階
株式会社AP３
代表取締役　笹沼　泰助
貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	1,117
	固定資産	62
	合計	1,180
負純資債産及のび部	流動負債	341
	株主資本	838
	資本金	10,000
	利益剰余金	△9,161
	その他利益剰余金	△9,161
	（うち当期純損失）	（600）
	合計	1,180

決算公告　令和７年５月16日
東京都港区虎ノ門四丁目１番28号
虎ノ門タワーズオフィス17階
アドバンテッジアドバイザーズ株式会社
代表取締役　笹沼　泰助
貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	654,517
	固定資産	9,769
	合計	664,287
負純資債産及のび部	流動負債	437,072
	株主資本	227,215
	資本金	500
	資本剰余金	500
	資本準備金	500
	利益剰余金	226,215
	その他利益剰余金	226,215
	（うち当期純利益）	（48,850）
	合計	664,287

第10期決算公告　令和７年５月16日
東京都港区虎ノ門四丁目１番28号
虎ノ門タワーズオフィス17階
株式会社AP V GP
代表取締役　笹沼　泰助
貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	1,809
	合計	1,809
負純資債産及のび部	流動負債	892
	株主資本	917
	資本金	50
	資本剰余金	550
	資本準備金	50
	その他資本剰余金	500
	利益剰余金	2,517
	その他利益剰余金	2,517
	（うち当期純利益）	（353）
	自己株式	△2,200
	合計	1,809

第13期決算公告　令和７年５月16日
東京都港区虎ノ門四丁目１番28号
虎ノ門タワーズオフィス17階
株式会社AP IV―S GP
代表取締役　笹沼　泰助
貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	9,679
	固定資産	414
	合計	10,094
負純資債産及のび部	流動負債	84
	株主資本	10,009
	資本金	2,750
	資本剰余金	2,750
	資本準備金	2,750
	利益剰余金	4,509
	その他利益剰余金	4,509
	（うち当期純利益）	（1,890）
	合計	10,094

第14期決算公告
令和７年３月28日
東京都渋谷区恵比寿４丁目20番３号
ＮＬバリューキャピタル株式会社
代表取締役　角田　善紀
貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	139,949
	合計	139,949
負純資債産及のび部	流動負債	950
	株主資本	138,999
	資本金	10,000
	資本剰余金	136,151
	資本準備金	387
	その他資本剰余金	135,763
	利益剰余金	△ 7,152
	その他利益剰余金	△ 7,152
	（うち当期純損失）	（1,135）
	合計	139,949

第９期決算公告　令和７年５月16日
東京都港区新橋五丁目25番３号
株式会社ビジタクス・コンサルティング
代表取締役　石﨑　洋人
貸借対照表の要旨（令和７年１月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	56,332
	固定資産	32,890
	有形固定資産	611
	投資その他の資産	32,279
	資産合計	89,222
負純資債産及のび部	流動負債	46,720
	固定負債	1,521
	株主資本	40,981
	資本金	3,000
	利益剰余金	37,981
	その他利益剰余金	37,981
	（うち当期純損失）	（12,599）
	負債・純資産合計	89,222

第33期決算公告　令和７年５月16日
東京都港区虎ノ門四丁目１番28号
虎ノ門タワーズオフィス17階
株式会社アドバンテッジパートナーズ
代表取締役　笹沼　泰助
貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	4,455,782
	固定資産	1,596,714
	合計	6,052,497
負純資債産及のび部	流動負債	3,334,902
	固定負債	1,223,567
	株主資本	1,494,027
	資本金	48,875
	資本剰余金	28,875
	資本準備金	28,875
	利益剰余金	1,416,277
	その他利益剰余金	1,416,277
	（うち当期純利益）	（376,679）
	合計	6,052,497

第22期決算公告
2025年５月16日
東京都新宿区下落合一丁目４番10号
日本かおり研究所株式会社
代表取締役　奥平　壮臨
貸借対照表の要旨
（2025年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	16,793
	固定資産	4,579
	合計	21,373
負純資債産及のび部	流動負債	8,339
	株主資本	13,033
	資本金	10,000
	利益剰余金	3,033
	その他利益剰余金	3,033
	（うち当期純損失）	（7,839）
	合計	21,373

第20期決算公告
2025年５月16日
東京都新宿区下落合一丁目４番10号
エステービジネスサポート株式会社
代表取締役　辻　　幹夫
貸借対照表の要旨
（2025年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	441,221
	固定資産	7,182
	合計	448,404
負純資債産及のび部	流動負債	144,920
	株主資本	303,483
	資本金	10,000
	利益剰余金	293,483
	利益準備金	400
	その他利益剰余金	293,083
	（うち当期純利益）	（38,322）
	合計	448,404

第32期決算公告
令和７年５月16日
東京都新宿区下落合１―４―10
エステーＰＲＯ株式会社
代表取締役　霜阪　裕和
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	1,719,909
	固定資産	16,092
	合計	1,736,001
負純資債産及のび部	流動負債	659,421
	株主資本	1,076,580
	資本金	70,000
	資本剰余金	5,000
	その他資本剰余金	5,000
	利益剰余金	1,001,580
	利益準備金	20,000
	その他利益剰余金	981,580
	（うち当期純利益）	（198,657）
	合計	1,736,001

第 26 期 決 算 公 告

令和７年３月28日
岐阜県土岐市曽木町1663番地
小野田森村マグネシウム株式会社
代表取締役　小野田　裕

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	247,026
	固定資産	125,118
	合計	372,144
負純資産及のび部	流動負債	129,371
	固定負債	65,592
	株主資本	177,181
	資本金	50,000
	利益剰余金	127,181
	利益準備金	5,600
	その他利益剰余金	121,581
	（うち当期純利益）	(15,728)
	合計	372,144

第 13 期 決 算 公 告

令和７年４月18日
東京都千代田区神田錦町三丁目６番地
株式会社サイオ出版
代表取締役　池田　和博

貸借対照表の要旨（令和７年１月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	71,431
	固定資産	3,054
	合計	74,485
負純資産及のび部	流動負債	27,106
	固定負債	50,910
	株主資本	△3,530
	資本金	5,030
	資本剰余金	5,000
	資本準備金	5,000
	利益剰余金	△13,560
	その他利益剰余金	△13,560
	（うち当期純損失）	(45,316)
	合計	74,485

第 11 期決算公告

令和７年５月16日
東京都中央区日本橋室町３丁目２番１号
三井不動産ゴルフプロパティーズ株式会社
代表取締役　伊藤　博文

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	349
	固定資産	3,421
	資産合計	3,770
負純資産及のび部	流動負債	7,371
	固定負債	3,641
	株主資本	△7,242
	資本金	490
	利益剰余金	△7,732
	その他利益剰余金	△7,732
	（うち当期純損失）	(27)
	負債・純資産合計	3,770

第６期決算公告

2025年３月31日
大阪府大阪市港区弁天１丁目２番１号
日本セラピストサポート株式会社
代表取締役　奥田　哲史

貸借対照表の要旨（2024年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	85,728
	固定資産	3,240
	資産合計	88,968
負純資産及のび部	流動負債	76,613
	負債合計	76,613
	株主資本	12,355
	資本金	5,000
	資本剰余金	121,384
	その他資本剰余金	121,384
	利益剰余金	△ 114,029
	その他利益剰余金	△ 114,029
	（うち当期純利益）	(26,475)
	純資産合計	12,355
	負債・純資産合計	88,968

第 77 期決算公告

令和７年５月16日
大阪市西区南堀江三丁目14番６号
株式会社末廣商事
代表取締役　末廣　俊雄

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	58,829
	固定資産	290,840
	合計	349,669
負純資産及のび部	流動負債	90,257
	固定負債	49,876
	株主資本	209,536
	資本金	80,000
	利益剰余金	204,330
	利益準備金	19,800
	その他利益剰余金	184,530
	（うち当期純損失）	(4,709)
	自己株式	△ 74,793
	合計	349,669

第 25 期 決 算 公 告

令和７年５月16日
名古屋市中村区剣町24番地
株式会社リテールバックオフィスサポート
代表取締役　中谷　匡

貸借対照表の要旨
（令和７年２月20日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	360
	固定資産	19
	合計	380
負純資産及のび部	流動負債	320
	固定負債	4
	株主資本	55
	資本金	10
	利益剰余金	45
	利益準備金	2
	その他利益剰余金	42
	（うち当期純利益）	(28)
	合計	380

第 43 期 決 算 公 告

令和７年５月16日
和歌山市湊1106番地の16
株式会社サンライズ
代表取締役　津田　兼司

貸借対照表の要旨（令和７年２月20日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	456
	固定資産	827
	合計	1,284
負純資産及のび部	流動負債	591
	固定負債	88
	株主資本	604
	資本金	90
	利益剰余金	514
	利益準備金	9
	その他利益剰余金	505
	（うち当期純利益）	(31)
	合計	1,284

第 6 期 決 算 公 告

令和７年５月16日
大阪府東大阪市上石切町一丁目11番13号７階
株式会社クオリティ・オブ・ライフ
代表取締役　木部　学

貸借対照表の要旨
（令和６年６月30日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	29,939
	合計	29,939
負純資産及のび部	流動負債	14,475
	株主資本	15,463
	資本金	5,000
	利益剰余金	10,463
	その他利益剰余金	10,463
	（うち当期純利益）	(12,008)
	合計	29,939

第 24 期決算公告

令和７年５月16日
大阪市北区梅田二丁目２番２号ヒルトンプラザウエストオフィスタワー19階
メディケア・コスメ株式会社
代表取締役　鉄村　太成

貸借対照表の要旨（令和６年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	46,612
	固定資産	942
	繰延資産	6,869
	合計	54,424
負純資産及のび部	流動負債	23,973
	固定負債	85,992
	株主資本	△ 55,541
	資本金	20,000
	利益剰余金	△ 75,541
	その他利益剰余金	△ 75,541
	（うち当期純損失）	(6,513)
	合計	54,424

第 11 期 決 算 公 告

令和７年５月16日
福岡市中央区渡辺通五丁目14番12号
南天神ビル３Ｆ
株式会社ｃｉｅｌｏ　ａｚｕｌ
代表取締役　大泉　聡

貸借対照表の要旨（令和７年１月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	98,534
	資産合計	98,534
負純資産及のび部	流動負債	31,540
	固定負債	63,511
	株主資本	3,481
	資本金	10
	利益剰余金	3,471
	その他利益剰余金	3,471
	（うち当期純利益）	(16,985)
	負債・純資産合計	98,534

第 37 期 決 算 公 告

令和７年４月25日
福岡市博多区博多駅前三丁目22番８号
安心計画株式会社
代表取締役　高田　政和

貸借対照表の要旨（令和７年１月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	520,594
	固定資産	56,098
	資産合計	576,693
負純資産及のび部	流動負債	108,305
	株主資本	468,428
	資本金	88,000
	利益剰余金	380,428
	利益準備金	7,521
	その他利益剰余金	372,907
	（うち当期純利益）	(372,907)
	評価・換算差額等	△40
	負債・純資産合計	576,693

第３期決算公告

令和７年５月16日
福岡市東区香椎浜二丁目８番30号
イオンウエルシア九州株式会社
代表取締役社長　内田　守

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	968,707
	固定資産	1,701,876
	資産合計	2,670,583
負純資産及のび部	流動負債	2,533,054
	固定負債	22,407
	株主資本	115,121
	資本金	100,000
	資本剰余金	1,600,000
	資本準備金	850,000
	その他資本剰余金	750,000
	利益剰余金	△1,584,878
	その他利益剰余金	△1,584,878
	（うち当期純損失）	(911,501)
	負債・純資産合計	2,670,583

第17期決算公告

令和７年５月16日
茨城県坂東市菅谷2230番地
株式会社ＭＧＳ
代表取締役　宮澤　勝良

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,290,716
	固定資産	1,021,782
	合計	2,312,499
負債及び純資産の部	流動負債	627,711
	固定負債	49,859
	株主資本	1,634,928
	資本金	80,000
	資本剰余金	915,000
	資本準備金	405,500
	その他資本剰余金	509,500
	利益剰余金	639,928
	その他利益剰余金	639,928
	（うち当期純利益）	(205,205)
	合計	2,312,499

第67期決算公告

令和７年５月16日
長崎市光町５番20号
重松ＨＤ株式会社
（旧商号　有限会社重松工業所）
代表取締役　重松　恒明

貸借対照表の要旨（令和６年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	45,225
	固定資産	262,272
	合計	307,497
負債及び純資産の部	流動負債	11,860
	固定負債	98,907
	株主資本	196,730
	資本金	3,000
	利益剰余金	195,216
	利益準備金	750
	その他利益剰余金	194,466
	（うち当期純利益）	(18,912)
	自己株式	△ 1,486
	合計	307,497

第31期決算公告

令和７年５月16日
福岡県北九州市若松区ひびきの南一丁目１番１号
株式会社カーニバル
代表取締役　骨田　寛

貸借対照表の要旨（令和７年１月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	137,098
	固定資産	119,791
	合計	256,890
負債及び純資産の部	流動負債	67,364
	固定負債	40,798
	株主資本	148,727
	資本金	30,000
	利益剰余金	118,727
	利益準備金	600
	その他利益剰余金	118,127
	（うち当期純利益）	(14,363)
	合計	256,890

第１期決算公告

令和７年２月28日
東京都港区新橋６丁目11－８
PORTONESHIMBASHI３F
A'alda X株式会社
代表取締役　田中　健太

貸借対照表の要旨（令和６年11月30日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	90,726,173
	固定資産	2,272,984,404
	資産合計	2,363,710,577
負債及び純資産の部	流動負債	74,937,457
	固定負債	70,378,545
	株主資本	2,218,394,575
	資本金	2,000,000
	資本剰余金	2,254,841,180
	その他資本剰余金	2,254,841,180
	利益剰余金	△38,446,605
	その他利益剰余金	△38,446,605
	（うち当期純損失）	(38,446,605)
	負債・純資産合計	2,363,710,577

第48期決算公告

令和７年５月16日
千葉県柏市逆井431番地の10
カタオカプラセス株式会社
代表取締役　林　秀幸

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	82,840
	固定資産	144,852
	合計	227,693
負債及び純資産の部	流動負債	20,959
	株主資本	206,733
	資本金	80,000
	利益剰余金	126,733
	利益準備金	6,490
	その他利益剰余金	120,243
	（うち当期純利益）	(4,092)
	合計	227,693

第10期決算公告

令和７年５月16日
埼玉県飯能市大字上名栗3193番地１
鳥居観光株式会社
代表取締役　平沼　庸生

貸借対照表の要旨
（令和６年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	130,246
	固定資産	62,553
	合計	192,799
負債及び純資産の部	流動負債	24,338
	固定負債	19,622
	株主資本	148,838
	資本金	100
	利益剰余金	148,738
	その他利益剰余金	148,738
	（うち当期純利益）	(30,410)
	合計	192,799

第45期決算公告

令和７年５月16日
和歌山市中島185番地の３
株式会社オークフーズ
代表取締役　濵田　哲矢

貸借対照表の要旨（令和７年２月20日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	275	流動負債	445
固定資産	412	固定負債	60
		（うち退職給付引当金）	(32)
		株主資本	173
		資本金	10
		資本剰余金	4
		その他資本剰余金	4
		利益剰余金	159
		その他利益剰余金	159
		（うち当期純利益）	(54)
		評価・換算差額等	8
		その他有価証券評価差額金	8
資産合計	687	負債・純資産合計	687

第65期決算公告

令和７年５月15日　大阪市北区梅田一丁目３番１－700号
東宝ビル管理株式会社
代表取締役社長　持田　幸彦

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	9,065	流動負債	891
固定資産	2,459	固定負債	122
		株主資本	10,203
		資本金	400
		資本剰余金	2
		資本準備金	2
		利益剰余金	9,801
		利益準備金	100
		その他利益剰余金	9,701
		（うち当期純利益）	(492)
		評価・換算差額等	306
		その他有価証券評価差額金	306
資産合計	11,524	負債・純資産合計	11,524

第３期決算公告

令和７年２月28日　東京都港区新橋６丁目11番８号
PORTONESHIMBASHI３F
株式会社A'alda Animal Hospital SPC１号
代表取締役　長尾　拓真

貸借対照表の要旨　（令和６年11月30日現在）　（単位：円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	31,779,884	流動負債	155,543,806
固定資産	2,438,916,443	固定負債	1,087,500,000
		株主資本	1,227,652,521
		資本金	100,000,000
		資本剰余金	1,215,260,000
		資本準備金	1,215,260,000
		利益剰余金	△87,607,479
		その他利益剰余金	△87,607,479
		（うち当期純損失）	(17,252,295)
資産合計	2,470,696,327	負債・純資産合計	2,470,696,327

第５期決算公告

令和７年２月28日　東京都港区新橋６丁目11－８
PORTONESHIMBASHI３F
A'alda Japan株式会社
代表取締役　奥田　昌道

貸借対照表の要旨　（令和６年11月30日現在）　（単位：円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	475,030,829	流動負債	35,873,852
固定資産	2,352,094,223	固定負債	1,788,963,805
		株主資本	1,002,287,395
		資本金	100,000,000
		資本剰余金	1,671,725,250
		資本準備金	1,729,895,963
		その他資本剰余金	△58,170,713
		利益剰余金	△769,437,855
		その他利益剰余金	△769,437,855
		（うち当期純損失）	(497,867,973)
資産合計	2,827,125,052	負債・純資産合計	2,827,125,052

第 1 期 決 算 公 告

令和７年２月28日　東京都港区新橋六丁目11番８号
PORTONESHIMBASHI３F
株式会社A’alda Animal Hospital SPC３号
代表取締役　長尾　拓真

貸借対照表の要旨　（令和６年11月30日現在）　（単位：円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	59,718,506	流動負債	5,113,954
固定資産	700,116,177	固定負債	600,000,000
		株主資本	154,720,729
		資本金	1,000,000
		資本剰余金	171,166,177
		その他資本剰余金	171,166,177
		利益剰余金	△17,445,448
		その他利益剰余金	△17,445,448
		（うち当期純損失）	（17,445,448）
資産合計	759,834,683	負債・純資産合計	759,834,683

第 2 期 決 算 公 告

令和７年２月28日　東京都港区新橋六丁目11番８号
PORTONESHIMBASHI３F
株式会社A’alda Animal Hospital SPC２号
代表取締役　長尾　拓真

貸借対照表の要旨　（令和６年11月30日現在）　（単位：円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	41,101,514	流動負債	66,007,534
固定資産	1,518,082,000	固定負債	814,285,716
		株主資本	678,890,264
		資本金	100,000,000
		資本剰余金	615,200,000
		資本準備金	615,200,000
		利益剰余金	△36,309,736
		その他利益剰余金	△36,309,736
		（うち当期純損失）	（36,094,886）
資産合計	1,559,183,514	負債・純資産合計	1,559,183,514

第 38 期 決 算 公 告

令和７年４月22日
東京都豊島区東池袋一丁目14番３号
佐々木総合管理株式会社
代表取締役　佐々木武彦

貸借対照表の要旨
（令和７年２月28日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	5,724	流動負債	768
固定資産	5,385	固定負債	505
繰延資産	7	株主資本	9,842
		資本金	50
		資本剰余金	50
		その他資本剰余金	50
		利益剰余金	9,742
		利益準備金	19
		その他利益剰余金	9,723
		（うち当期純利益）	（507）
資産合計	11,117	負債・純資産合計	11,117

第 54 期 決 算 公 告

令和７年５月16日　東京都台東区亀戸六丁目１番10号
株式会社リングストン
代表取締役　鈴木　健一

貸借対照表の要旨　（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	593,024	流動負債	187,705
固定資産	1,308,923	固定負債	323,331
		株主資本	853,180
		資本金	80,000
		資本剰余金	384,275
		資本準備金	20,800
		その他資本剰余金	363,475
		利益剰余金	388,905
		利益準備金	18,100
		その他利益剰余金	370,805
		（うち当期純利益）	（84,388）
		評価・換算差額等	537,730
		有価証券評価差額金	537,730
合計	1,901,947	合計	1,901,947

第 11 期 決 算 公 告

令和７年５月16日　東京都品川区大崎一丁目２番２号
ファインディ株式会社
代表取締役　山田裕一朗

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	3,210	流動負債	1,588
固定資産	94	賞与引当金	82
		固定負債	18
		負債合計	1,606
		株主資本	1,696
		資本金	100
		資本剰余金	2,653
		資本準備金	2,653
		利益剰余金	△1,056
		その他利益剰余金	△1,056
		（うち当期純損失）	（1,056）
		新株予約権	1
		純資産合計	1,698
資産合計	3,305	負債・純資産合計	3,305

第 8 期 決 算 公 告

令和７年５月16日
東京都渋谷区神宮前六丁目12番18号ＷｅＷｏｒｋアイスバーグ
バイレードジャパン株式会社
代表取締役社長　イングリッド・トリアス

貸借対照表の要旨　（令和６年12月31日現在）　（単位：円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	742,821,260	流動負債	477,904,051
固定資産	149,107,493	賞与引当金	15,022,448
		有給休暇引当金	2,847,913
		その他流動負債	460,033,690
		固定負債	1,125,000,000
		長期リスク引当金	15,000,000
		その他固定負債	1,110,000,000
		株主資本	△710,975,298
		資本金	5,000,000
		利益剰余金	△715,975,298
		その他利益剰余金	△715,975,298
		（うち当期純損失）	（178,692,190）
資産合計	891,928,753	負債・純資産合計	891,928,753

第 29 期 決 算 公 告

令和７年３月31日　東京都渋谷区恵比寿南一丁目１番１号
リアルネットワークス株式会社
代表取締役　クリス・ウィートン

貸借対照表の要旨　（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	148,172	流動負債	21,737
固定資産	36,791	固定負債	31,350
		退職給付引当金	31,350
		株主資本	131,875
		資本金	50,000
		資本剰余金	10,000
		資本準備金	9,000
		その他資本剰余金	1,000
		利益剰余金	71,875
		利益準備金	3,100
		その他利益剰余金	68,775
		（うち当期純利益）	（1,469）
資産合計	184,964	負債・純資産合計	184,964

第 17 期 決 算 公 告

令和７年５月16日　東京都港区港南二丁目17番１号
株式会社電通総研セキュアソリューション
代表取締役社長　中川　雅昭

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	6,553	流動負債	4,203
固定資産	1,308	固定負債	539
		負債合計	4,743
		株主資本	3,118
		資本金	300
		資本剰余金	300
		資本準備金	300
		利益剰余金	2,518
		その他利益剰余金	2,518
		（うち当期純利益）	（777）
		純資産合計	3,118
資産合計	7,862	負債・純資産合計	7,862

第６期決算公告

令和７年４月23日
長野県北佐久郡軽井沢町大字軽井沢738番地
株式会社浅野屋
代表取締役　佐々木一郎

貸借対照表の要旨　（令和７年１月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	537,024	流動負債	1,507,138
固定資産	1,710,831	（賞与引当金）	（17,679）
		固定負債	118,874
		（退職給付引当金）	（12,204）
		株主資本	621,843
		資本金	20,000
		資本剰余金	1,011,250
		資本準備金	499,950
		その他資本剰余金	511,300
		利益剰余金	△409,407
		その他利益剰余金	△409,407
		（うち当期純損失）	（13,222）
資産合計	2,247,856	負債・純資産合計	2,247,856

第50期決算公告

令和７年５月16日　東京都港区港南一丁目８番27号
大和ハウスパーキング株式会社
代表取締役社長　酒井　太

貸借対照表の要旨　（令和７年２月28日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	4,697,424	流動負債	3,986,406
固定資産	11,172,878	賞与引当金	192,846
		役員賞与引当金	37,760
		その他	3,755,799
		固定負債	3,910,919
		株主資本	7,972,976
		資本金	100,000
		資本剰余金	615,665
		資本準備金	251,025
		その他資本剰余金	364,640
		利益剰余金	7,257,310
		その他利益剰余金	7,257,310
		（うち当期純利益）	（687,263）
資産合計	15,870,303	負債・純資産合計	15,870,303

第42期決算公告

令和７年５月16日
京都市下京区五条通堺町東入塩竈町371番地
京都府民共済生活協同組合
理事長　分校　信雄

貸借対照表の要旨
（令和７年１月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び資本の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	6,768,224	流動負債	255,529
固定資産	4,466,481	固定負債	58,842
		引当金	247,412
		負債合計	561,783
		組合員資本	10,672,922
		組合員出資金	5,517,597
		剰余金	5,155,325
		純資産合計	10,672,922
資産合計	11,234,705	負債・純資産合計	11,234,705

損益計算書の要旨
（自　令和６年２月１日　至　令和７年１月31日）
（単位：千円）

科目	金額
事業収入	885,858
事業経費	724,678
事業剰余金	161,180
経常剰余金	183,756
税引前当期剰余金	183,756
当期剰余金	135,615

第１期決算公告

令和７年２月28日
東京都品川区西五反田七丁目１番10号
U’s一１ビル７F
A’alda Y株式会社
代表取締役　權　　五勲

貸借対照表の要旨（令和６年11月30日現在）

科目		金額（円）
資の産部	流動資産	78,573,799
	固定資産	8,416,766
	資産合計	86,990,565
負純資債及産のび部	流動負債	38,520,707
	固定負債	84,133,245
	株主資本	△35,663,387
	資本金	8,000,000
	資本剰余金	9,754,272
	その他資本剰余金	9,754,272
	利益剰余金	△53,417,659
	その他利益剰余金	△53,417,659
	（うち当期純損失）	（53,417,659）
	負債・純資産合計	86,990,565

第３期決算公告

令和７年４月21日
東京都千代田区飯田橋四丁目７番１号結和税理士法人内
ディエイチ・ディベロップメント・フォー特定目的会社
取締役　中津　正憲

貸借対照表の要旨
（令和７年１月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
特定資産		流動負債	72,378
固定資産	30,410,246	固定負債	30,160,364
特定資産合計	30,410,246	負債合計	30,232,743
その他の資産		社員資本	524,965
流動資産	346,362	特定資本金	100
繰延資産	1,100	優先資本金	950,000
		剰余金	△ 425,134
		当期未処理損失	425,134
その他の資産合計	347,462	純資産合計	524,965
資産合計	30,757,708	負債・純資産合計	30,757,708

損益計算書の要旨
（自　令和６年２月１日　至　令和７年１月31日）
（単位：千円）

科目	金額
営業費用	164,408
営業損失	164,408
営業外収益	340
営業外費用	500
経常損失	164,567
税引前当期純損失	164,567
法人税、住民税及び事業税	290
当期純損失	164,857
前期繰越損失	260,276
当期未処理損失	425,134

第10期決算公告

令和７年２月28日
東京都港区西麻布二丁目４番９号
株式会社ZR
代表取締役　平林　雅和

貸借対照表の要旨（令和６年11月30日現在）

科目		金額（円）
資の産部	流動資産	61,217,045
	固定資産	39,281,179
	資産合計	100,498,224
負純資債及産のび部	流動負債	23,843,196
	固定負債	66,395,000
	株主資本	10,260,028
	資本金	3,000,000
	利益剰余金	7,260,028
	その他利益剰余金	7,260,028
	（うち当期純利益）	（17,188,682）
	負債・純資産合計	100,498,224

第４期決算公告

令和７年４月21日
東京都千代田区飯田橋四丁目７番１号結和税理士法人内
久喜開発特定目的会社
取締役　中津　正憲

貸借対照表の要旨
（令和７年１月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
特定資産		流動負債	121,267
固定資産	17,718,565	固定負債	18,592,492
特定資産合計	17,718,565	負債合計	18,713,760
その他の資産		社員資本	297,934
流動資産	1,290,790	特定資本金	100
固定資産	165	優先資本金	1,500,000
繰延資産	2,173	剰余金	△1,202,165
		当期未処理損失	1,202,165
その他の資産合計	1,293,129	純資産合計	297,934
資産合計	19,011,694	負債・純資産合計	19,011,694

損益計算書の要旨
（自　令和６年２月１日　至　令和７年１月31日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	1,342,065
営業費用	1,493,945
営業損失	151,880
営業外収益	145
営業外費用	458
経常損失	152,193
税引前当期純損失	152,193
法人税、住民税及び事業税	950
当期純損失	153,143
前期繰越損失	1,049,022
当期未処理損失	1,202,165

第２期決算公告

令和６年９月24日
東京都豊島区東池袋一丁目14番３号
株式会社ディノスシネマ
代表取締役　佐々木伸一

貸借対照表の要旨（令和６年７月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	165,938
	固定資産	95,156
	資産合計	261,095
負純資債及産のび部	流動負債	61,076
	固定負債	50,000
	株主資本	150,019
	資本金	86,500
	資本剰余金	86,500
	資本準備金	86,500
	利益剰余金	△22,980
	その他利益剰余金	△22,980
	（うち当期純損失）	（14,920）
	負債・純資産合計	261,095

第２期決算公告

令和７年５月16日
東京都渋谷区神宮前六丁目12番18号
ＷｅＷｏｒｋアイスバーグ
プーチ・ジャパン株式会社
代表取締役
ヴィエオ・マンソ・アドリアーナ

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	630,231,828
	固定資産	122,941,383
	資産合計	753,173,211
負債及び純資産の部	流動負債	187,916,691
	固定負債	660,000,000
	株主資本	△94,743,480
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	△104,743,480
	その他利益剰余金	△104,743,480
	（うち当期純損失）	(47,808,862)
	負債・純資産合計	753,173,211

第３期決算公告

令和７年４月21日
東京都千代田区飯田橋四丁目７番１号結和税理士法人内
舞洲開発特定目的会社
取締役　中津　正憲

貸借対照表の要旨
（令和７年１月31日現在）　（単位：千円）

資産の部			負債及び純資産の部	
特定資産			流動負債	10,469,683
固定資産	23,943,205		固定負債	16,110,984
特定資産合計	23,943,205		負債合計	26,580,667
その他の資産			社員資本	76,959
流動資産	2,683,068		特定資本金	100
固定資産	29,755		優先資本金	900,000
繰延資産	1,597		剰余金	△ 823,140
			当期未処理損失	823,140
その他の資産合計	2,714,421		純資産合計	76,959
資産合計	26,657,626		負債・純資産合計	26,657,626

損益計算書の要旨
（自　令和６年２月１日　至　令和７年１月31日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	43,517
営業費用	811,925
営業損失	768,407
営業外収益	209
営業外費用	3,500
経常損失	771,697
税引前当期純損失	771,697
法人税、住民税及び事業税	290
当期純損失	771,987
前期繰越損失	51,153
当期未処理損失	823,140

第６期決算公告

令和７年２月27日
東京都品川区北品川三丁目６番地43―502号
株式会社Ｌｕｘｏｎｕｓ
代表取締役　相磯　貞和

貸借対照表の要旨（令和６年11月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	126,666
	固定資産	23,589
	合計	150,255
負債及び純資産の部	流動負債	89,602
	株主資本	60,653
	資本金	84,750
	資本剰余金	678,195
	資本準備金	354,933
	その他資本剰余金	323,262
	利益剰余金	△702,292
	その他利益剰余金	△702,292
	（うち当期純損失）	(702,292)
	合計	150,255

第８期決算公告

2025年３月28日　大阪府大阪市港区弁天１丁目２番１号
株式会社りらく
代表取締役　青木　正太

貸借対照表の要旨（2024年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,617	流動負債	3,220
固定資産	27,812	（役員賞与引当金）	(86)
		固定負債	24,630
		負債合計	27,850
		株主資本	2,569
		資本金	5
		資本剰余金	15,895
		その他資本剰余金	15,895
		利益剰余金	△ 13,331
		その他利益剰余金	△ 13,331
		新株予約権	11
		純資産合計	2,580
資産合計	30,430	負債・純資産合計	30,430

損益計算書の要旨
（自　2024年１月１日　至　2024年12月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	7,261
売上原価	92
売上総利益	7,169
販売費及び一般管理費	9,319
営業損失	2,150
営業外損益	△ 965
経常損失	3,114
特別損益	△ 51
税引前当期純損失	3,166
法人税、住民税及び事業税	24
法人税等調整額	△ 10
当期純損失	3,181

第４期決算公告

令和７年５月16日
東京都千代田区有楽町一丁目１番２号
Roca Capital株式会社
代表取締役　キム・ヒョンデ

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	318,385
	固定資産	426,379
	資産合計	744,765
負債及び純資産の部	流動負債	63,785
	株主資本	680,979
	資本金	100,000
	資本剰余金	14,600,040
	資本準備金	20
	その他資本剰余金	14,600,020
	利益剰余金	△14,019,060
	その他利益剰余金	△14,019,060
	（うち当期純損失）	(10,151,019)
	負債・純資産合計	744,765

第59期決算公告

令和７年５月16日
山形県天童市蔵増字長沼4252番地３
三芝工業株式会社
代表取締役　奥澤　洋志

貸借対照表の要旨（令和６年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	712
	固定資産	462
	繰延資産	13
	合計	1,189
負債及び純資産の部	流動負債	2,034
	固定負債	683
	株主資本	△ 1,529
	資本金	72
	利益剰余金	△ 1,601
	その他利益剰余金	△ 1,601
	（うち当期純損失）	(227)
	合計	1,189

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の全事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）左記のとおりです。

令和七年五月十六日

山形県天童市蔵増字長沼四二五二番地三
（甲）三芝工業承継準備株式会社
代表取締役　遠藤　昇一

山形県天童市蔵増字長沼四二五二番地三
（乙）三芝工業株式会社
代表取締役　奥澤　洋志

第２期決算公告

2025年５月16日
東京都新宿区揚場町１番18号
ＭＩＲＡＲＴＨグリーンテック株式会社
代表取締役社長　谷口健太郎

貸借対照表の要旨（2024年12月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	374,272,929
	固定資産	85,404,000
	資産合計	459,676,929
負債及び純資産の部	流動負債	403,700,292
	株主資本	55,976,637
	資本金	50,500,000
	資本剰余金	49,500,000
	資本準備金	49,500,000
	利益剰余金	△44,023,363
	その他利益剰余金	△44,023,363
	（うち当期純損失）	(42,857,166)
	負債・純資産合計	459,676,929

第６期決算公告

令和７年５月16日
千葉県柏市柏の葉五丁目４番６号
株式会社アルガルバイオ
代表取締役　木村　周

貸借対照表の要旨（令和６年２月29日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	477,438
	固定資産	235,933
	合計	713,372
負債及び純資産の部	流動負債	178,943
	固定負債	48,995
	株主資本	485,433
	資本金	93,580
	資本剰余金	987,477
	資本準備金	987,477
	利益剰余金	△595,623
	その他利益剰余金	△595,623
	（うち当期純損失）	(361,706)
	合計	713,372

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四千二百五十八万円、資本準備金の額を九億八千七百四十七万七千三百七円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年五月十六日

千葉県柏市柏の葉五丁目四番六号
株式会社アルガルバイオ
代表取締役　木村　周

第３期決算公告

令和７年５月16日
神奈川県横浜市西区北幸二丁目８番４号
ジャパンポーピクセル株式会社
代表取締役　竹越　洋之

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	251,259
	固定資産	41,406
	資産合計	**292,666**
負純資産債及の部	流動負債	262,934
	株主資本	29,732
	資本金	30,000
	利益剰余金	△267
	その他利益剰余金	△267
	（うち当期純利益）	（1,192）
	負債・純資産合計	**292,666**

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年五月十六日
神奈川県横浜市西区北幸二丁目八番四号
ジャパンポーピクセル株式会社
代表取締役　竹越　洋之

第２期決算公告

令和７年３月17日
東京都港区元麻布三丁目１番６号
Skyports株式会社
代表取締役　テイ・ユン・ユアン

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	15,444,683
	固定資産	180,730
	資産合計	**15,625,413**
負純資産債及の部	流動負債	37,919,875
	負債合計	**37,919,875**
	株主資本	△22,294,462
	資本金	5,000,000
	利益剰余金	△27,294,462
	その他利益剰余金	△27,294,462
	（うち当期純損失）	（2,834,064）
	純資産合計	**△22,294,462**
	負債・純資産合計	**15,625,413**

決算公告

令和７年５月16日
静岡市駿河区丸子3398番地の１
株式会社ＵＮＮＯ十番
代表取締役　海野　勝人

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	202,448,327
	固定資産	447,824,148
	資産合計	**650,272,475**
負純資産債及の部	流動負債	74,152,452
	固定負債	467,546,693
	株主資本	108,573,330
	資本金	5,000,000
	利益剰余金	103,573,330
	利益準備金	550,000
	その他利益剰余金	103,023,330
	（うち当期純利益）	（38,582,197）
	負債・純資産合計	**650,272,475**

共同新設分割公告

左記会社は新設分割により新設する株式会社海野（住所静岡市駿河区泉町四番二三号）に対して、甲及び乙はその不動産賃貸事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和七年五月十六日
静岡市駿河区丸子三三九八番地の一
（甲）株式会社ＵＮＮＯ十番
代表取締役　海野　勝人
静岡市駿河区丸子三三九八番地の一
（乙）有限会社ＵＮＮＯ十番
取締役　落合　利至

第６期決算公告

令和７年５月16日
東京都千代田区大手町一丁目１番１号
Hmlet Japan株式会社
代表取締役　佐々木謙一

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	578,565
	固定資産	136,758
	資産合計	**715,323**
負純資産債及の部	流動負債	890,345
	株主資本	△175,022
	資本金	100,000
	資本剰余金	370,005
	利益剰余金	△645,027
	その他利益剰余金	△645,027
	（うち当期純利益）	（56,621）
	負債・純資産合計	**715,323**

第34期決算公告

令和７年５月16日
岡山県瀬戸内市邑久町尻海2790番地１
大揮運輸株式会社
代表取締役　大西　昭五

貸借対照表の要旨
（令和６年11月30日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	14,060,121
	固定資産	5,382,818
	資産合計	**19,442,939**
負純資産債及の部	流動負債	4,886,386
	固定負債	13,709,554
	株主資本	846,999
	資本金	15,000,000
	利益剰余金	△14,153,001
	その他利益剰余金	△14,153,001
	（うち当期純損失）	（196,746）
	負債・純資産合計	**19,442,939**

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年七月一日であり、株主総会の決議は、令和七年五月一日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年五月十六日
岡山県瀬戸内市邑久町尻海二七九〇番地一
大揮運輸株式会社
代表取締役　大西　昭五

第２期決算公告

令和７年５月16日
東京都千代田区大手町一丁目１番１号
Blueground Japan株式会社
代表取締役　横手　　翼

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	174,485
	固定資産	5,989
	繰延資産	454
	資産合計	**180,928**
負純資産債及の部	流動負債	262,222
	株主資本	△81,294
	資本金	10,000
	資本剰余金	10,000
	利益剰余金	△101,294
	その他利益剰余金	△101,294
	（うち当期純損失）	（101,279）
	負債・純資産合計	**180,928**

第２期決算公告

令和７年５月16日
香川県高松市三谷町3234番地10
株式会社ＸＥＮ
代表取締役　高畑　洋輔

貸借対照表の要旨（令和６年６月30日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	20,000,112
	合計	**20,000,112**
負純資産債及の部	流動負債	321,001
	株主資本	19,679,111
	資本金	20,000,000
	利益剰余金	△320,889
	その他利益剰余金	△320,889
	（うち当期純利益）	（112）
	合計	**20,000,112**

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千五百万円減少し五百万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年六月二十日であり、株主総会の決議は、令和七年四月十八日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年五月十六日
香川県高松市三谷町三二三四番地一〇
株式会社ＸＥＮ
代表取締役　高畑　洋輔

第２期決算公告

令和７年５月16日
東京都千代田区大手町一丁目１番１号
FL Japan Holdings株式会社
代表取締役　佐々木謙一

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	454,582
	固定資産	1,242,509
	繰延資産	470
	資産合計	**1,697,561**
負純資産債及の部	流動負債	446,614
	株主資本	1,250,947
	資本金	15,000
	資本剰余金	1,237,509
	利益剰余金	△1,562
	その他利益剰余金	△1,562
	（うち当期純損失）	（1,547）
	負債・純資産合計	**1,697,561**

第10期決算公告

2025年５月16日
東京都町田市中町一丁目４－２
株式会社アジラ
代表取締役　尾上　剛

貸借対照表の要旨（2024年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	276,303
	固定資産	213,056
	合計	489,359
負純資産及び部	流動負債	117,676
	固定負債	300,000
	株主資本	71,683
	資本金	100,000
	資本剰余金	555,148
	資本準備金	555,148
	利益剰余金	△570,865
	その他利益剰余金	△570,865
	（うち当期純損失）	(570,865)
	自己株式	△12,600
	合計	489,359

第16期決算公告

令和７年５月16日
香川県高松市三谷町3234番地10
株式会社テンセイジャパン
代表取締役　高畑　洋輔

貸借対照表の要旨（令和６年６月30日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	53,309,921
	合計	53,309,921
負純資産及び部	流動負債	957,800
	株主資本	52,352,121
	資本金	50,000,000
	利益剰余金	2,352,121
	その他利益剰余金	2,352,121
	（うち当期純利益）	(3,383,897)
	合計	53,309,921

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四千九百九十万円減少し十万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年六月二十日であり、株主総会の決議は、令和七年四月十八日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年五月十六日
香川県高松市三谷町三二三四番地一〇
株式会社テンセイジャパン
代表取締役　高畑　洋輔

第12期決算公告

令和７年４月25日
東京都千代田区麹町一丁目７番地25
株式会社IP Bridge
代表取締役　藤木　実

貸借対照表の要旨（令和７年１月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,388,701
	固定資産	73,531
	資産合計	1,462,232
負純資産及び部	流動負債	151,168
	株主資本	1,311,064
	資本金	100,000
	利益剰余金	1,211,064
	利益準備金	25,000
	その他利益剰余金	1,186,064
	（うち当期純利益）	(254,573)
	負債・純資産合計	1,462,232

第19期決算公告

令和７年５月16日　東京都港区虎ノ門二丁目６番１号
Ｍａｃａｎ特定目的会社
取締役　長尾　誠

貸借対照表の要旨
（令和７年２月１日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
特定資産	11	流動負債	0
投資その他の資産	11	負債合計	0
その他の資産	637	社員資本	648
流動資産	637	特定資本金	674
		剰余金	△26
		当期未処理損失	26
		純資産合計	648
資産合計	648	負債・純資産合計	648

損益計算書の要旨
（自　令和６年２月２日　至　令和７年２月１日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業費用	28
営業損失	28
営業外収益	0
経常損失	28
税引前当期純損失	28
法人税、住民税及び事業税	0
法人税等還付税額	2
当期純損失	26

第５期決算公告

令和７年４月25日
東京都千代田区丸の内一丁目９番１号
Ｉホールディングス株式会社
代表取締役　藤木　実

貸借対照表の要旨（令和７年１月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	4,704
	固定資産	707,655
	資産合計	712,359
負純資産及び部	流動負債	356
	株主資本	712,003
	資本金	100,000
	資本剰余金	419,000
	資本準備金	259,000
	その他資本剰余金	160,000
	利益剰余金	207,503
	その他利益剰余金	207,503
	（うち当期純利益）	(4,223)
	自己株式	△14,500
	負債・純資産合計	712,359

第63期決算公告

令和７年５月16日　名古屋市天白区中砂町185番地
京楽産業．株式会社
代表取締役　榎本　善紀

貸借対照表の要旨（令和６年６月30日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	26,385	流動負債	31,127
固定資産	39,033	賞与引当金	54
		固定負債	6,525
		退職給付引当金	149
		株主資本	27,116
		資本金	45
		利益剰余金	46,893
		利益準備金	11
		その他利益剰余金	46,882
		自己株式	△19,822
		評価・換算差額等	651
		その他有価証券評価差額金	651
資産合計	65,419	負債・純資産合計	65,419

損益計算書の要旨
（自　令和５年７月１日　至　令和６年６月30日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	27,985
売上原価	24,152
売上総利益	3,832
販売費及び一般管理費	17,009
営業損失	13,176
営業外収益	634
営業外費用	309
経常損失	12,850
特別利益	1,970
特別損失	3,712
税引前当期純損失	14,591
法人税、住民税及び事業税	2
当期純損失	14,594

第１期決算公告

令和７年５月16日
東京都港区赤坂五丁目３番１号
赤坂Ｂｉｚタワー29階
Ｋホールディングス株式会社
代表取締役　清水　俊孝

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	10,412
	固定資産	2,856,666
	合計	2,867,078
負純資産及び部	流動負債	1,010
	株主資本	2,866,068
	資本金	5
	その他資本剰余金	2,856,661
	利益剰余金	9,402
	（うち当期純利益）	(9,402)
	合計	2,867,078

第10期決算公告

令和７年５月16日
千葉県千葉市若葉区若松町531―578
株式会社愛慈
代表取締役　深山　英貴

貸借対照表の要旨
（令和７年１月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	46,045
	固定資産	1,212
	合計	47,257
負純資産及び部	流動負債	4,241
	固定負債	31,144
	株主資本	11,872
	資本金	11,000
	利益剰余金	872
	繰越利益剰余金	872
	（うち当期純利益）	(10,370)
	合計	47,257

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年七月三十一日であり、株主総会の決議は令和七年四月三十日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年五月十六日
千葉県千葉市若葉区若松町五三一―五七八
株式会社愛慈
代表取締役　深山　英貴

第46期決算公告

令和７年５月16日
東京都八王子市大和田町四丁目７番23号
祥和開発株式会社
代表取締役　外﨑　敬子
貸借対照表の要旨
（令和６年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	2,900
	固定資産	3,500
	資産合計	6,400
負債及び純資産の部	流動負債	199
	固定負債	65,676
	株主資本	△59,474
	資本金	20,000
	利益剰余金	△79,474
	その他利益剰余金	△79,474
	（うち当期純利益）	(13)
	負債・純資産合計	6,400

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年五月十六日
東京都八王子市大和田町四丁目七番二三号
祥和開発株式会社
代表取締役　外﨑　敬子

第3期決算公告

2025年５月16日
東京都新宿区四谷一丁目22番地５
ＷＥＳＴＡＬＬ四谷ビル２階
ＫＫday　Ｈｏｌｄｉｎｇｓ株式会社
代表取締役　陳　明　明
貸借対照表の要旨（2024年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	78,598
	固定資産	1,133,223
	合計	1,211,821
負債及び純資産の部	流動負債	3,721,289
	固定負債	392,019
	株主資本	△2,901,487
	資本金	907
	資本剰余金	907
	資本準備金	907
	利益剰余金	△2,903,301
	その他利益剰余金	△2,903,301
	（うち当期純損失）	(508,330)
	合計	1,211,821

第1期決算公告

令和７年５月16日
東京都千代田区紀尾井町１番３号
株式会社ＢＵＺＭＡ
代表取締役　中森　　慶
貸借対照表の要旨（令和６年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	36,192
	固定資産	6,101
	繰延資産	208
	合計	42,502
負債及び純資産の部	流動負債	27,792
	固定負債	40,000
	株主資本	△25,289
	資本金	1,000
	利益剰余金	△26,289
	その他利益剰余金	△26,289
	（うち当期純損失）	(26,289)
	合計	42,502

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済

（乙）左記のとおりです。

令和七年五月十六日
東京都千代田区紀尾井町一番三号
（甲）バリューコマース株式会社
代表取締役　香川　　仁
東京都千代田区紀尾井町一番三号
（乙）株式会社ＢＵＺＭＡ
代表取締役　中森　　慶

第1期決算公告

令和７年５月16日
東京都港区赤坂五丁目３番１号
赤坂Ｂｉｚタワー29階
Ｍホールディングス株式会社
代表取締役　清水　俊孝
貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	3
	固定資産	2,975,000
	合計	2,975,003
負債及び純資産の部	流動負債	246
	株主資本	2,974,757
	資本金	5
	その他資本剰余金	2,974,995
	利益剰余金	△242
	（うち当期純損失）	(242)
	合計	2,975,003

第26期決算公告

令和７年５月16日
東京都中央区日本橋浜町三丁目35番６号
ロジボン株式会社
代表取締役　黒沼　広樹
貸借対照表の要旨（令和６年６月30日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	203,518,925
	固定資産	86,158,350
	繰延資産	51,355,076
	資産合計	341,032,351
負債及び純資産の部	流動負債	107,221,092
	固定負債	194,759,000
	株主資本	39,052,259
	資本金	80,000,000
	資本剰余金	40,000,000
	資本準備金	40,000,000
	利益剰余金	△80,947,741
	その他利益剰余金	△80,947,741
	（うち当期純損失）	(10,452,264)
	負債・純資産合計	341,032,351

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四千万円、資本準備金の額を二千万円減少し、それぞれ四千万円、二千万円とすることにいたしました。

株主総会の決議は、令和七年六月十六日に予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年五月十六日
東京都中央区日本橋浜町三丁目三五番六号
ロジボン株式会社
代表取締役　黒沼　広樹

第5期決算公告

令和７年５月16日
東京都千代田区霞が関三丁目２番６号
東京倶楽部ビルディング11階
Kino Japan株式会社
代表取締役　デニー
貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	696
	合計	696
負債及び純資産の部	流動負債	129
	株主資本	567
	資本金	14,750
	利益剰余金	△14,182
	その他利益剰余金	△14,182
	（うち当期純損失）	(3,270)
	合計	696

第37期決算公告

令和７年５月16日
東京都江東区塩浜二丁目14番２号
ＡＲＳ株式会社
代表取締役　新井　英希
貸借対照表の要旨
（令和７年１月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	10,548
	固定資産	163,794
	合計	174,343
負債及び純資産の部	流動負債	41,622
	固定負債	85,325
	株主資本	47,395
	資本金	10,000
	利益剰余金	37,395
	その他利益剰余金	37,395
	（うち当期純利益）	(5,305)
	合計	174,343

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千二百万円減少して一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年五月十六日
東京都江東区塩浜二丁目一四番二号
ＡＲＳ株式会社
代表取締役　新井　英希

第54期決算公告

令和７年５月16日
神奈川県川崎市川崎区白石町６－１
株式会社ボンテ
代表取締役　荻原　正明
貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	134,903
	固定資産	56,340
	資産合計	191,243
負債及び純資産の部	流動負債	5,830,612
	賞与引当金	5,397
	固定負債	454,840
	退職給付引当金	138,297
	株主資本	△6,094,209
	資本金	100,000
	利益剰余金	△6,194,209
	その他利益剰余金	△6,194,209
	（うち当期純損失）	(306,670)
	負債・純資産合計	191,243

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。効力発生日は令和七年七月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年四月十七日にそれぞれ終了しておりますこの合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さいますようお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおり
（乙）計算書類の公告義務はありません

令和七年五月十六日

京都市西京区上桂東ノ口町一九九
（甲）カザマ電気工業株式会社
代表取締役　高橋　範寿

京都市西京区上桂東ノ口町一九九
（乙）有限会社オカデン
代表取締役　高橋　範寿

第８期決算公告

令和７年４月22日
京都市中京区下妙覚寺町195
株式会社ランプ
代表取締役　河野　匠

貸借対照表の要旨（令和７年１月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	101,599
	固定資産	4,318
	合計	105,917
負債及び純資産の部	流動負債	80,707
	固定負債	117,836
	株主資本	△92,626
	資本金	131,998
	資本剰余金	127,998
	資本準備金	127,998
	利益剰余金	△352,622
	その他利益剰余金	△352,622
	（うち当期純損失）	(43,017)
	合計	105,917

第 41 期 決 算 公 告

令和７年５月16日
京都市西京区上桂東ノ口町199
カザマ電気工業株式会社
代表取締役　高橋　範寿

貸借対照表の要旨
（令和６年９月20日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	76,801
	固定資産	27,120
	合計	103,921
負債及び純資産の部	流動負債	62,976
	固定負債	82,312
	株主資本	△41,368
	資本金	25,000
	利益剰余金	△66,368
	その他利益剰余金	△66,368
	（うち当期純利益）	(6,575)
	合計	103,921

第 58 期 決 算 公 告

令和７年５月16日
新潟県三条市西本成寺二丁目24番26号
株式会社フタバ
代表取締役　江口　晃

貸借対照表の要旨（令和６年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,942,505
	固定資産	1,363,306
	資産合計	3,305,811
負債及び純資産の部	流動負債	996,195
	固定負債	899,778
	株主資本	1,409,838
	資本金	98,000
	利益剰余金	1,311,838
	利益準備金	22,519
	その他利益剰余金	1,289,318
	（うち当期純損失）	(185,903)
	負債・純資産合計	3,305,811

第 38 期 決 算 公 告

令和７年５月16日
静岡県富士市依田橋770番地の１
株式会社富士ホンダ
代表取締役　増田憲一郎

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	1,013
	固定資産	860
	合計	1,873
負債及び純資産の部	流動負債	780
	固定負債	185
	株主資本	907
	資本金	10
	利益剰余金	897
	利益準備金	2
	その他利益剰余金	894
	（うち当期純利益）	(6)
	合計	1,873

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して乙は甲の不動産賃貸管理事業及び営業所管理事業を含む全社管理事業に関する権利義務を承継し、甲はそれを承継させることにいたしました。この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。
（乙）確定した最終事業年度はありません。

令和七年五月十六日

静岡県富士市依田橋七七〇番地の一
（甲）株式会社富士ホンダ
代表取締役　増田憲一郎

静岡県富士市今泉三五一三番地の八
（乙）株式会社キイムス
代表取締役　増田憲一郎

第３期決算公告

令和７年５月16日
新潟県三条市川通中町477番地
株式会社フタバホールディングス
代表取締役　江口　晃

貸借対照表の要旨（令和６年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,321
	固定資産	1,537,554
	資産合計	1,538,875
負債及び純資産の部	流動負債	290
	固定負債	81,822
	株主資本	1,456,763
	資本金	2,000
	資本剰余金	1,428,458
	その他資本剰余金	1,428,458
	利益剰余金	26,305
	その他利益剰余金	26,305
	（うち当期純利益）	(27,743)
	負債・純資産合計	1,538,875

第 2 期 決 算 公 告

令和７年５月16日
神奈川県川崎市多摩区長沢四丁目32番地14―４号
Ｔ＆Ｔホールディングス株式会社
代表取締役　田形　剛

貸借対照表の要旨（令和６年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	8,051
	固定資産	70,962
	合計	79,013
負債及び純資産の部	流動負債	607
	固定負債	20,001
	株主資本	58,404
	資本金	1,000
	利益剰余金	57,404
	その他利益剰余金	57,404
	（うち当期純利益）	(58,498)
	合計	79,013

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社Ｔ＆Ｔ（住所東京都小金井市本町五丁目二四番四号）に対して当社の飲食事業及び海外法人への出資事業を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年五月十六日

神奈川県川崎市多摩区長沢四丁目三二番地一四―四号
Ｔ＆Ｔホールディングス株式会社
代表取締役　田形　剛

第 2 期 決 算 公 告

令和７年５月16日
札幌市北区北九条西三丁目10番１号小田ビル３Ｆ
株式会社ＳＩ
代表取締役　森永　敬和

貸借対照表の要旨　（令和６年８月31日現在）　（単位：円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	774,295,560	流動負債	483,232,630
固定資産	487,319,501	固定負債	150,000,000
繰延資産	30,715,818	負債合計	633,232,630
		株主資本	659,098,249
		資本金	10,001,100
		資本剰余金	1,148,490,746
		資本準備金	1,100
		その他資本剰余金	1,148,489,646
		利益剰余金	△ 499,393,597
		その他利益剰余金	△ 499,393,597
		（うち当期純損失）	(433,207,593)
		純資産合計	659,098,249
資産合計	1,292,330,879	負債・純資産合計	1,292,330,879

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千一百円、資本準備金の額を一千一百円減少し、それぞれ一千万円、〇円とすることにいたしました。

株主総会の決議は、令和七年五月十九日に予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年五月十六日

札幌市北区北九条西三丁目一〇番一号
小田ビル三Ｆ　株式会社ＳＩ
代表取締役　森永　敬和

第55期決算公告

令和７年５月16日
神戸市中央区港島南町四丁目７番地の８
株式会社ニチジョー
代表取締役　上西　誠人

貸借対照表の要旨（令和６年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	521,821
	固定資産	160,594
	資産合計	682,415
負債及び純資産の部	流動負債	287,202
	固定負債	2,918
	株主資本	392,294
	資本金	100,000
	利益剰余金	292,294
	利益準備金	25,000
	その他利益剰余金	267,294
	（うち当期純利益）	(78,342)
	負債・純資産合計	682,415

第63期決算公告

令和７年５月16日
福井県小浜市小浜酒井１番地の51
株式会社ふじたや
代表取締役　村宮　正啓

貸借対照表の要旨（令和６年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	14,167
	固定資産	21,972
	資産合計	36,139
負債及び純資産の部	流動負債	21,119
	負債合計	21,119
	株主資本	15,020
	資本金	24,000
	利益剰余金	△8,980
	利益準備金	610
	その他利益剰余金	△9,590
	（うち当期純損失）	(20)
	純資産合計	15,020
	負債・純資産合計	36,139

資本金の額の減少公告

当会社は、資本金の額を一千九百二十万円減少し、減少する資本金の額の全額を利益剰余金に組み入れることにいたしました。

この決定に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年五月十六日
福井県小浜市小浜酒井一番地の五一
株式会社ふじたや
代表取締役　村宮　正啓

第67期決算公告

令和７年５月16日
大阪市阿倍野区阿倍野筋１丁目１番43号
近畿配送サービス株式会社
取締役社長　家村　洋

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	833,504
	固定資産	362,193
	合計	1,195,697
負債及び純資産の部	流動負債	278,964
	（賞与引当金）	(37,620)
	固定負債	282,913
	（退職給付引当金）	(282,913)
	株主資本	633,820
	資本金	30,000
	利益剰余金	603,820
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	596,320
	（うち当期純利益）	(24,249)
	合計	1,195,697

第66期決算公告

令和７年５月16日
兵庫県芦屋市東山町12番６号
株式会社大松
代表取締役　松田　有可

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	227,349
	固定資産	618,538
	繰延資産	36
	合計	845,923
負債及び純資産の部	流動負債	37,877
	固定負債	792,394
	株主資本	15,651
	資本金	16,000
	利益剰余金	△348
	利益準備金	4,480
	その他利益剰余金	△4,828
	（うち当期純利益）	(8,328)
	合計	845,923

組織変更公告

当社は、合同会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年五月十六日
兵庫県芦屋市東山町一二番六号
株式会社大松
代表取締役　松田　有可

第26期決算公告

令和７年２月28日
大阪府岸和田市藤井町１―12―13
A'alda X３株式会社
代表取締役　田中　健太

貸借対照表の要旨（令和６年11月30日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	207,795,918
	固定資産	234,149,977
	資産合計	441,945,895
負債及び純資産の部	流動負債	230,788,789
	固定負債	186,475,554
	株主資本	24,681,552
	資本金	3,500,000
	資本剰余金	11,000,000
	その他資本剰余金	11,000,000
	利益剰余金	10,181,552
	その他利益剰余金	10,181,552
	（うち当期純損失）	(51,505,281)
	負債・純資産合計	441,945,895

第32期決算公告

令和７年５月16日
大阪市天王寺区清水谷町３番１号
株式会社エターナリー・ブレイズ
代表取締役　近藤　英子

貸借対照表の要旨（令和６年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	402,247
	固定資産	205,317
	資産合計	607,565
負債及び純資産の部	流動負債	127,430
	固定負債	667,711
	負債合計	795,142
	株主資本	△187,577
	資本金	30,000
	利益剰余金	△217,577
	その他利益剰余金	△217,577
	（うち当期純損失）	(10,900)
	純資産合計	△187,577
	負債・純資産合計	607,565

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二〇〇〇万円減少し、一〇〇〇万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年五月十六日
大阪市天王寺区清水谷町三番一号
株式会社エターナリー・ブレイズ
代表取締役　近藤　英子

合併公告

左記法人は、合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、両法人の最終会計年度に係る貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年五月十六日
茨城県古河市駒羽根三二〇番地一
（甲）社会福祉法人愛和会
理事長　森　誠
東京都東村山市秋津一丁目三二番一八
（乙）社会福祉法人はるび
理事長　徳山　滋久

甲の貸借対照表の要旨

（令和７年２月28日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	981
	固定資産	2,958
	基本財産	2,702
	その他の固定資産	256
	合計	3,939
負債及び純資産の部	流動負債	95
	固定負債	1,676
	基本金	172
	国庫補助金等特別積立金	692
	次期繰越活動増減差額	1,304
	（うち当期活動増減差額）	(94)
	合計	3,939

乙の貸借対照表の要旨

（令和７年２月28日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	130
	固定資産	1,934
	基本財産	1,854
	その他の固定資産	80
	合計	2,064
負債及び純資産の部	流動負債	90
	固定負債	51
	基本金	326
	国庫補助金等特別積立金	1,405
	次期繰越活動増減差額	192
	（うち当期活動増減差額）	(△43)
	合計	2,064

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年五月十六日

熊本市北区龍田二丁目一九番一号

（甲）株式会社アイシー企画

代表取締役　濱田庄太郎

熊本市東区尾ノ上四丁目二〇番一九号

（乙）株式会社シータ

代表取締役　宇都宮宏聡

第25期決算公告

令和７年５月16日

熊本市東区尾ノ上四丁目20番19号

株式会社シータ

代表取締役　宇都宮宏聡

貸借対照表の要旨

（令和６年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	52,338
	固定資産	228,991
	合計	281,330
負債及び純資産の部	流動負債	24,193
	固定負債	101,681
	株主資本	155,455
	資本金	3,000
	利益剰余金	152,455
	その他利益剰余金	152,455
	（うち当期純利益）	（12,571）
	合計	281,330

第21期決算公告

令和７年５月16日

熊本市北区龍田二丁目19番１号

株式会社アイシー企画

（旧商号　有限会社アイシー企画）

代表取締役　濱田庄太郎

貸借対照表の要旨

（令和６年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	27,412
	固定資産	13,070
	合計	40,482
負債及び純資産の部	流動負債	16,901
	固定負債	26,314
	株主資本	△2,733
	資本金	50
	利益剰余金	△2,783
	その他利益剰余金	△2,783
	（うち当期純利益）	（1,984）
	合計	40,482

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年五月十六日

広島県尾道市栗原東一丁目六番二九号

（甲）新和ビル・サービス株式会社

代表取締役　小林　輝久

岡山県倉敷市片島町一五番地の二

（乙）株式会社山陽エレベーター製作所

代表取締役　小林　輝久

第52期決算公告

令和７年５月16日

岡山県倉敷市片島町15番地の２

株式会社山陽エレベーター製作所

代表取締役　小林　輝久

貸借対照表の要旨（令和６年６月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	50,081
	固定資産	41,043
	合計	91,124
負債及び純資産の部	流動負債	25,374
	固定負債	52,554
	株主資本	13,196
	資本金	10,000
	利益剰余金	4,196
	利益準備金	2,000
	その他利益剰余金	2,196
	（うち当期純損失）	（15,116）
	自己株式	△　1,000
	合計	91,124

第50期決算公告

令和７年５月16日

広島県尾道市栗原東一丁目６番29号

新和ビル・サービス株式会社

代表取締役　小林　輝久

貸借対照表の要旨

（令和６年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	269,201
	固定資産	151,126
	合計	420,328
負債及び純資産の部	流動負債	96,941
	固定負債	57,763
	株主資本	265,622
	資本金	40,000
	利益剰余金	225,622
	利益準備金	1,200
	その他利益剰余金	224,422
	（うち当期純利益）	（20,941）
	合計	420,328

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、両社の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年五月十六日

三重県四日市市新正五丁目四番一九号

（甲）株式会社交洋

代表取締役　服部　敏洋

神戸市中央区八幡通三丁目二番五号

ＩＮ東洋ビル六〇二

（乙）株式会社交洋フーズ

代表取締役　服部　敏洋

第11期決算公告

令和７年５月16日

神戸市中央区八幡通三丁目２番５号

ＩＮ東洋ビル602

株式会社交洋フーズ

代表取締役　服部　敏洋

貸借対照表の要旨

（令和６年12月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,500
	固定資産	1
	資産合計	1,502
負債及び純資産の部	流動負債	1,400
	固定負債	0
	株主資本	102
	資本金	20
	利益剰余金	82
	その他利益剰余金	82
	（うち当期純損失）	（131）
	負債・純資産合計	1,502

第53期決算公告

令和７年５月16日

三重県四日市市新正五丁目４番19号

株式会社交洋

代表取締役　服部　敏洋

貸借対照表の要旨

（令和６年６月30日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	26,671
	固定資産	2,454
	資産合計	29,125
負債及び純資産の部	流動負債	14,025
	固定負債	0
	株主資本	15,101
	資本金	98
	利益剰余金	15,003
	その他利益剰余金	15,003
	（うち当期純利益）	（718）
	負債・純資産合計	29,125

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

両社の株主総会の承認決議は令和七年四月二十五日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、両社の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年五月十六日

三重県松阪市大津町五八番地四九

（甲）株式会社井川工業

代表取締役　岡嵜　征爾

三重県松阪市大津町五八番地五三

（乙）株式会社耕建運輸

代表取締役　井川　朱美

第９期決算公告

令和７年５月16日

三重県松阪市大津町58番地53

株式会社耕建運輸

代表取締役　井川　朱美

貸借対照表の要旨（令和６年11月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	15,071
	固定資産	18
	合計	15,089
負債及び純資産の部	流動負債	16,569
	株主資本	△1,480
	資本金	400
	利益剰余金	△1,880
	その他利益剰余金	△1,880
	（うち当期純損失）	（5,757）
	合計	15,089

第11期決算公告

令和７年５月16日

三重県松阪市大津町58番地49

株式会社井川工業

代表取締役　岡嵜　征爾

貸借対照表の要旨（令和６年６月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	55,199
	固定資産	26,232
	合計	81,431
負債及び純資産の部	流動負債	22,329
	固定負債	43,920
	株主資本	15,182
	資本金	5,000
	利益剰余金	10,181
	その他利益剰余金	10,181
	（うち当期純利益）	（9,893）
	合計	81,431

決　算　公　告

令和７年５月16日
神奈川県横浜市都筑区中川八丁目３番27号
株式会社シャンブル・ヴェール
代表取締役　水口　進也

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	5,638,781
	固定資産	96,396,320
	資産合計	102,035,101
負純資債及産のび部	流動負債	7,702,740
	固定負債	64,403,228
	負債合計	72,105,968
	株主資本	29,929,133
	資本金	100,000
	利益剰余金	29,829,133
	（うち当期純利益）	(15,428,572)
	純資産合計	29,929,133
	負債・純資産合計	102,035,101

決　算　公　告

令和７年５月16日
神奈川県川崎市高津区久本三丁目２番18号
エムビルコーポ302
株式会社ラポール
代表取締役　水口　進也

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	435,282,226
	固定資産	32,473,196
	資産合計	467,755,422
負純資債及産のび部	流動負債	207,474,969
	固定負債	177,250,722
	負債合計	384,725,691
	株主資本	83,029,731
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	73,029,731
	（うち当期純利益）	(10,407,767)
	純資産合計	83,029,731
	負債・純資産合計	467,755,422

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。効力発生日は令和七年六月三十日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年四月二十四日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年五月十六日
神奈川県川崎市高津区久本三丁目二番一八号エムビルコーポ三〇二
（甲）株式会社ラポール
代表取締役　水口　進也
神奈川県横浜市都筑区中川八丁目三番二七号
（乙）株式会社シャンブル・ヴェール
代表取締役　水口　進也

第７期決算公告

令和７年５月16日
滋賀県草津市矢橋町54番地15
デザインラボ株式会社
代表取締役　石井　久和

貸借対照表の要旨（令和６年３月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	65,659,853
	合計	65,659,853
負純資債及産のび部	流動負債	8,853,370
	株主資本	56,806,483
	資本金	3,000,000
	資本剰余金	38,575
	その他資本剰余金	38,575
	利益剰余金	53,767,908
	その他利益剰余金	53,767,908
	（うち当期純利益）	(14,477,836)
	合計	65,659,853

合併公告

左記会社は合併して甲は乙、丙及び丁の権利義務全部を承継して存続し乙、丙及び丁は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.d-rent.site/ir
（乙）左記のとおりです。
（丙）http://www.keihan-jimukiki.co.jp/ir/
（丁）http://www.tac-consultant.co.jp/ir/

令和七年五月十六日
京都市下京区大宮一丁目五五二番地
（甲）グリッド株式会社
代表取締役　渡邊　貴博
滋賀県草津市矢橋町五四番地一五
（乙）デザインラボ株式会社
代表取締役　石井　久和
大阪府高槻市南平台五丁目四番一八号
（丙）京阪事務機器株式会社
代表取締役　山田　麻世
京都市下京区梅小路西中町一〇五番地
（丁）ＴＡＣコンサルタント株式会社
代表取締役　江口　智巳

第３期決算公告

令和７年５月16日
札幌市中央区南三条西五丁目１番地１
株式会社グラフィックラボ
代表取締役　山本　壮一

貸借対照表の要旨（令和６年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	60,696
	繰延資産	127
	合計	60,823
負純資債及産のび部	流動負債	83,346
	株主資本	△22,522
	資本金	1,000
	利益剰余金	△23,522
	その他利益剰余金	△23,522
	（うち当期純損失）	(2,063)
	合計	60,823

第11期決算公告

令和７年５月16日
札幌市中央区南三条西五丁目１番地１
ノルベサ４Ｆ
株式会社イクスクルー
代表取締役　舘山　央弥

貸借対照表の要旨（令和６年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	312,657
	固定資産	22,493
	合計	335,151
負純資債及産のび部	流動負債	110,995
	賞与引当金	5,057
	固定負債	183,891
	株主資本	40,265
	資本金	5,000
	利益剰余金	35,265
	その他利益剰余金	35,265
	（うち当期純利益）	(7,250)
	合計	335,151

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年五月十六日
札幌市中央区南三条西五丁目一番地一ノルベサ四Ｆ
（甲）株式会社イクスクルー
代表取締役　舘山　央弥
札幌市中央区南三条西五丁目一番地一
（乙）株式会社グラフィックラボ
代表取締役　山本　壮一

第36期決算公告

令和７年５月16日
兵庫県西宮市山口町名来1225番地１
株式会社ビーライン
代表取締役　有馬　洋一

貸借対照表の要旨
（令和６年８月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,103
	固定資産	125
	合計	1,228
負純資債及産のび部	流動負債	66,471
	固定負債	4,050
	株主資本	△69,293
	資本金	10,000
	利益剰余金	△79,292
	その他利益剰余金	△79,292
	（うち当期純損失）	(12,165)
	合計	1,228

第48期決算公告

令和７年５月16日
鹿児島県薩摩川内市平佐町4860番地
株式会社南九州自動車学校
代表取締役　有馬　洋一

貸借対照表の要旨（令和６年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	115,843
	固定資産	390,000
	合計	505,843
負純資債及産のび部	流動負債	79,662
	固定負債	210,287
	株主資本	215,894
	資本金	20,000
	利益剰余金	241,592
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	236,592
	（うち当期純利益）	(18,410)
	自己株式	△45,698
	合計	505,843

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年五月十六日
鹿児島県薩摩川内市平佐町四八六〇番地
（甲）株式会社南九州自動車学校
代表取締役　有馬　洋一
兵庫県西宮市山口町名来一二二五番地一
（乙）株式会社ビーライン
代表取締役　有馬　洋一

第 30 期 決 算 公 告

令和７年５月16日
東京都千代田区霞が関一丁目４番２号大同生命霞が関ビル11階
Extreme Networks株式会社
代表取締役　瀧川　義一

貸 借 対 照 表 の 要 旨
（令和４年６月30日現在）　（単位：円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	171,876,492	固定負債	65,834,478
固定資産	102,252,036	有給休暇引当金	17,097,052
		流動負債	87,397,986
		退職給与引当金	47,583,907
		株主資本	120,896,064
		資本金	100,000,000
		資本剰余金	813,700,000
		資本準備金	813,700,000
		利益剰余金	△792,803,936
		その他利益剰余金	△792,803,936
		（うち当期純利益）	(22,195,362)
資産合計	274,128,528	負債・純資産合計	274,128,528

第 31 期 決 算 公 告

令和７年５月16日
東京都千代田区霞が関一丁目４番２号大同生命霞が関ビル11階
Extreme Networks株式会社
代表取締役　瀧川　義一

貸 借 対 照 表 の 要 旨
（令和５年６月30日現在）　（単位：円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	208,567,952	固定負債	76,302,599
固定資産	105,095,532	有給休暇引当金	12,640,019
		流動負債	93,526,751
		退職給与引当金	53,526,751
		株主資本	143,834,134
		資本金	100,000,000
		資本剰余金	813,700,000
		資本準備金	813,700,000
		利益剰余金	△769,865,866
		その他利益剰余金	△769,865,866
		（うち当期純利益）	(22,938,070)
資産合計	313,663,484	負債・純資産合計	313,663,484

第 96 期 決 算 公 告

令和７年５月16日
兵庫県姫路市南町１番地
株式会社山陽百貨店
代表取締役　高野　勝

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	2,139	流動負債	5,903
固定資産	7,555	固定負債	931
		株主資本	2,843
		資本金	100
		資本剰余金	294
		資本準備金	7
		その他資本剰余金	286
		利益剰余金	2,449
		利益準備金	101
		その他利益剰余金	2,348
		（うち当期純利益）	(128)
		評価・換算差額等	16
合計	9,695	合計	9,695

第 29 期 決 算 公 告

令和７年５月16日
東京都千代田区霞が関一丁目４番２号大同生命霞が関ビル11階
Extreme Networks株式会社
代表取締役　瀧川　義一

貸 借 対 照 表 の 要 旨
（令和３年６月30日現在）　（単位：円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	112,718,528	固定負債	99,289,637
固定資産	166,363,128	有給休暇引当金	18,778,672
		流動負債	81,091,317
		退職給与引当金	41,048,613
		株主資本	98,700,702
		資本金	100,000,000
		資本剰余金	813,700,000
		資本準備金	813,700,000
		利益剰余金	△814,999,298
		その他利益剰余金	△814,999,298
		（うち当期純利益）	(21,608,929)
資産合計	279,081,656	負債・純資産合計	279,081,656

第 35 期 決 算 公 告

2025年５月16日　東京都中央区新川一丁目27番７号
レジデンス・ビルディングマネジメント株式会社
代表取締役　酒井　政美

貸 借 対 照 表 の 要 旨
（2024年12月31日現在）　（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	8,689	流動負債	8,754
固定資産	121,240	固定負債	62,488
		株主資本	58,447
		資本金	100
		資本剰余金	80
		資本準備金	80
		利益剰余金	62,228
		利益準備金	7
		その他利益剰余金	62,220
		自己株式	△ 3,961
		評価・換算差額等	240
		その他有価証券評価差額金	153
		繰延ヘッジ損益	86
資産合計	129,930	負債・純資産合計	129,930

損 益 計 算 書 の 要 旨
（自　2024年１月１日　至　2024年12月31日）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	10,523	経常利益	5,300
売上原価	4,762	特別損益	0
売上総利益	5,760	税引前当期純利益	5,300
販売費及び一般管理費	1,522	法人税住民税事業税	1,870
営業利益	4,238	法人税等調整額	△ 4
営業外損益	1,062	当期純利益	3,433

第 67 期 決 算 公 告

令和７年５月16日
東京都千代田区神田鍛冶町三丁目４番地
株式会社オリコプロダクトファイナンス
取締役社長　横山　嘉徳

貸 借 対 照 表 の 要 旨
（令和７年２月28日現在）　（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	345,470	流動負債	252,434
固定資産	4,323	固定負債	83,836
有形固定資産	237	負債合計	336,271
無形固定資産	437		
投資その他の資産	3,648	株主資本	13,523
		資本金	9,910
		資本剰余金	8,016
		資本準備金	8,016
		利益剰余金	△ 4,403
		利益準備金	237
		その他利益剰余金	△ 4,640
		純資産合計	13,523
資産合計	349,794	負債・純資産合計	349,794

損 益 計 算 書 の 要 旨
（自　令和６年３月１日　至　令和７年２月28日）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
営業収益	12,599	税引前当期純利益	△ 2,855
営業費用	15,282	法人税、住民税及び事業税	53
営業利益	△ 2,682	法人税等調整額	160
営業外損益	△ 1	当期純利益	△ 3,068
経常利益	△ 2,683		
特別損益	△ 171		

第19期決算公告　　令和７年５月16日
東京都渋谷区道玄坂一丁目12番１号
渋谷マークシティW22階
株式会社ロージー
代表取締役　熊野　泰憲

貸借対照表の要旨（令和６年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	598,982
	固定資産	12,609
	合計	611,592
負債及び純資産の部	流動負債	10,602
	固定負債	72,543
	株主資本	528,446
	資本金	15,000
	資本剰余金	15,000
	資本準備金	15,000
	利益剰余金	498,446
	その他利益剰余金	498,446
	（うち当期純損失）	(80,911)
	合計	611,592

合併公告

令和七年五月十六日
東京都渋谷区道玄坂一丁目一二番一号
渋谷マークシティW二二階
（甲）株式会社ロージー
代表取締役　熊野　泰憲
東京都豊島区南大塚二丁目一一番一〇号
ミモザビル三階
（乙）株式会社ＧＤ
代表取締役　熊野　泰憲
東京都港区浜松町二丁目二番一五号浜松町ダイヤビル二Ｆ
（丙）株式会社ラボトミー
代表取締役　熊野　泰憲

全部を承継して存続し、乙及び丙は解散することにいたしました。

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）下記のとおりです。

（乙）下記のとおりです。

（丙）計算書類の公告義務はありません。

令和七年五月十六日
東京都中央区新川二丁目一三番八号
（甲）株式会社三ツ和
代表取締役　小川　正太
東京都中央区新川二丁目一三番八号
（乙）ナカエンタープライズ株式会社
代表取締役　横尾　龍彦
東京都中央区新川二丁目一三番八号
（丙）有限会社アイ・エー・ジェイ
取締役　福林　一矢

第２期決算公告

令和７年５月16日
東京都中央区日本橋室町三丁目２番１号
一般社団法人神宮外苑みどりプロジェクト
代表理事　河島　航平

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	7,027
	固定資産	546
	合計	7,574
負債及び純資産の部	流動負債	3,224
	株主資本	4,350
	利益剰余金	4,350
	その他利益剰余金	4,350
	合計	7,574

第16期決算公告

令和７年５月16日
東京都港区浜松町二丁目２番15号
浜松町ダイヤビル２Ｆ
株式会社ラボトミー
代表取締役　熊野　泰憲

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	66,024
	固定資産	8,000
	合計	74,024
負債及び純資産の部	流動負債	70
	株主資本	73,954
	資本金	1,000
	利益剰余金	72,954
	その他利益剰余金	72,954
	（うち当期純損失）	(514)
	合計	74,024

第12期決算公告

令和７年５月16日
東京都豊島区南大塚二丁目11番10号
ミモザビル３階
株式会社ＧＤ
代表取締役　熊野　泰憲

貸借対照表の要旨
（令和６年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	544
	固定資産	13,009
	合計	13,553
負債及び純資産の部	流動負債	70
	株主資本	13,483
	資本金	100
	利益剰余金	13,383
	その他利益剰余金	13,383
	（うち当期純損失）	(41)
	合計	13,553

第58期決算公告

令和７年５月16日
福岡市博多区博多駅中央街５番14号
博多ステイションフード株式会社
代表取締役　佐々木洋子

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	474
	固定資産	1,278
	合計	1,753
負債及び純資産の部	流動負債	315
	固定負債	1,281
	株主資本	156
	資本金	40
	利益剰余金	116
	利益準備金	1
	その他利益剰余金	114
	（うち当期純利益）	(6)
	合計	1,753

第38期決算公告

令和７年５月16日
兵庫県姫路市阿保字長瀬甲502番３
山陽デリバリーサービス株式会社
代表取締役　松岡　広明

貸借対照表の要旨（令和７年１月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	37,395
	固定資産	487,416
	合計	524,812
負債及び純資産の部	流動負債	237,718
	固定負債	16,949
	株主資本	270,144
	資本金	10,000
	利益剰余金	260,144
	利益準備金	120
	その他利益剰余金	260,024
	（うち当期純利益）	(5,408)
	合計	524,812

決算公告　　令和７年５月16日
東京都中央区新川二丁目13番８号
ナカエンタープライズ株式会社

貸借対照表の要旨（令和６年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	5,553
	固定資産	37,686
	合計	43,239
負債及び純資産の部	流動負債	20,142
	固定負債	24,562
	株主資本	△1,465
	資本金	50,000
	利益剰余金	△51,465
	利益準備金	200
	その他利益剰余金	△51,665
	（うち当期純損失）	(334)
	合計	43,239

決算公告　　令和７年５月16日
東京都中央区新川二丁目13番８号
株式会社三ツ和

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	2,312
	固定資産	3,141
	合計	5,453
負債及び純資産の部	流動負債	1,212
	固定負債	1,465
	株主資本	2,777
	資本金	50
	資本剰余金	8
	資本準備金	8
	利益剰余金	2,810
	利益準備金	43
	その他利益剰余金	2,767
	（うち当期純利益）	(32)
	自己株式	△92
	合計	5,453

第52期決算公告

令和７年５月16日
兵庫県姫路市南町１番地
株式会社山陽百貨店内
株式会社山陽友の会
代表取締役　横田　淳一

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,073,444
	固定資産	43,750
	合計	2,117,194
負債及び純資産の部	流動負債	1,981,534
	固定負債	—
	株主資本	135,659
	資本金	20,000
	利益剰余金	115,659
	その他利益剰余金	115,659
	（うち当期純利益）	(893)
	合計	2,117,194

第 43 期 決 算 公 告

令和７年５月16日
北九州市小倉南区田原新町一丁目13番２号
スピードネットワーク株式会社
代表取締役　前田　健次

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	616,158
	固定資産	1,822,842
	合計	2,439,001
負債及び純資産の部	流動負債	923,447
	固定負債	1,099,083
	株主資本	416,470
	資本金	10,000
	利益剰余金	406,470
	その他利益剰余金	406,470
	（うち当期純利益）	(223,248)
	合計	2,439,001

合併公告

左記会社は合併して甲は乙、丙及び丁の権利義務全部を承継して存続し、乙、丙及び丁は解散することにいたしました。

この合併に対し、異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

令和七年五月十六日
北九州市小倉南区田原新町一丁目一三番二号
（甲）スピードネットワーク株式会社
代表取締役　前田　健次
北九州市小倉南区田原新町一丁目一三番二号
（乙）Ｋ１０５合同会社
代表社員　前田　健次
北九州市小倉南区田原新町一丁目一三番二号
（丙）Ｋ１０７合同会社
代表社員　前田　健次
北九州市小倉南区田原新町一丁目一三番二号
（丁）Ｋ１０９合同会社
代表社員
スピードネットワーク株式会社
職務執行者　前田　健次

第 26 期 決 算 公 告

令和７年５月16日　愛媛県松山市三番町六丁目８番地７
株式会社パワーアップ
代表取締役　大西　直子

貸借対照表の要旨　（令和６年２月29日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	648,822	流動負債	23,216
固定資産	187,369	固定負債	377,928
		役員退職慰労引当金	377,928
		株主資本	435,047
		資本金	100,000
		資本剰余金	843,390
		資本準備金	450,090
		その他資本剰余金	393,300
		利益剰余金	157,499
		利益準備金	2,025
		その他利益剰余金	155,474
		（うち当期純損失）	(46,775)
		自己株式	△665,842
資産合計	836,192	負債・純資産合計	836,192

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九千万円、資本準備金の額を四億五千九万円減少し、利益準備金の額を二百七十万円減少し、それぞれ一千万円、〇円、〇円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年六月二十日であり、株主総会の決議は、令和七年五月七日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年五月十六日
愛媛県松山市三番町六丁目八番地七
株式会社パワーアップ
代表取締役　大西　直子

Public Notice of Financial Settlement for Twelfth Accounting Term

May 16, 2025　ARK Hills Sengokuyama Mori Tower 26F 1—9—10 Roppongi, Minato-ku, Tokyo

Fisher Investments Japan Limited

Representative in Japan：Jeremiah Martin

Summary of Balance Sheet　(as of December 31, 2024)　(Unit : JPY 1,000)

ACCOUNT	AMOUNT	ACCOUNT	AMOUNT
ASSETS		**LIABILITIES**	
Cash and deposits	158,999	Accounnts payable	4,041
Prepaid expenses	4,277	Accrued expenses	41,657
Accounts receivable	245,009	Operating Lease liabilities	26,013
Other current assets	180	Fixed liabilities	13,431
Tangible fixed Assets	4,575	**Total Current liabilities**	**85,142**
Long-term deferred tax asset	11,125	**Equity**	
Lease right-of-use assets, net	42,240		
Other	27,410	Stated capital	58,770
		Additional paid in capital	340,978
		Cumulative retained earnings	8,925
		(of which net income for the period)	(16,582)
		Total Equity	**408,673**
Total assets	**493,815**	**Total liabilities and equity**	**493,815**

第67期決算公告

令和７年５月16日

高知市中の島２番89号

入交トラストエナジー株式会社

代表取締役　成岡　祐輔

貸借対照表の要旨
（令和６年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,593,163
	固定資産	612,052
	資産合計	2,205,216
負債及び純資産の部	流動負債	632,380
	（うち事業改善引当金）	(74,000)
	固定負債	464,883
	（うち退職給付引当金）	(119,000)
	（うち役員慰労引当金）	(25,000)
	株主資本	1,107,951
	資本金	40,000
	資本剰余金	40,000
	その他資本剰余金	40,000
	利益剰余金	1,027,951
	利益準備金	10,000
	その他利益剰余金	1,017,951
	（うち当期純利益）	(94,419)
	負債・純資産合計	2,205,216

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年五月十六日

高知市中の島二番八九号

（甲）入交トラストエナジー株式会社

代表取締役　成岡　祐輔

高知市仁井田四五六三番地一

（乙）入交クリエイト株式会社

代表取締役　入交　太郎

第18期決算公告

令和７年５月16日

高知市仁井田4563番地１

入交クリエイト株式会社

代表取締役　入交　太郎

貸借対照表の要旨
（令和６年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	20,688
	固定資産	48,960
	資産合計	69,649
負債及び純資産の部	流動負債	10,896
	固定負債	8,211
	退職給付引当金	8,211
	株主資本	50,541
	資本金	10,000
	利益剰余金	40,541
	その他利益剰余金	40,541
	（うち当期純損失）	(3,610)
	負債・純資産合計	69,649

決算公告

令和７年５月16日

大阪府高槻市城北町二丁目２番13号

株式会社オカダ

代表取締役　岡田　徳治

貸借対照表の要旨（令和６年８月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	79,568
	固定資産	21,876
	合計	101,444
負債及び純資産の部	流動負債	5,837
	固定負債	30,000
	株主資本	65,607
	資本金	20,000
	利益剰余金	45,607
	利益準備金	1,800
	その他利益剰余金	43,807
	（うち当期純利益）	(3,633)
	合計	101,444

令和６年決算公告

令和７年５月16日

東京都千代田区平河町二丁目６番１号
平河町ビル

一般財団法人　国民政治協会

代表理事会長　大橋　光夫

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	248,657
	固定資産	126,189
	合計	374,846
負債及び純資産の部	流動負債	24,216
	固定負債	80,497
	負債合計	104,713
	指定正味財産	5,000
	一般正味財産	265,133
	正味財産合計	270,133
	合計	374,846

第19期決算公告

令和７年５月16日

福島県郡山市田村町金屋字下タ川原

167番地12

石英理研株式会社

代表取締役　阪東　徹夫

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,392,132
	固定資産	3,691,173
	合計	5,083,305
負債及び純資産の部	流動負債	1,556,201
	賞与引当金	22,101
	固定負債	2,697,488
	退職給付引当金	32,740
	株主資本	829,428
	資本金	9,000
	利益剰余金	820,428
	その他利益剰余金	820,428
	（うち当期純利益）	(257,761)
	評価・換算差額等	188
	その他有価証券評価差額金	188
	合計	5,083,305

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年五月十六日

横浜市旭区都岡町五番地の一

（甲）株式会社横浜石英

代表取締役　阪東　徹夫

福島県郡山市田村町金屋字下タ川原一六七番地一二

（乙）石英理研株式会社

代表取締役　阪東　徹夫

第33期決算公告

令和７年５月16日

横浜市旭区都岡町５番地の１

株式会社横浜石英

代表取締役　阪東　徹夫

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	769,485
	固定資産	1,699,021
	合計	2,468,506
負債及び純資産の部	流動負債	1,314,849
	賞与引当金	12,966
	固定負債	516,880
	退職給付引当金	66,540
	役員退職慰労引当金	22,173
	株主資本	636,777
	資本金	50,000
	利益剰余金	586,777
	その他利益剰余金	586,777
	（うち当期純利益）	(41,372)
	合計	2,468,506

第70期決算公告

令和７年５月16日

埼玉県さいたま市中央区本町西

四丁目16番15号

田中産業株式会社

代表取締役　志賀　謙太

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	2,494,771
	固定資産	3,388,888
	合計	5,883,660
負債及び純資産の部	流動負債	1,576,488
	固定負債	221,528
	株主資本	4,082,287
	資本金	80,000
	資本剰余金	1,460,000
	資本準備金	741,250
	その他資本剰余金	718,750
	利益剰余金	2,542,287
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	2,529,787
	（うち当期純利益）	(194,343)
	評価・換算差額等	3,356
	その他有価証券評価差額金	3,356
	合計	5,883,660